

最近の初等中等教育の動向

文部科学省 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

安彦 広斉

令和4年10月14日（金）



目 次

「最近の初等中等教育の動向」

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策について……………	1
2. 学習指導要領、「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（中教審答申）について……	1 0
3. 幼児教育と小学校教育の架け橋について……………	1 6
4. G I G Aスクール構想の推進について……………	2 0
5. 小学校における3 5 人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進について……………	3 7
6. 教師の資質能力の向上等について……………	4 2
7. 学校における働き方改革について……………	6 2
8. 特別支援教育について……………	7 1
9. いじめ・不登校支援・児童虐待対応等について……………	9 5
(参考) コミュニティ・スクールについて……………	1 0 9

1

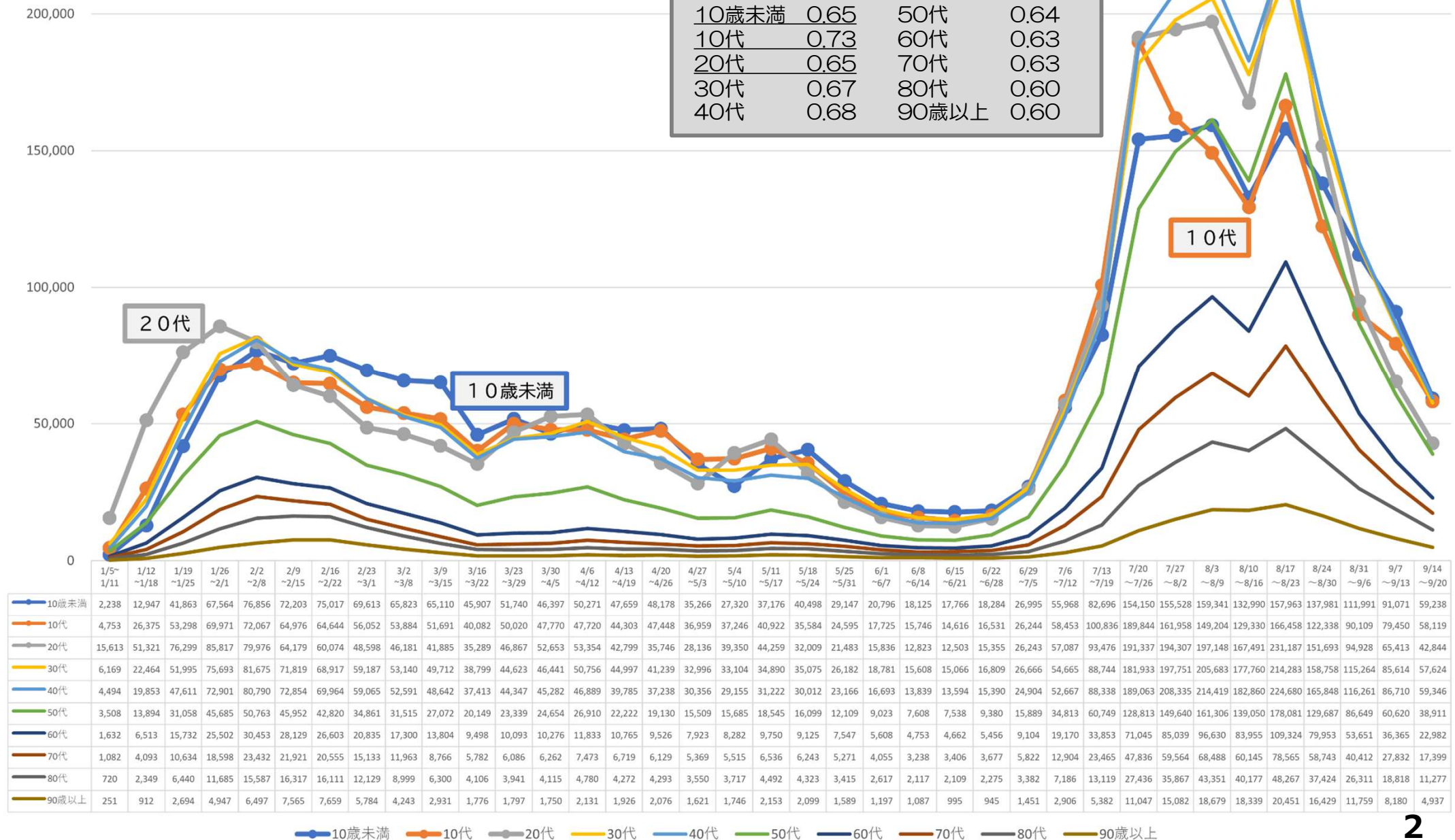
学校における新型コロナウイルス感染症 対策について

年代別新規陽性者数の推移

※厚生労働省のオープンデータ（性別・年代別新規陽性者数（週別））より作成

（直近1週間の対前週比）

10歳未満	0.65	50代	0.64
10代	0.73	60代	0.63
20代	0.65	70代	0.63
30代	0.67	80代	0.60
40代	0.68	90歳以上	0.60



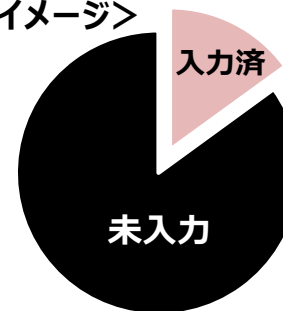
新規陽性者の感染場所（報告日別、HER-SYSデータ、100分率）

- 場所区分が入力されている全てのデータを機械的に集計し、百分率でグラフ化したもの。
- 緊急避難措置として発生届の限定をしている8自治体のデータは含まれていない。

【データ解釈上の注意点】

- ・ 場所区分の入力は任意であり、**入力率は概ね13%程度で推移**（残りの**87%程度は未入力**）。
- ・ また、保健所・医療機関における入力状況の差は大きいこと等から、データの解釈には十分な留意が必要。

＜入力率のイメージ＞



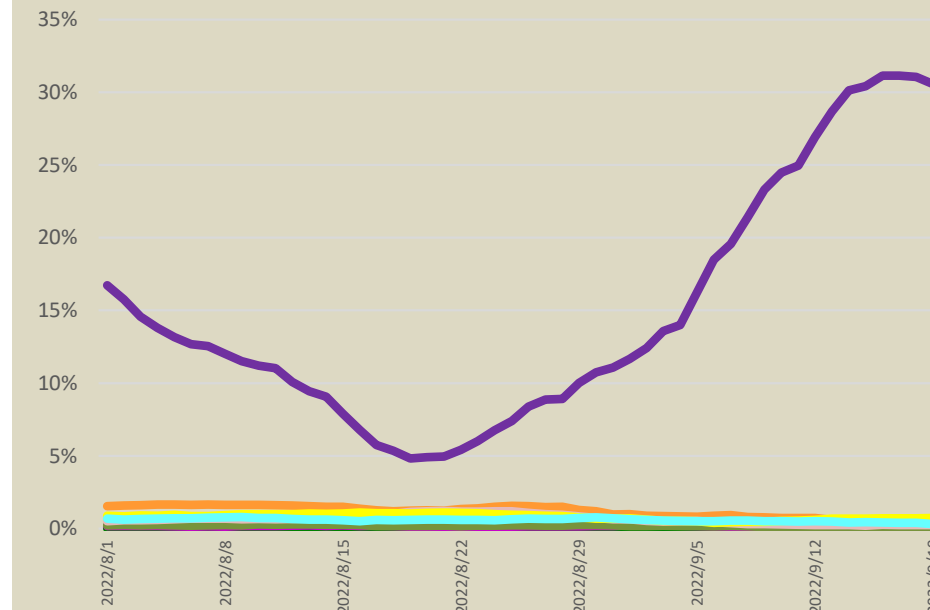
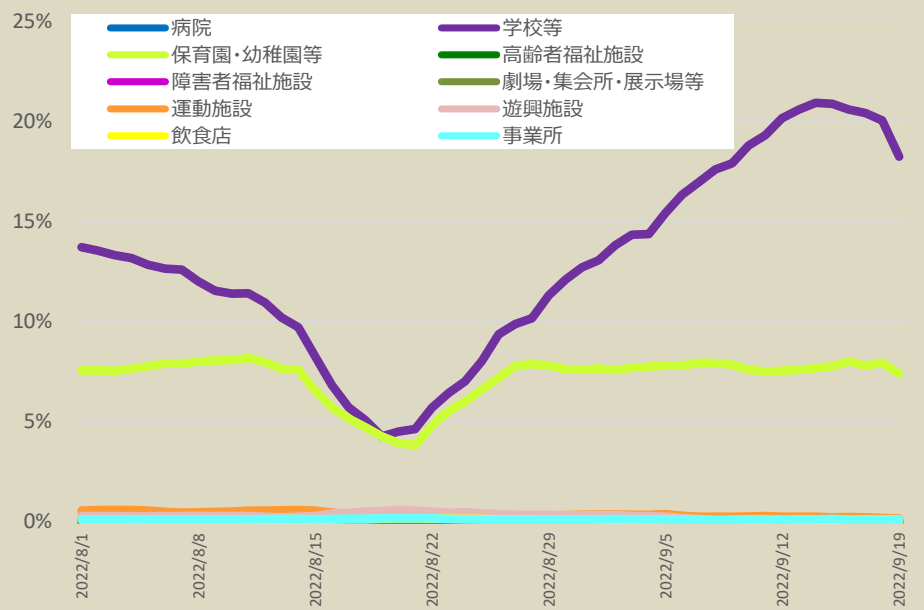
以下のグラフは、**データが入力されている約13%分のデータを元に、新規陽性者の感染場所を整理したもの。**

10歳未満（全国）

	病院	学校等	保育園・幼稚園等	高齢者福祉施設	障害者福祉施設	劇場・集会所・展示場等	運動施設	遊興施設	飲食店	事業所	自宅	それ以外
2022/8/1	0.1%	13.7%	7.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.3%	0.1%	0.1%	60.3%	17.2%
2022/9/19	0.1%	18.2%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	61.2%	12.6%

10代（全国）

	病院	学校等	保育園・幼稚園等	高齢者福祉施設	障害者福祉施設	劇場・集会所・展示場等	運動施設	遊興施設	飲食店	事業所	自宅	それ以外
2022/8/1	0.1%	16.7%	0.6%	0.0%	0.2%	0.2%	1.5%	0.5%	0.9%	0.7%	57.4%	21.2%
2022/9/19	0.1%	30.6%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.6%	0.2%	0.7%	0.3%	53.8%	13.2%



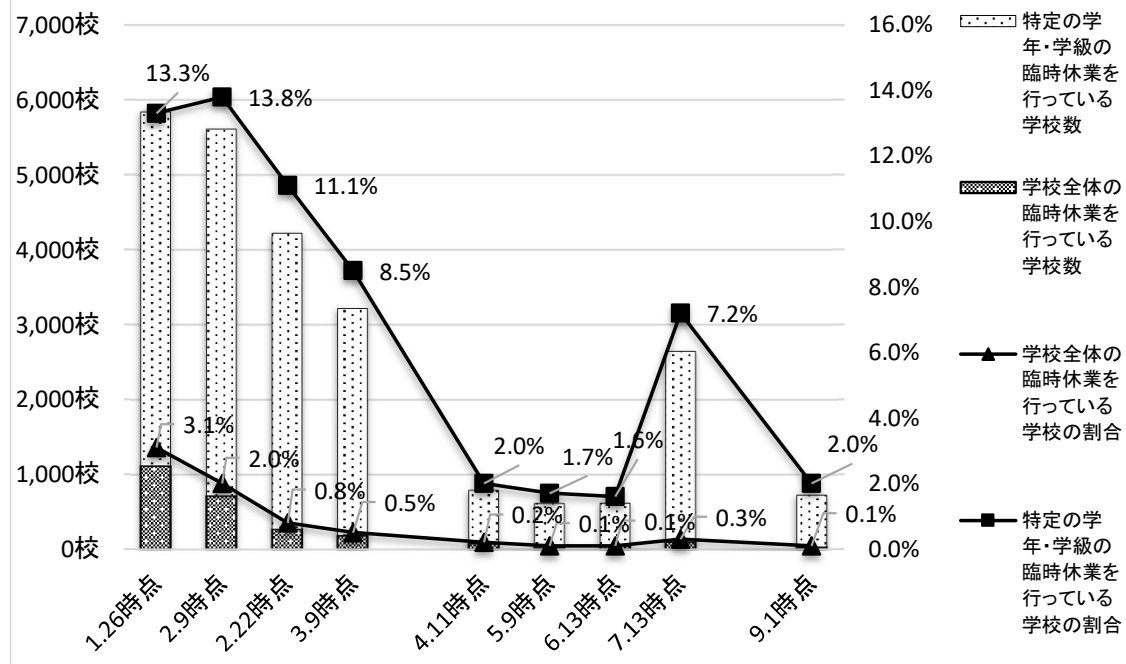
* 9/20 9:00時点の入力データを基に算出。7日間移動平均による。

* 「それ以外」とは、「病院、学校等、保育園・幼稚園等、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、劇場・集会所・展示場等、運動施設、遊興施設、飲食店、事業所、自宅」以外であり、「感染場所不明」を含む。

臨時休業状況調査 都道府県別の状況 (令和4年9月1日時点・公立学校)

「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」及び「学校全体の臨時休業を行っている学校」ともに、前回調査(7/13)時点と比較して減少傾向。

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	9校 0.3% (-1.5%pt)	458校 2.4% (-6.6%pt)	140校 1.5% (-4.7%pt)	68校 1.9% (-2.8%pt)	21校 1.9% (-2.3%pt)	696校 2.0% (-5.2%pt)
学校全体の臨時休業を行っている学校	3校 0.1% (-0.6%pt)	13校 0.1% (-0.2%pt)	4校 0.04% (-0.3%pt)	7校 0.2% (+0.1%pt)	3校 0.3% (+0.1%pt)	30校 0.1% (-0.2%pt)



	特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校		特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校
北海道	74校 4.0%	6校 0.3%	滋賀県	3校 0.6%	0校 0.0%
青森県	11校 2.3%	0校 0.0%	京都府	20校 3.1%	0校 0.0%
岩手県	19校 3.5%	↑5校 0.9%	大阪府	38校 2.1%	0校 0.0%
宮城県	9校 1.3%	1校 0.1%	兵庫県	18校 1.2%	2校 0.1%
秋田県	↑22校 6.2%	1校 0.3%	奈良県	4校 0.9%	0校 0.0%
山形県	↑29校 7.3%	↑4校 1.0%	和歌山県	9校 2.1%	0校 0.0%
福島県	↑26校 3.2%	0校 0.0%	鳥取県	8校 3.9%	1校 0.5%
茨城県	1校 0.1%	0校 0.0%	島根県	5校 1.2%	0校 0.0%
栃木県	6校 1.0%	0校 0.0%	岡山県	↑33校 4.6%	1校 0.1%
群馬県	3校 0.5%	↑1校 0.2%	広島県	↑55校 6.7%	0校 0.0%
埼玉県	45校 3.1%	1校 0.1%	山口県	7校 1.4%	0校 0.0%
千葉県	4校 0.3%	1校 0.1%	徳島県	2校 0.6%	0校 0.0%
東京都	13校 0.6%	0校 0.0%	香川県	8校 2.5%	0校 0.0%
神奈川県	7校 0.5%	0校 0.0%	愛媛県	0校 0.0%	0校 0.0%
新潟県	23校 2.9%	0校 0.0%	高知県	1校 0.3%	0校 0.0%
富山県	5校 1.6%	0校 0.0%	福岡県	33校 2.7%	2校 0.2%
石川県	2校 0.6%	0校 0.0%	佐賀県	8校 2.8%	0校 0.0%
福井県	0校 0.0%	1校 0.3%	長崎県	0校 0.0%	0校 0.0%
山梨県	10校 1.8%	0校 0.0%	熊本県	2校 0.3%	1校 0.2%
長野県	↑61校 9.5%	0校 0.0%	大分県	19校 3.8%	1校 0.2%
岐阜県	27校 4.0%	0校 0.0%	宮崎県	5校 1.2%	0校 0.0%
静岡県	8校 0.8%	0校 0.0%	鹿児島県	1校 0.1%	0校 0.0%
愛知県	2校 0.1%	0校 0.0%	沖縄県	5校 0.8%	1校 0.2%
三重県	5校 0.8%	0校 0.0%	計	696校 2.0%	30校 0.1%

※1 「特定の学年・学級の臨時休業」と「学校全体の臨時休業」は重複しない。

※2 学校数について、分校は1校とし、休校している学校は調査対象外。

※3 域内教育委員会が把握している学校数を都道府県教育委員会が集計。

※4 %は域内の全学校数に占める「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」または「学校全体の臨時休業を行っている学校」の割合。

※5 ↑は7月13日時点の数値より増加した場合に付している。

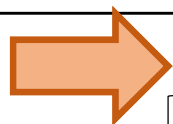
学校における新型コロナウイルス対応に関する最近の動向①

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（令和4年7月15日）

◇ 検査の活用について

（新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言）

- 学校についても、**感染リスクが一定度高まる場合に検査を行うことが重要**
- 外部から感染が持ち込まれるリスクのある場合や普段会わない人との交わりなど、感染リスクが高まる場面
 - 場所に的を絞って検査を行うこと
- **小児への検査について、有症状者には当然優先して実施**。地域の感染状況に応じて、小児の負担、地域における検査能力等を考慮して実施可能である場合には、無症状の小児に対する検査もあり得る



基本的対処方針に掲げられている学校での取組（例）

- 地域の実情に応じ、校内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員や児童生徒等に対する検査
- 地域の感染状況に応じて、自治体や大会主催者、学校等の判断で、部活動の大会前や修学旅行前等において、日々の健康状態を把握し、何らかの症状がある場合等は検査を行い、陰性を確認した上で参加
- 感染が拡大又は高止まりしている地域において、校内でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、自治体や学校等の判断で、教職員等に対する頻回検査や長期休業後等における教職員に対する検査 等

◇ 換気について

- **換気は、基本的な感染対策の一つとして引き続き重要**
- 効果的な換気のため、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言も参考にしながら、実情に応じた取組を
- 二酸化炭素濃度測定器については、「学校等における感染症対策等支援事業」等による補助対象

※「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」（令和4年9月2日）において、具体的な実施方策・事例等を紹介

学校における新型コロナウイルス対応に関する最近の動向②

濃厚接触者の待機期間の見直しについて

(令和4年7月25日)

新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について(令和4年8月1日)

◇ 濃厚接触者の待機期間の見直しについて

- ・ 濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日から「7日間(8日目解除)」⇒「5日間(6日目解除)」
- ・ 2日目及び3日目に、抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能
- ・ いずれも、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、感染対策の徹底等が必要

◇ 医療機関・保健所からの陰性証明等の取得に対する配慮について

感染により療養を開始する際や、療養又は待機の期間経過後、医療機関や保健所が発行する証明書は不要

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について(令和4年9月9日)

◇ 療養期間等の見直し

(有症状患者)

- ・ 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24 時間経過した場合には8日目から解除
- ・ 10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動を徹底

(無症状患者)

- ・ 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除 ※従来から変更なし
- ・ 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除
- ・ 7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動を徹底

学校における新型コロナウイルス対応に関する最近の動向③

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に関する情報提供について

（令和4年7月26日）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての
学校等における考え方及び留意点等について

（令和4年9月6日）

◇ 教職員のワクチン接種について

- ・教職員は、学校の業務を継続し、学びの保障や地域における社会機能を維持するために不可欠な存在
- ・教育活動を継続していく観点から、夏季休業期間を活用して、希望する教職員がワクチン接種を受けることができるよう、学校等への働きかけを

◇ 幼児児童生徒へのワクチン接種について

- ・幼児児童生徒へのワクチン接種は強制ではなく、本人や保護者の判断が尊重されるべきもの
- ・本人や保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分に周知されることが重要
- ・希望する保護者等が必要な情報を取得できるよう、地域の衛生主管部（局）の求めに応じて広報への協力を（保護者が訪れやすい場所に据え置く、教委・学校等のHPや校内ネットワークに掲載する 等）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン【概要】

～ 出席停止の措置及び臨時休業の判断について ～

- ◇ 新型コロナの感染が確認された場合の初動体制について予め整理しておくことが重要であることから、各学校や設置者の参考とするため、主に感染拡大地域における学校の臨時休業の判断等に当たっての考え方を整理
 - ※ 本ガイドラインは、各地域において同様の基準がない場合等に活用することを想定して作成しており、既に同様の基準を策定している地域においては従前の基準に依ることとして差し支えない
- ◇ 今般、保健所等による濃厚接触者の特定及び行動制限をハイリスク施設（高齢者・障害児者施設、医療機関）に重点化することが可能とされたこと等に伴い、学校で感染者が発生した場合の対応を改めて整理 ※下線部は今回の主な改定ポイント

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③その他、設置者で必要と判断した場合
 - ※感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く
- ただし、例えば、同一の学級において、複数人の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合や学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合には、学級閉鎖を行う必要はない
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）
 - ※未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、柔軟な対応を行うことが可能

【学年閉鎖及び学校全体の臨時休業】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、感染が広がっている可能性が高い場合には学年閉鎖を実施
- 複数の学年を閉鎖し、かつ、感染が広がっている可能性が高い場合には学校全体の臨時休業を実施

なお、これ以外に、初期対応としての臨時休業等については基本的に行う必要はないが、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校については、全体像が把握できるまでの間、臨時休業を行うことも考えられる。また、保健所の業務の状況等により、実施が遅延するような場合には、学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することが考えられる。

背景 課題

- 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、各学校において感染及びその拡大リスクを出来るだけ低減させながら教育活動を実施できるよう、地域の感染状況や各学校の実情等にあわせて、学校の感染症対策を機動的に対処可能にすることはますます重要になっている。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

地域の感染状況等に応じて必要となる学校の感染症対策の実施、安全安心な通学環境の確保



学校・通学時における感染拡大の防止・学校教育活動の継続を実現



事業内容

I 学校等における感染症対策等支援事業

各学校等において感染症対策を徹底する上で継続的に必要となる消毒液や保健衛生用品等の整備等に必要経費を補助

- 学校種：国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象：不織布マスク、消毒液等の保健衛生用品、換気対策用品等の購入経費、教室の消毒等外部委託に必要な経費 他



II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援

- 学校種：国公立の特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他



2

学習指導要領、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（中教審答申）について



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

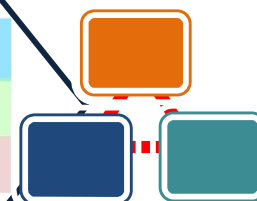
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など，新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については，些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(イメージ)



「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(答申)のポイント

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

中央教育審議会 初等中等教育分科会

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会

【令和4年1月14日初等中等教育分科会決定】

1 趣旨

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月中央教育審議会答申)を受けて、デジタル化などの社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について検討する必要がある。

児童生徒への学習指導・生徒指導の在り方や環境整備について、特にGIGA スクール構想に基づくICT 環境の整備と活用を進める中で、教科書・教材のデジタル化を推進するとともに、既存の教科書・教材との関係を整理し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することが求められている。

このため、多様かつ専門的な見地から横断的に議論し、検討内容を必要な施策に結び付けていくため、初等中等教育分科会に本会議を設置する。

2 主な検討事項

- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するための、
- (1) 一人一台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方について
 - (2) 教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方について
 - (3) 学校内外の環境整備の在り方について
 - (4) その他

3 委員一覧

(◎は部会長、○は部会長代理。)

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授
◎荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
今村 久美	認定NPO法人カタリバ代表理事
岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、島根県教育魅力化特命官
○金丸 恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO
貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授
戸ヶ崎 勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長
中川 一史	放送大学教養学部教授
奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授
平川 理恵	広島県教育委員会教育長
○堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授 (敬称略)

1 背景・検討のポイント

【令和4年10月3日特別部会決定】

【小・中学校を取り巻く現状・背景】

- 令和答申(令和3年1月26日)では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の重要性が示され、各教育委員会や学校等において様々な創意工夫がなされてきたところ。
- 他方で、Society 5.0 時代に向けた社会変化の加速度的進展や、それに伴う今後の新たな教育の可能性を見据え、その前提として求められる学校の在り方や役割、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びが実現されている姿を、より具体化し、明確にする必要がある。

【検討のポイント】

(1)義務教育の意義

- ①知・徳・体を一体として育成する日本型学校教育を踏まえた必要な資質・能力と学校が果たす役割
- ②全ての子供の可能性を引き出す学びを実現するに当たり基本となる考え方の整理

(2)学びの多様性

- ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の具体化とその推進方策(一人一台端末の活用を含めた多様で柔軟な学びの推進、その必要性・意義等に関する基本的な考え方の周知、モデル事例の作成等)
- ②多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成(教育委員会や教師の意識改革、多様な人材の学校教育への関わりの推進)
- ③オンラインを活用した学び(へき地等の小規模校・不登校特例校等での活用、学校と学校外(NPO、民間企業等)との連携)
- ④学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障(学びの場の充実と質保証、個々の状況に応じた学びの場の提案・提供、アクセスの確保)

2 スケジュール

- 令和4年10月3日 特別部会でWGを設置
10月下旬 WG第1回を開催
※以降、1か月に1回程度の開催
- 令和5年2月 論点整理

※以降、外部ヒアリング等も行いながら、1年程度をかけて議論し、「審議のまとめ」を取りまとめ

3

幼児教育と小学校教育の架け橋に
ついて

1. はじめに

- 「令和の日本型学校教育」を目指し、質の高い学びに向けた取組を推進中
- 幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、幼児教育の質的向上と小学校教育との円滑な接続を図り、接続期の教育を充実する必要
- 本特別委員会では、初等中等教育分科会の審議要請を踏まえ、全ての子供に学びや生活の基盤を保障するための方策や体制整備等を審議
- 今後さらに、質の保障の仕組みを中心に検討

3. 課題

（1）幼児教育の質に関する社会や小学校等との認識の共有

- 幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難く、小学校教育の前倒しと誤解されることがある
- 遊びを通じて学ぶ幼児期の特性の再確認、小学校・家庭・地域と共有

（2）0～18歳まで見通した学びの連続性に配慮しつつ、幼保小の接続期の教育の質を確保するための手立ての不足

- 幼保小の接続の課題
 - ・園の7～9割が小学校との連携に課題意識
 - ・半数以上の園が行事の交流等どまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていない
 - ・スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムがバラバラに策定 など→学びや生活の基盤の育成に大きな影響
- 特に、「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を実践にどう生かすのかなど、カリキュラムの参考になる資料が少ない

（3）格差なく学びや生活の基盤を育む重要性和多様性への配慮

- 質の高い幼児教育が子供の望ましい発達と学びなどに結びついているとの研究成果
- 一人一人の特性と経験を踏まえた指導が必要

（4）教育の質を保障するために必要な体制等

- 自治体の幼児教育推進体制として、幼児教育アドバイザーの経験に拠るところが大きく、アドバイスの質のばらつきや継続性などに課題

（5）教育の機会が十分に確保されていない子供や家庭への支援

- 教育の機会へのアクセスが十分ではない家庭もあり、教育と福祉の垣根を越え、子供や家庭の総合的・継続的な支援が必要

2. 背景

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視
- 幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の向上の必要
- 新型コロナウイルス感染症による学びや生活への影響、デジタル化の対応など
- 特別な配慮を必要とする子供（障害のある子供、外国人の子供等）への対応
- 持続可能な社会の創り手の育成の重要性

4. 目指す方向性

（1）「社会に開かれたカリキュラム」の実現に向けた質に関する認識の共有

- 「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を手掛かりに、「社会に開かれたカリキュラム」の観点から、小学校以降のカリキュラムと接続し、関係者と認識を共有

（2）「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」と各園・学校や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの実施

- 発達の段階を見通しつつ、5歳児から小学校1年生の2年間（「架け橋期」）に着目。全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の実施
- 「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」に関する理解・活用の促進
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きと参考資料の初版（案）作成、全国的な架け橋期の充実と、モデル地域の実践を集中的に推進
- 架け橋期のカリキュラム開発のイメージ：
 - ・園・小学校、教育委員会、子育て部局等によるカリキュラム開発会議を構成、手引きや参考資料の初版（案）を活用しつつ架け橋期のカリキュラムの開発、研修、教材としての環境の活用等の開発
 - ・これを踏まえ、園・小学校で教育課程編成・指導計画作成、実施
- 進め方のイメージ：
 - ・4つのフェーズ（①基盤づくり、②検討・開発、③実施・検証、④改善・発展サイクルの定着）に対応して、カリキュラム開発会議、園・小学校の取組・体制、自治体の支援体制の視点からイメージ例を提示
- 架け橋期のカリキュラムの共通の視点（例）：
 - ・①期待する子供像、②遊びや学びのプロセス、③園の活動／小学校の単元構成等、④指導上の配慮事項、⑤子供の交流、⑥家庭や地域との連携
- 質保障の枠組み：モデル地域を対象とした調査等、改善事項の整理、全国展開

（3）全ての子供のウェルビーイングを保障するカリキュラムの実現

- 全ての子供のウェルビーイングを保障するため、教育課程編成等、実施、評価・改善

（4）幼児教育推進体制等の全国展開による、教育の質の保障と専門性の向上

- 自治体の幼児教育推進体制の活用支援を強化、指導・助言内容の充実
- 組織的・計画的な研修、合同・参加研修等、ICT環境整備 など

（5）地域における園・小学校の役割の認識と関係機関との連携・協働等

- 教育・福祉等の関係機関と連携・協働、障害のある子供への教育の充実等

幼保小の架け橋プログラムの実施について

- 幼保小の架け橋期の教育の充実を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）と参考資料（初版）を作成
- 令和4年度から3か年程度を念頭に、『全国的な架け橋の充実』と『モデル地域における先進事例の実践』を並行して推進
- 「幼保小の架け橋プログラム」のねらいは次のとおり
 - ・幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
 - ・3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
 - ・架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及 など

地域における体制のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善

○架け橋期のカリキュラム開発会議

【構成員】

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・教育委員会、子育て担当部局
- ・教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・保護者や地域の関係者
- ・架け橋期のコーディネーター（有識者）
- ・幼保小の関係団体
- ・有識者
- 等

【取組内容】

- 手引き（初版）、参考資料（初版）を活用しつつ、
- ・架け橋期のカリキュラムの開発
- ・カリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発
- ・持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援
- ・国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善 等

幼稚園関係団体
保育所関係団体
認定こども園関係団体
小学校関係団体
※団体間の連携の強化、団体主催の研修や会議を活用した普及啓発

大学等
※取組への助言、養成・研修への反映等

家庭・地域
※子供の育ちの共有、各園・小学校の取組への協力

様々な立場から意見
や事例（動画や画像
を含む）を出し合っ
て話し合う

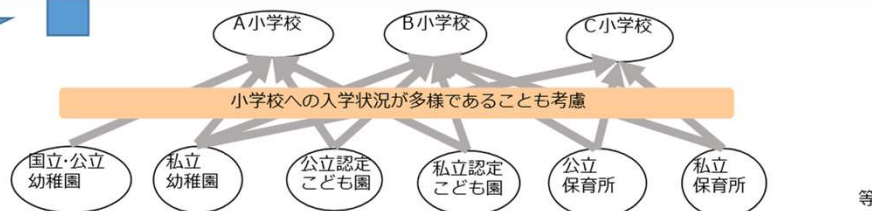


幼保小の架け橋プログラムの実施に
向けての手引き（初版）

令和4年3月31日
文 部 科 学 省

※開発会議、園・学校、自治体が本プログラムを進めていく上でのイメージについて、基盤づくりから改善・発展サイクルの定着に至るまでの4つのフェーズから記載。自分たちが、今このフェーズにいるのかを判断し、次のフェーズに向けた取り組みのイメージ例も記載。

架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施
各園・小学校において、接続をコーディネートする者の明確化
持続的・発展的に実施する組織体制の構築



架け橋期の教育の質保障(国)

【検証体制】

- ・幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チームのメンバー及び関係者 等

【検証等の内容】

- ①実態調査
- ②改善事項の整理
取組推進

質保障

全国的な取組の実施と併せて行う

幼保小の架け橋プログラム事業

令和4年度予算額 1.8億円（新規）

- ・幼保小の架け橋プログラムについて、モデル地域において具体的に開発し実践
- ・モデル地域の成果検証の実施

幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

58億円+事項要求
25億円)



幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「**幼保小の架け橋プログラム**」の実施、質を支える体制整備の支援により、**全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」**を実現する。

1 「幼保小の架け橋プログラム」の実施

7 億円（5 億円）

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、**全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、**モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究**や、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、**研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究**を実施

■ 幼保小の架け橋プログラム事業	3.8億円 （1.8億円）
■ 幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業	0.5億円 （0.5億円）
■ 幼児教育の理解・発展推進事業	0.3億円 （0.3億円）
■ 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業	1.3億円 （1.3億円）
■ 幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究	0.6億円 （0.6億円） 等

2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

4 億円（3 億円）

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携**等により、地域の課題に的確に対応する自治体の**幼児教育推進体制の活用支援を強化**

■ 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業	4億円 （3億円）
---------------------------------------	------------------

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備

47 億円（17 億円）

ICT環境整備や**感染症対策**、**施設の耐震化**等、**幼児教育の質を支える教育環境整備を支援**

■ 教育支援体制整備事業費交付金	26億円 + 事項要求 （13億円）
■ 私立幼稚園施設整備費補助金	21億円 + 事項要求 （5億円）

※ **認定こども園施設整備交付金**、**私立幼稚園施設整備費補助金**のうち**幼稚園型認定こども園**に対する支援は**こども家庭庁に移管予定**

4

GIGAスクール構想の推進について

GIGAスクール構想

1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することで、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」など教育の質を向上する構想

【環境整備】（当初令和元年度から令和5年度までとしていたGIGAスクール構想に基づく整備計画を、大幅に前倒し）

- **令和元年度及び令和2年度の3度の補正予算**において、学校における**児童生徒「1人1台端末」**や**高速大容量の校内通信ネットワーク**等を一体的に整備するための予算（4,819億円）を計上
- **令和3年度補正予算及び令和4年度予算**において、学校へのICT運用支援を広域的に担う「**GIGAスクール運営支援センター**」の整備や、**指導者用端末の整備をはじめとした授業環境の高度化、全小中学校等におけるデジタル教科書の活用や配信基盤の整備**等に必要な予算（令和3年度補正予算：201億円、令和4年度予算：33億円）を計上 等

【活用支援】

- 「**GIGA StuDX（ギガスタディーエックス）推進チーム**」により、全国の教育委員会・学校等に対して、**ICTを活用した学習指導等に関するプッシュ型・伴走型の支援活動を展開**
（例）優良事例の情報発信、オンライン相談会・研修会、メールマガジン
- **1人1台端末の積極的な利活用促進に向けたガイドラインの策定やICT活用教育アドバイザー**による自治体への助言・支援、**情報モラル教育の推進、校務の情報化に向けた取組の推進、教育情報セキュリティポリシーガイドラインの改訂**等の様々な施策を展開 等

⇒デジタル庁をはじめとした関係省庁とも連携し、GIGAスクール構想を強力に推進

GIGAスクール構想の実現

4,819億円(文部科学省所管)

令和元年度補正予算額 2,318億円
令和2年度 1次補正予算額 2,292億円
令和2年度 3次補正予算額 209億円

※「通信環境の円滑化」は学校施設環境改善交付金の内数

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



児童生徒の端末整備支援

3,149億円

○「1人1台端末」の実現

- ◆国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額(上限4.5万円) 令和元年度 1,022億円
私立：1/2(上限4.5万円) 令和2年度 1次 1,951億円
- ◆国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の高・特支等
国立、公立：定額(上限4.5万円) 令和2年度 3次 161億円
私立：原則1/2(上限4.5万円)

○障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

- 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる
- 障害に対応した入出力支援装置の整備を支援**
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：定額 私立：1/2
令和2年度 1次 11億円
令和2年度 3次 4億円

学校ネットワーク環境の全校整備

1,367億円

○小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援

- 加えて電源キャビネット整備の支援**
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
公立、私立：1/2 国立：定額
令和元年度 1,296億円
令和2年度 1次 71億円

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

- 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、**学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援**
対象：公立の小・中・高・特支等 公立：1/3 学校施設環境改善交付金の内数



GIGAスクールサポーターの配置促進

105億円

- 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の**配置経費を支援**
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
公立、私立：1/2 国立：定額 令和2年度 1次 105億円

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

197億円

- 家庭学習のための通信機器整備支援**
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援**
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：定額(上限1万円) 私立：1/2(上限1万円)
令和2年度 1次 147億円
令和2年度 3次 21億円
- 学校からの遠隔学習機能の強化**
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援**
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
公立、私立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)
令和2年度 1次 6億円
- オンライン学習システム(CBTシステム)の導入**
学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**オンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等**
令和2年度 1次 1億円
令和2年度 3次 22億円

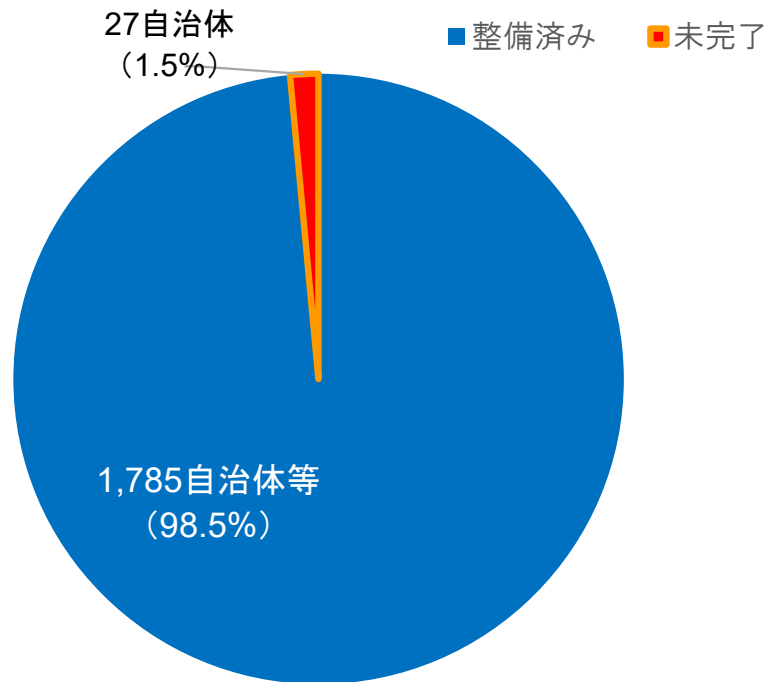
義務教育段階における1人1台端末の整備状況

令和3年度末見込み

- 全自治体等のうち **1,785自治体等（98.5%）** がR3年度内整備完了予定、**27自治体（1.5%）** がR3年度内整備未完了
- 以下の大部分の自治体においては、一部学年（主に小学校低学年）において整備が未完了だが、既存端末等により発達段階に応じた利活用場面の調整などの工夫を行いながら活用している。

- 当該調査における「学習者用端末」については、可動式端末（タブレット型・ノート型）に限定している。
- 「整備完了」とは、児童生徒の手元に端末が渡り、インターネットの整備を含めて学校での利用が可能となる状態を指す。

全ての児童生徒が学習者用端末を
活用できる環境の整備状況（自治体等数）



【令和4年4月以降に整備完了予定：27自治体】

江別市（北海道）、千歳市（北海道）、恵庭市（北海道）、新得町（北海道）、
青森市（青森県）、むつ市（青森県）、横手市（秋田県）、高畠町（山形県）、
須賀川市（福島県）、猪苗代町（福島県）、相馬市（福島県）、
茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、高浜町（福井県）、軽井沢町（長野県）、
飛騨市（岐阜県）、静岡市（静岡県）、大府市（愛知県）、三重県、
御坊市（和歌山県）、大津市（滋賀県）、長浜市（滋賀県）、隠岐の島町（島根県）、
四万十町（高知県）、神崎市（佐賀県）

＜未完了の主な理由＞

- 国庫補助対象外分（3クラスに1クラス分）は、当初から令和4年度以降の整備計画で進めていたため
- 令和3年度に整備予算を措置していたが、入札や執行上の理由（半導体不足等）により、納品が遅れているため

等

※ 上記の自治体には、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）を踏まえ、令和4年度（2022年度）までの計画で整備を進めている自治体を含む。

高等学校における1人1台端末の環境整備について（文部科学大臣・デジタル大臣からのメッセージ）

GIGAスクール構想の実現に向けて、これまで学校設置者、教職員や保護者の皆様など多くの関係者の多大なるご協力・ご支援を賜ったこともあり、小・中学校については、概ね1人1台端末の環境が整備されました。

今年度より、試行錯誤いただきながらも、全国の学校で個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた取組が始まっており、数々の視察を通じて現場の状況を拝見させていただき、この構想の重要性や構想を着実に推進していく重責を再認識いたしました。

本年4月からは高等学校において、新しい学習指導要領が年次進行で実施されるとともに、これまで自分専用の端末で学んできた中学3年生が、高等学校へ進学することになります。

新しい学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置付けるとともに、情報科における共通必修科目「情報Ⅰ」においても、全ての生徒がプログラミング等について学習を開始することとなっております。

一方、多くの高校生が自身のスマートフォンを所有していることと思われませんが、「情報Ⅰ」の指導内容や「大学入学共通テスト」への対応、大学進学後の学びや就職時に求められるスキルなどを考慮すると、それだけに頼る学びでは高校生に必要とされる資質・能力を身に付けるには不十分です。

また、今なお、新型コロナウイルス感染症への対策に予断を許さない状況が続いております。こうした中、高等学校においても1人1台端末の環境を1日も早く整備することは、高校生の学びを止めない、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現のためにも極めて重要です。

高等学校における端末整備については、昨年7月に実施した、GIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケートでも「自治体レベルで端末導入のばらつきがある状態を是正すべき。」などの御意見をいただいております。これも踏まえ、昨年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も含め、各都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組を促す」旨記載されたところです。現在、全ての都道府県において、1人1台端末の環境を整備するという方向と承知しておりますが、自治体が公費で整備したり、保護者にご購入いただく場合に負担軽減のための補助を行ったりするなど、その整備方針は様々です。

財源については、既に1人1台端末の環境整備に必要な経費の3分の1相当について地方財政措置が講じられていますが、その他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国費も活用し、公費整備に限らず保護者負担の軽減を検討されている事例もありますので、こうした事例を周知するなど、全国どの高等学校においても1人1台端末の環境が速やかに実現されるよう支援してまいります。

デジタル社会を生きる子供たちにとって、今やPC端末は、鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。1人1台端末の環境による個別最適な学びと協働的な学びを全ての高校生に届けられるよう、今後とも、より一層のご協力・ご支援を心からお願い申し上げます。

令和4年（2022年）1月11日
文部科学大臣 末松 信介
デジタル大臣 牧島 かれん

高校の1人1台端末整備に向けた取組について

(1) 整備に向けた対応策

① 高校端末の整備に向けた通知の発出

「GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進について」

(令和3年12月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

- ・高校の端末整備にあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等を通じた整備の加速を要請。

② 文部科学大臣・デジタル大臣からのメッセージの発信

「高等学校における1人1台端末の環境整備について」(令和4年1月11日)

- ・高校の1人1台端末環境の重要性や早期整備に向けた促進についてのメッセージを発信。

(1月上旬に、整備途上自治体の知事等へ個別に整備促進を要請)



(2) 今後の方向性

- 令和4年度中に、すべての都道府県（政令指定都市含む）において、令和4年度1年生の1人1台環境整備が完了予定。
- 令和6年度までに、学年進行による整備を進める自治体も含め、全学年の1人1台環境整備が完了予定。

個別最適な学びを実現するためのGIGAスクール構想の推進

令和3年度補正予算額
令和4年度予算額

201億円
33億円



- **個別最適な学びを実現するため**、GIGAスクール構想を前倒し学習ツールの一つとして**1人1台端末等を整備**してきたが、**ネットワークや指導者端末など残された課題が存在**
- 必要な措置を講じた上で、構想を**次なるSTEPに進めていく**



STEP 1 これまでのGIGAスクール構想の取組

1人1台端末と学校ネットワーク環境等を急ピッチで整備し、令和3年度から本格運用が開始。(合計4,819億円) ⇒ **運用を開始すると、様々な課題も顕在化。**

課題① ✓運用に地域差がある ✓ネットワーク回線が遅い ✓教師に設定等の負担が集中

課題② ✓指導者用端末などが未整備・古い ✓遠隔授業実施環境が不十分

課題③ ✓デジタル教科書の導入が不十分

STEP 2 支援の加速によるGIGAの実装

(支援① 学校の運用支援、教師のサポート)【令和3年度補正予算額 52億円】【令和4年度予算額 10億円】

- ・学校への支援をワンストップで担う「GIGAスクール運営支援センター」を各都道府県等に緊急整備、全国一斉に学校ネットワークの点検・**応急対応**の実施が必要

(支援② 教室環境の改善)【令和3年度補正予算額 84億円】

- ・子供だけでなく教師にも1人1台端末を整備するとともに、**高機能なカメラやマイク、大型提示装置など遠隔授業実施環境の高度化の支援が必要。**

(支援③ デジタル教科書の活用や配信基盤の整備)【令和3年度補正予算額 65億円】【令和4年度予算額 23億円】

- ・全ての小中学校等でデジタル教科書の活用を可能にするとともに、デジタル教科書や連携するデジタル教材等がよりスムーズに活用できるよう、**実際の使用状況を踏まえた課題解決や配信方法等の検証の実施が必要**

(※教師の指導力)

- ・教職員支援機構における研修動画などを活用したオンライン研修の推進
- ・GIGA StuDx推進チームによる指導方法に関するきめ細かな支援と発信
- ・中央教育審議会での教師の養成・採用・研修の在り方について検討中

省庁横断のタスクフォースなどにより
関係省庁と緊密に連携して課題に対応



STEP 3 GIGAの基盤となるネットワークの改善・実装

ネットワークのアクセスや、デジタル教科書の実証により、**ネットワークのボトルネックなどの課題が可視化**されるため、その課題に応じて、事業者による対処等を行い、**基盤の改善**を目指す

＜更に次なる展開へ＞

- 実証を踏まえたデジタル教科書の実装
- 全国学力調査のC B T化
- 1人1台端末から得られる教育データの利活用
- 等



GIGAスクール運営支援センター整備事業

令和4年度予算額

10億円
(新規)



令和3年度補正予算額

52億円

背景・課題

1人1台端末環境による本格的な教育活動が全国の学校で展開される中、学校現場においては、端末・ネットワークトラブルへの対応や各種設定業務への対応等、1人1台端末環境の円滑な運用を支える「**運用面の支援**」の更なる強化が求められていることを踏まえ、これまでの「**人**」中心の支援を、**民間事業者を活用して学校のICT運用を広域的に支援する「組織」中心の支援体制へと発展・充実させ、より安定的な支援基盤を構築**する必要がある。そのため、学校への支援をワンストップで担う「**GIGAスクール運営支援センター**」を各都道府県等に整備するとともに、**家庭への持ち帰り時における故障等の対応支援や、ICT支援人材の不足・偏在の解消**等を図ることにより、各自治体が自立してICT活用を進めるための運営支援体制の構築を支援する。

事業内容

【連携等実施型】

都道府県等と他市町村が連携、もしくは一定規模の自治体が補助事業を実施

- 単独での実施が困難な自治体に対しても支援を実施
- より広域性をもってスケールメリットが働く体制整備が可能となり、域内での知見の共有や地域差の解消等につながる

【その他】※原則「連携等実施型」

上記に該当しない自治体が単独で補助事業を実施

「GIGAスクール運営支援センター」の整備を支援するため、都道府県等が民間事業者へ業務委託するための費用の一部を国が補助

【主な業務委託内容】

- ◆ ネットワーク点検・応急対応(R3補正)
- ◆ ヘルプデスクの運営及びサポート対応
- ◆ ネットワークトラブル対応
- ◆ 支援人材の育成
- ◆ 休日・長期休業等トラブル対応 等

休日・長期休業等
トラブル対応

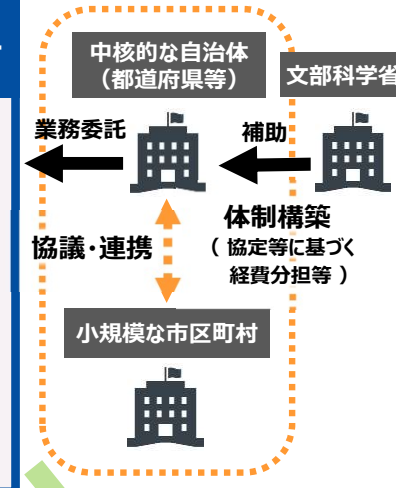


端末持ち帰り時の
運用支援

- 休日等／緊急時の故障等のトラブル対応



サポート依頼 / 遠隔・出張対応



支援人材
育成

教職員や地域の支援人材
育成のための研修を提供



“人材不足”
“ミスマッチ”
の解消へ

支援人材
退職教員
民間企業OB
地域人材
等

実施主体	都道府県、市区町村				
補助割合等	以下に記載の通り				

	R3 補正	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 以降
連携等 実施型 補助割合	1/2	1/2	1/3	1/3	—

※国の補助事業はR6年度までを予定。

※「連携等実施型」以外での事業の実施についてもR3年度補正予算及びR4年度予算に限り認めることとするが、その場合の補助割合は1/3とする。

(個別最適な学びを実現するためのGIGAスクール構想の推進) 学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業

令和3年度補正予算額

84億円



1. 背景・趣旨

GIGAスクール構想の実現に向けた取組により、児童生徒1人1台端末をはじめとした学校におけるICT環境の整備が進む中、**時間・場所等に制約されない子どもたちの発達段階等に応じた質の高い教育を実行**するため、オンライン教育の授業環境を高度化するとともに、個別最適な学びの実現に向けて、その環境を最大限活用して**対面とオンラインのハイブリッド教育を更に充実化**していく必要がある。

一方で、**遠隔授業等のオンライン学習を本格化させている学校現場では、以下のような新たなニーズが発生**している。

- ✓ 教室で教師が指導者用端末を活用して授業を行いながら、**もう1台の端末を使って自宅にいる児童生徒にも授業映像を配信**する。
- ✓ 少人数指導等によって**増加した学習グループに対してオンライン学習**を行う。
- ✓ 指導者用端末を活用した学習指導等のため、**オンライン教育推進機器や遠隔教育支援ツール等**が新たに必要。



上記のような**新たなニーズに対し早急に対応**するため、**教師に端末を追加整備する際に不足する分（教員数－普通教室数）をはじめ、オンライン教育推進機器、遠隔教育支援ツール等のICTを活用した授業環境の高度化に資する機器等**を追加的に整備する場合の経費について補助するものとする。

* 令和3年度補正予算限りの措置とし、その後の整備については、既に地方財政措置が講じられている学習系端末と校務系端末の一元的な整備を進めることにより対応予定。

2. 事業内容

学校のICTを活用した授業環境高度化に資する機器整備費用を補助

- ◆ 地方財政措置分（普通教室数分）を超えて指導者用端末等の機器を整備する学校に対して補助

◆ 学校あたり補助上限額

$$= (\text{教員数} - \text{普通教室数}) \times \text{単価4.5万円} \times \text{補助率1/2}$$

- ◆ ただし、既に指導者用端末を整備済である場合、オンライン教育推進機器、遠隔教育支援ツール（※）等のICTを活用した授業環境の高度化に資する機器についても補助対象とする。

※ カメラ、マイク、大型提示装置、モバイルルーター、授業環境高度化什器類 等

3. 補助経費・対象

◆ 補助対象

国・公・私立の小・中・高・特支等

◆ 補助率

公立、私立：1/2

国立：定額（上限4.5万円）



学習者用デジタル教科書普及促進事業 (詳細補足版)

令和4年度予算額
(前年度予算額)

23億円
22億円)



文部科学省

令和3年度補正予算額

65億円

背景 ・ 課題

- ・GIGAスクール構想により **1人1台端末環境**が整備される中、ICTを最大限に活用しつつ、学習環境を改善し、学校教育の質を高めていくため、令和6年度をデジタル教科書の本格的な導入の最初の契機と捉え、その活用を一層推進する必要がある。
- ・教科書制度の見直しを含むデジタル教科書の今後の在り方については、**教育上の効果や健康面への影響も含めた全国的な実証研究**の成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、今後詳細に検討する必要がある。(デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告)
- ・骨太の方針や成長戦略において、**デジタル教科書の普及促進や現行制度の在り方やデジタル教材との連携の検討**を求められている。

児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、
学校現場におけるデジタル教科書の導入を促進

事業内容

① 学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業 2,005百万円 (2,033百万円)

- ・英語については、**全ての小・中学校等**を対象として、デジタル教科書(付属教材を含む)を提供し普及促進を図る。(特に効果の期待される**特別な配慮が必要な児童生徒**についても**必要に応じた全員が利用**できるようにする。)
 - ・英語以外の教科については、**約7割の小・中学校等**を対象として、1教科分のデジタル教科書(付属教材を含む)を提供する。(特別な配慮が必要な児童生徒についても同様の対応とする。)
 - ・令和3年度に生じた課題の改善状況や全国的な提供に当たって生じた新たな課題等について報告を求める。
- (スキーム) 教科書発行者等に業務委託 ※上記取組は令和3年度補正予算と合わせて実施。

対象校種・学年
原則国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年
(小学校段階の重点校においては1～4年生も対象、特別支援学校(小学部・中学部)・特別支援学級も同様に対応)
※令和3年度補正予算と合わせて全ての小・中学校等で実施。

② 学習者用デジタル教科書のクラウド配信等の設計に関する検証事業 111百万円 (116百万円)

- ・令和3年度に引き続き、**デジタル教科書のクラウド配信**による円滑な導入・使用を担保するため、令和3年度補正予算と合わせて本格的な導入に当たって必要な**学校における通信環境等を検証**するとともに、学校現場での効率的なデータ管理の方法等を検討。
- (スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

③ 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業 93百万円 (65百万円)

- ・令和3年度に引き続き、実証研究校での詳細な調査による**デジタル教科書の使用による効果・影響**の検証と、①の事業と連携して**全国でアンケート調査**を実施。教師・児童生徒に対する**多数のデータ**を基に、**効果検証や傾向・課題等の分析**を行う。
 - ・新たに、将来的な活用の在り方について、**デジタル教材等との連携や学習eポータル**の活用も含めて分析。また、**学力調査**と連携したデジタル教科書の教育上の効果の分析の規模を拡充。
- (スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

④ 学習者用デジタル教科書を活用した教師の指導力向上事業 58百万円 (新規)

- ・発達の段階や教科等の特性に応じた、**デジタル教科書を活用した効果的な指導法**を研究・実践し、教師の研修等に資する発信を行う。
- (スキーム) 民間企業等1団体(全体統括)、大学・教育委員会等6団体に業務委託

⑤ デジタル化に対応した教科書制度の見直しに向けた調査研究事業 57百万円 (新規)

- ・教科書の検定・採択・供給の制度について、デジタル化に対応した見直しを行うための仕組みの調査・設計や調達支援
- (スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

背景 ・ 課題

- ・GIGAスクール構想により一人一台端末環境が整備される中、学習者用デジタル教科書の活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をさらに推進する必要がある。
- ・学校現場における実践的活用を進めながら、デジタル教科書の利点や課題の研究を行い、効果的な活用を図ることが求められている。

児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、
学校現場におけるデジタル教科書の導入を促進

事業内容

① 学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業 2,033百万円 (2,005百万円)

- ・小・中学校等（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む。以下同様）を対象として、デジタル教科書を提供し、普及促進を図る。
- ・英語については全ての小・中学校等を対象に、更にもう1教科を一部の小・中学校等を対象に提供する。
- ・令和5年度に生じた課題の改善状況や全国的な提供に当たって生じる新たな課題等について報告を求める。

(スキーム) 教科書発行者等に業務委託

対象校種・学年 国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年
(特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級も同様に対応)

② 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業 261百万円 (93百万円)

- ・①の事業の対象校に対して全国でアンケート調査を実施し、マクロな視点から導入効果や傾向・課題等の分析を行う。
- ・①の事業の対象以外の学年・教科についても、一部学校に対しデジタル教科書を提供し、傾向分析・効果検証等を行う。
- ・実証研究校での詳細な調査によるミクロな視点からのデジタル教科書の使用による効果・影響の検証を行う。
- ・主体的・対話的で深い学びに資するデジタル教科書の効果的な活用方法等について、検討を行う。

(スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

学習者用デジタル教科書の事例集・研修動画等について

- 文部科学省では、デジタル教科書の効果的な活用を普及促進するため、デジタル教科書の効果的な活用に関する事例集や研修動画を作成し、文部科学省HPにて公表しています。（下記URL参照）
学校現場の教職員の方や、教育委員会などの管理機関において学校教育を担当する職員の方におかれましては、研修を行う際などに、是非ご活用ください。
- また、学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方や、導入に当たっての留意点等については、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」も作成しています。あわせてご利用ください。

<文部科学省HP：学習者用デジタル教科書の制度化>

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm ※事例集等は「関係資料」の欄に掲載しています。



トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 教科書 > デジタル教科書 > 学習者用デジタル教科書について

学習者用デジタル教科書について

令和2年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難を克服する「学校教育法等の一部を改正する法律」等関係法令が平成31年4月に施行されました。これにより、これまでの紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じてできることとなりました。

※ここでいう「学習者用デジタル教科書」とは、紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することによって変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録です。

文部科学省では、学習者用デジタル教科書の円滑な導入に向け、その効果的な活用の在り方等に関するガイドラインを平成30年12月に策定・公表（令和3年9月改訂）して策定・公表（令和3年3月一部追補）していますので、併せて御活用ください。

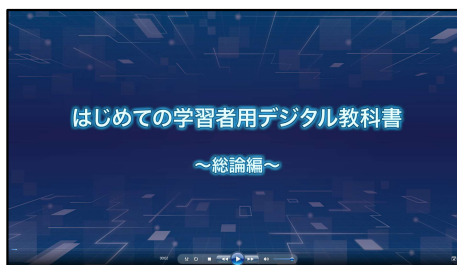
<学習者用デジタル教科書>

紙の教科書と学習者用コンピュータの両方で同じ内容がデジタル化されています。

関係資料

- 学習者用デジタル教科書のイメージ（PDF:293KB）
- 学習者用デジタル教科書の制度化に関する法令の概要（PDF:113KB）
- 関係通知・事務連絡
 - 学校教育法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成30年6月28日）
 - 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令等の公布について（通知）（平成30年12月27日）
 - 学校教育法第三十四条第三項に規定する教材の使用について定める条件の一部を改正する政令の公布及び施行等について（通知）（令和3年3月28日）
- 関係会議
 - 「デジタル教科書」の普及拡大に関する検討会議
 - 「デジタル教科書」の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン検討会議
 - デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議
- 関係資料
 - 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン（令和3年9月改訂）（PDF:3751KB）
 - 学習者用デジタル教科書実証事業実施要綱（2022年3月）（令和3年9月改訂）（PDF:1831KB）
 - 学習者用デジタル教科書実証事業実施要綱（2022年3月）（印刷用その1）（PDF:6329KB）
 - 学習者用デジタル教科書実証事業実施要綱（2022年3月）（印刷用その2）（PDF:6869KB）
 - 学習者用デジタル教科書実証事業実施要綱（2022年3月）（印刷用その3）（PDF:6985KB）
 - 学習者用デジタル教科書実証事業実施要綱（2022年3月）（印刷用その4）（PDF:6743KB）
 - 学習者用デジタル教科書実証事業実施要綱（2022年3月）（印刷用その5）（PDF:7510KB）
 - 学習者用デジタル教科書実証事業実施要綱（2022年3月）（印刷用その6）（PDF:806KB）
 - 令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果的な活用に関する実証研究事業」研習動画

事例集・研修動画のURLはこちら



学習者用デジタル教科書実践事例集

2022年3月

文部科学省



デジタル教科書の活用場面

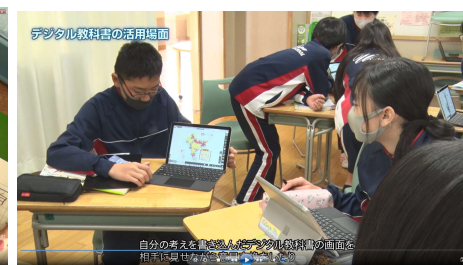
中学校 英語 Discover Japan

目標

活用ポイント

授業展開例（2時間目/全10時間）

学習者用デジタル教科書の活用例



デジタル教科書の活用による効果

現代の標準的な読書や読書、表現などの確認等について個人のペースで学習することができる。

書き込みを通じて自分の考えを深めたり、生徒同士で考えを確認し合ったりすることで、より適切な表現を導き出すことができる。

学習効果を高める工夫

読ませ方の視点を考え、生徒のペースで読ませる。

自分でおぼえたり、音読練習をしたりする習慣を、日本の授業の中でつくる。

GIGAスクール構想・学校DX関係 令和5年度概算要求

令和5年度要求・要望額 163億円（前年度予算額：44億円）

GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の利活用は進展しつつあるが、**地域や学校、教師によって利活用状況に大きく差が生じている状況**。また、単に紙からデジタルへの置き換えに留まることなく、**子供たちの学び方そのものの変革につなげていくことが重要**。一方で、**校務のデジタル化も未だ発展途上段階**にあり、全国的な校務のデジタル化と教職員の負担軽減等も喫緊の課題。

子供の学びの変革

- **GIGAスクールにおける学びの充実** R5 要求額 10億円
リーディングDXスクール事業
 - 効果的な実践例(指導プログラム等)を創出・横展開。
 - 教科横断的な学びの教育プログラム開発。
 - 1人1台端末の活用状況の把握・分析。
- **学習者用デジタル教科書普及促進事業** R5 要求額 23億円
 - 英語は**全小中学校等**、もう1教科を一部の小中学校等を対象に提供。
- **デジタル教科書・教材等通信環境調査研究** R5 要求額 6億円
 - デジタル教科書・デジタル教材**等活用のための**通信環境**等の調査分析。
- **CBTシステム（MEXCBT）の改善・活用促進** R5 要求額 7億円
 - オンライン上で学習・アセスメント**できるMEXCBTの機能改善（全国学力・学習状況調査のCBT化対応等）・活用促進。
- **先端技術・教育データの利活用の推進** R5 要求額 5億円
 - 最先端技術**や**教育データ**の効果的な利活用推進のための実証等。
 - データ標準化**の推進やMEXCBT等を活用した**教育データの分析**、教育データ利活用にあたり**留意すべき点の整理**等。



校務・教育行政のDX

- **次世代の校務デジタル化推進実証事業** R5 要求額 10億円
 - 3年程度かけて**次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究**を全国各地で実施し、事業終了後5年後を目途に**全国レベルでのシステム入れ替え**を目指す(実証地域：全国6箇所)。
 - 校務の棚卸・標準化（デジタル化すべきものの峻別と通知表等を含む帳票類の共通化、汎用クラウドサービスとの役割整理）を行った上で、毎年度アジャイル方式で「**校務DX化ガイドライン**」（仮称）の策定、「**教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**」を改訂。
- **WEB調査システム（EduSurvey）の開発・活用促進** R5 要求額 1億円
 - 文部科学省から教育委員会や学校等を対象とした業務調査において、**調査集計の迅速化、教育委員会等の負担軽減等にも資するシステム**を開発。



**端末更新などの次なるフェーズが到来するまで（令和6年度まで）
の2年間で課題解決に向けた取組を集中的に進め、
学校DXを加速**

地域・学校間格差の解消

- **GIGAスクールにおける学びの充実（再掲）**
学校DX戦略アドバイザー事業
 - 課題を抱える自治体・学校に特に集中的に支援を行うなど、**地域間・学校間の格差解消に向けた取り組み**を実施。
 - 全自治体への支援に加え、要支援自治体を集中的に支援
 - 高等学校への重点的支援
 - 運営支援センター事業で設置する協議会への助言
 - リーディングDXスクールの指導・助言 等
- **GIGAスクール運営支援センターの機能強化** R5 要求額 102億円
 - **全ての学校が端末活用の“試行錯誤”から“日常化”のフェーズに移行し、子供の学びのDXを実現するための支援基盤を構築（運営支援センターの機能強化）。**
 - 都道府県中心の広域連携の発展、学校DX戦略アドバイザー等も参画した**協議会**の設置(**自治体間格差解消**や**教育水準向上**等)。
 - 自治体の利活用フェーズに応じた**補助メニューの新設・拡充**。



「GIGA StuDX 推進チーム」による活動について

令和4年6月現在

文部科学省において、GIGAスクール構想が整備から活用のフェーズへと移行する中、1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質の向上を推進するため、令和2年12月に「**GIGA StuDX※ 推進チーム**」を設置し、**全国の教育委員会・学校等に対して、ICTを活用した学習指導等の支援活動を展開**しています。

GIGA StuDX 推進チーム



- 全国から**10名**の教師を配置し、**地域別、教科別、OS別に担当**



- **担当地域の教育委員会等と協働のためのネットワーク**を構築し、緊密にやり取りをしながら、教育委員会・学校等の協働・自走を支援

- **学校現場の悩みや課題**などを汲み取り、文部科学省の政策に反映



- 事務局は、初等中等教育局**学校デジタル化プロジェクトチーム**、初等中等教育企画課、教育課程課、修学支援・教材課

GIGA StuDX 推進チームの活動

ネットワークの構築



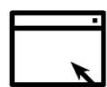
教育委員会等と緊密なやり取りを行い、全国の教育現場の最新の状況を把握、整理・分析しながら支援

オンラインを活用した協働



全国の教育委員会等の担当者向けオンライン連絡会議の実施や市町村の担当者向けオンライン相談会に対する開催支援等

StuDX Styleからの情報発信



特設ホームページ「StuDX Style」で「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる活用事例や教科等のICT活用事例を随時掲載

メールマガジンの配信



「GIGA StuDXメールマガジン」として、教職員や教育委員会のICT担当者等に事例や各地の取組等の最新情報を定期配信
(R4.6現在 約23,900部)

(注)「GIGA StuDX」とは、GIGAスクール構想の浸透による学びのDX（デジタル トランスフォーメーション）と学校の教育活動におけるICT利活用の促進のためのExchange（情報交換）を掛け合わせた造語です。

特設ウェブサイト「StuDX Style」について

特設ウェブサイト「StuDX Style」では、1人1台端末の更なる利活用の促進に向けて、全国の学校や自治体から提供いただいた端末の活用方法に関する優良事例等を数多く紹介しています。

具体的には、①活用のはじめの一步となる「慣れる」「つながる」活用事例、②各教科等での活用事例、③STEAM教育等の教科等横断的な学習に取り組んでいる事例があります。



各教科等での活用事例

各教科等の指導における1人1台端末の活用事例について、小学校・中学校・高等学校の各教科等のポイントや、各教科等の特質を踏まえた活用事例を紹介しています。



小学校	国語	算数	理科	社会	英語	音楽	美術	体育	外国語	職業教育	特別支援
中学校	国語	算数	理科	社会	英語	音楽	美術	体育	外国語	職業教育	特別支援
高等学校	国語	算数	理科	社会	英語	音楽	美術	体育	外国語	職業教育	特別支援

STEAM教育等の教科等横断的な学習の取組事例

STEAM教育等において、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進している自治体や学校の取組事例を紹介しています。



GIGAに慣れる活用事例

学習環境づくり等の取り組みやすい事例や、パスワード指導やルールづくり等の適切で安全な端末活用の事例などを中心に、1人1台端末の活用に取り組み始める先生方へのヒントとして紹介しています。

「つながる」活用事例

「教師と子供がつながる」「子供同士がつながる」「学校と家庭がつながる」「職員同士でつながる」について、授業等での活用のヒントが欲しい先生に向けての活用事例を紹介しています。

各OS事業者との連携

各OS事業者と連携し、StuDX Styleの事例の使い方などを紹介しています。



特集ページ

自宅等でのオンラインを活用した学習指導に関する事例や、先進的に取り組んでいる自治体の研修情報やコンテンツ情報などを紹介しています。

GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について(通知)

- 令和3年3月、学校現場において、全ての関係者が安心・安全に、1人1台端末の本格的な活用を積極的に進められるよう、非常時における端末の持ち帰りに関することを含む、**学校設置者等において留意すべき事項**を網羅的にまとめて周知。
- 合わせて、学校設置者等が確認しておくべき事項について、教育関係者や学識有識者、医師など専門家の助言等を得ながら、先行自治体の取組等も分析した「**本格運用時チェックリスト**」、児童生徒の健康面の配慮事項や、保護者等との関係構築についても整理して提供。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_01350.html)

1人1台端末の本格的な活用に向けて、学校設置者等において留意すべき事項

1. 端末の整備・活用

- ・ クラウド活用を基本とし、フィルタリングなど各種サービスの設定、カメラ機能やネットワーク機能の設定等を適切に行うこと
- ・ 端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むこと
- ・ 児童生徒のみならず、指導者用の端末も遺漏なきよう整備すること

2. 個人情報保護とクラウド活用

- ・ 先行自治体では、条例等に基づき個人情報保護審査会の許可や保護者の事前了解を得て既にクラウド活用を進めている事例等を参考に適切に運用を行うこと

3. ICTの積極的な利活用

- ・ 学校設置者等は、適切な理由を説明しないまま端末利用を制限せず、課題等がある場合は、学校関係者との緊密な調整・協議や保護者の理解等を得る努力を行い、児童生徒の発達段階等を踏まえながら、学校におけるICT環境を最大限積極的に活用を図ること

4. デジタル教科書・教材の活用等

- ・ ICTを活用して学びの充実を図るため、デジタル教科書・教材の活用について検討を進めること
- ・ 授業目的公衆送信補償金制度の活用に要する経費は、学校の管理運営に要する経費と考えられ、その負担を安易に保護者等に転嫁することなく、学校設置者が必要な措置を講じるよう配慮すること

5. 教員のICT活用指導力の向上

- ・ 教師が、ICTをツールとして、その特性・強みを生かして指導できるよう、学校設置者等は新学習指導要領を踏まえた学習活動を想定し、ICTを活用した指導方法についての研修を充実すること

6. 情報モラル教育等の充実

- ・ 学校における1人1台端末の本格的な運用に当たり、学校は情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育む情報モラル教育の一層の充実を図ること。

7. ICTの活用にあたっての児童生徒の健康への配慮等

- ・ 学校や家庭におけるICTの使用機会が広がることを踏まえ、別添「ICTの活用にあたっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」を参照しつつ、視力や姿勢、睡眠への影響など、児童生徒の健康に配慮すること

8. 保護者や地域等に対する理解促進

- ・ GIGAスクール構想は保護者や地域等の協力を得ながら着実に推進すべきものであり、学校設置者等は適切な機会をとらえて、保護者等に対し、当該構想の趣旨等の理解促進を継続的に図ること。
- ・ 端末の持ち帰りを安心・安全に行う環境づくりに当たっては、別添「1人1台端末の利用に当たり保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」を参照して保護者等の協力が得られるよう丁寧な説明を行うこと
- ・ 家庭でのルール作りを促進することや、学校運営協議会や地域学校協議会本部等の協力を得るなど家庭や地域とともに取組を推進すること

9. ICTの円滑な活用に向けた改善の継続

- ・ 「本格運用時チェックリスト」等で示した留意事項を踏まえ、ICT環境を積極的に利活用する中で一つ一つ課題解決を図りながら、不断の改善に取り組むこと（なお、国も今後継続して地域の実践状況を把握し、必要に応じて上記チェックリスト等を更新するなど適切な支援を行うことを予定）

1人1台端末活用に関する方針等について（初等中等教育局長通知 令和4年3月3日）

- 令和3年3月12日発出「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」を、有識者会議（※）における議論を踏まえ、端末の運用・学習指導に関すること等を充実させるとともに、内容を整理。（※GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議）
- 学校設置者や学校等において、1人1台端末を活用した学習活動を一層推進するためのガイドラインとして使用されることを想定。

「学校ICT環境の活用に関する方針」

1人1台端末等のICT環境の活用を進める上でおさえておくべき基本的な方針・考え方を記載。

- ✓ 「前提となるICT環境の整備」、「クラウドの取扱い」、「健康面の配慮」、「持ち帰った端末等のICTを活用した自宅等での学習」、「組織体制の整備」などの運用に関すること
- ✓ 情報モラルの考え方を含む「安全・安心な活用の促進」、「研修の実施」、「特別な配慮が必要な児童生徒に対するICT活用」などの学習指導に関すること 等

「学校におけるICT環境の活用チェックリスト」、「年度更新タスクリスト」

学校設置者・学校・関係事業者等が、端末の年度更新も含め、1人1台端末等の円滑な運用に向けた準備状況・取組状況を自己診断し、改善できるよう、必要な項目をリストアップ。

- ✓ 「クラウドサービスを利用する計画になっているか」、
「児童生徒の健康面に配慮した活用方針を定め、教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示しているか」、
「活用目的や家庭と共通理解を図るための保護者向け資料を作成し、提供しているか」 等

「学校設置者・学校・保護者と共通理解を図ることが望ましいポイント」

1人1台端末の円滑な運用には、学校設置者・学校・保護者との間で、活用ルールだけではなく、ICT環境の活用目的や意義について、共通理解を図ることが必要不可欠であり、必要な事項を記載。

- ✓ 「児童生徒が端末を扱う際のルール」、「健康面への配慮」、「端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方」、
「トラブルが起きた場合の連絡や問合せ方法等の情報共有の仕組み」 等

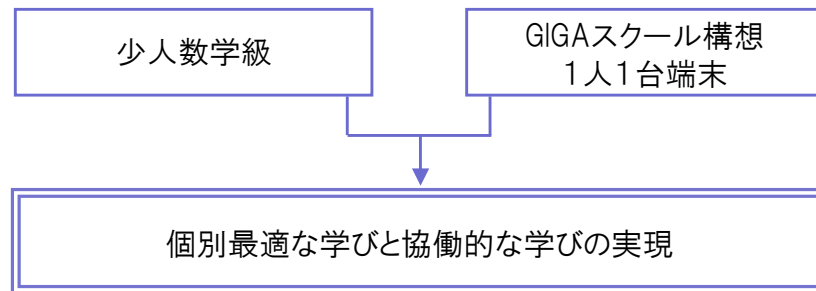
5

小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進について

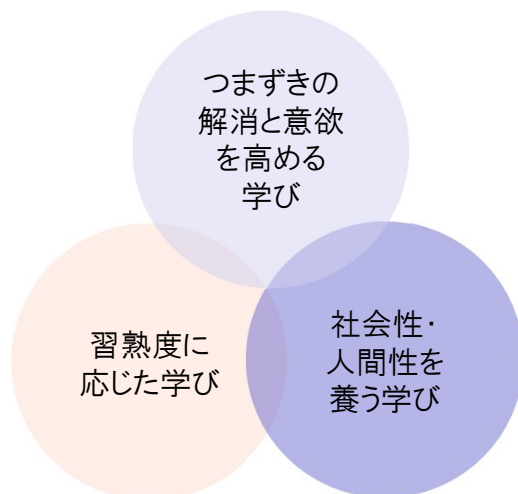
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究

実証研究の背景

- ✓ 令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布。令和3年度から7年度にかけて、公立小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。
- ✓ 同改正法の附則において、法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされている。

令和4年度から7年度にかけて、**少人数学級及び外部人材活用が児童生徒の学力や社会情動的スキル等に与える効果や教員に与える影響等について実証的な調査研究**を行い、今後の学校における望ましい指導体制の在り方について検討する。

調査・分析の考え方

- ①少人数学級の効果、②外部人材活用の効果、それぞれについて、以下のポイントを重視しつつ、一体的に効果検証を実施。
- ✓学力に加え、社会情動的スキルや学校適応感などに係る**多角的な影響を検証**。
その際、心理学に係る専門的な知見を用いた体系的な調査分析を実施。
 - ✓児童生徒への影響のみならず、**その過程にある教員への影響（働き方改革や精神的健康等）などに係る分析も実施**。
 - ✓**教員による指導方法の工夫の視点**を取り入れた分析。
 - ✓**有識者による研究チームの下**、分析を実施。

調査手法

- 【学力】
地方自治体独自の学力調査結果を活用
- 【社会情動的スキルや教員関係】
文部科学省で作成の質問紙を実施（児童生徒、教員、保護者、学校、教育委員会）

調査対象

政令市や中核市を含む一定数の地方自治体

【実施スケジュール】

	R 3 ※小2が35人学級へ	R 4 ※小3が35人学級へ	R 5 ※小4が35人学級へ	R 6 ※小5が35人学級へ	R 7 ※小6が35人学級へ
少人数学級	調査設計・準備	実証研究	中間とりまとめ	実証研究	とりまとめ
外部人材活用	調査設計・準備	実証研究	とりまとめ	施策の具体化に向けた検討	※外部人材活用との相互効果の分析を含む。

注）外部人材については、学校教育法施行規則に位置づけがあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員のほか、学習指導員を想定。

学びの環境整備に関する政府方針（令和4年度）

経済財政運営の改革と基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

教育DXと連動した教育のハード・ソフト・人材の一体的改革^{（注）}を、家庭環境、学習環境の格差防止や個人情報保護、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況、教師不足解消に留意しながら、総合的に推進する。発達段階も踏まえつつ、同一の年齢・内容・教材等の前提に過度にとらわれず、全ての学校段階において、探究・STEAM・起業家教育等の抜本強化を図る。35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。

（注）GIGAスクール運営支援センターの整備、デジタル教科書の普及促進や民間教育が生み出したEdTechの活用の促進、小学校における35人学級や高学年の教科担任制の推進、外部人材の柔軟な確保・活用を含む教師が安心して本務に集中できる環境づくりや研修高度化を含む教師の資質向上等。

・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）

Ⅲ. 経済社会の多極集中化

1. デジタル田園都市国家構想の推進 （2）デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進

③教育のICT環境の整備

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・35人学級についての小学校における計画的な整備やその効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築するとともに、小学校高学年における教科担任制の段階的な整備やICTによる校務改善、学校行事の精選や見直し、多様な支援スタッフの充実等により学校の働き方改革を進める。

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進～

令和5年度要求・要望額 1兆5,108億円
(前年度予算額) 1兆5,015億円



文部科学省

小学校における35人学級の計画的な整備や、教科指導の専門性を持った教師による高学年の教科担任制の推進等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,158人の改善を要求。

- ・教職員定数の改善 +111億円（+5,158人）
- ・教職員定数の自然減等 ▲132億円（▲6,132人）
- ・教員給与の見直し+ 1億円
- ・人事院勧告実施に伴う調整 +113億円
- 計 対前年度93億円

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等

3,708人

○小学校における35人学級の推進 +3,283人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和5年度は、第4学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

（参考）35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

・経済財政運営と改革の基本方針2022（抜粋）

35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。…（略）



○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +425人

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 664人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 111人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲58人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲292人

小学校高学年における教科担任制の推進

950人

○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

（優先的に専科指導の対象とすべき教科）

外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点等を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう令和4年度から4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和5年度は、950人の定数改善を図る。（改善見込総数は3,800人程度）

※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教員の活用も想定。

学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応

500人

✓中学校における生徒指導や支援体制の強化 +250人



✓チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +100人 （主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員）



✓離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +50人

✓貧困等に起因する学力課題の解消 +100人



（参考）被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【546人】を別途要求（12億円）【復興特別会計】

給与関係

管理職手当の改善（校長、副校長・教頭の支給率改善）

6

教師の資質能力の向上等について

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

概 要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

① **任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成**しなければならない。

＜記録の範囲＞

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

② **指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行う**ものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

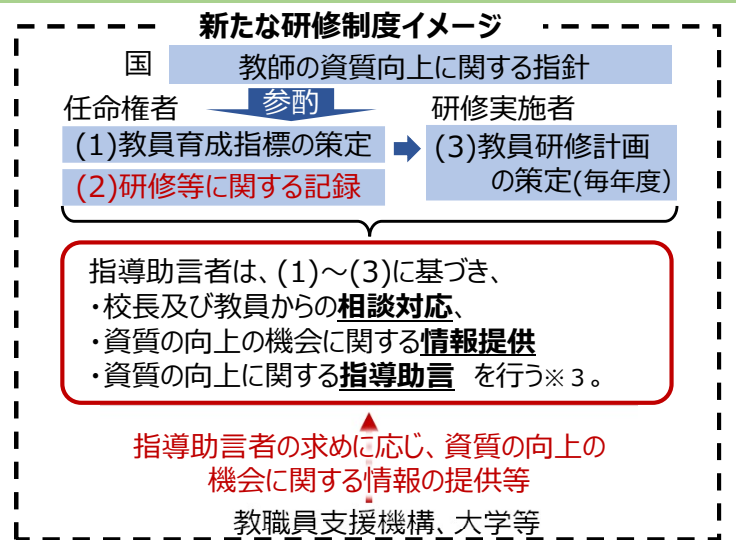
③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構（NITS）や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。



2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

① **普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除**する。

②施行の際現に効力を有し、**改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする**等の経過措置を設ける。

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

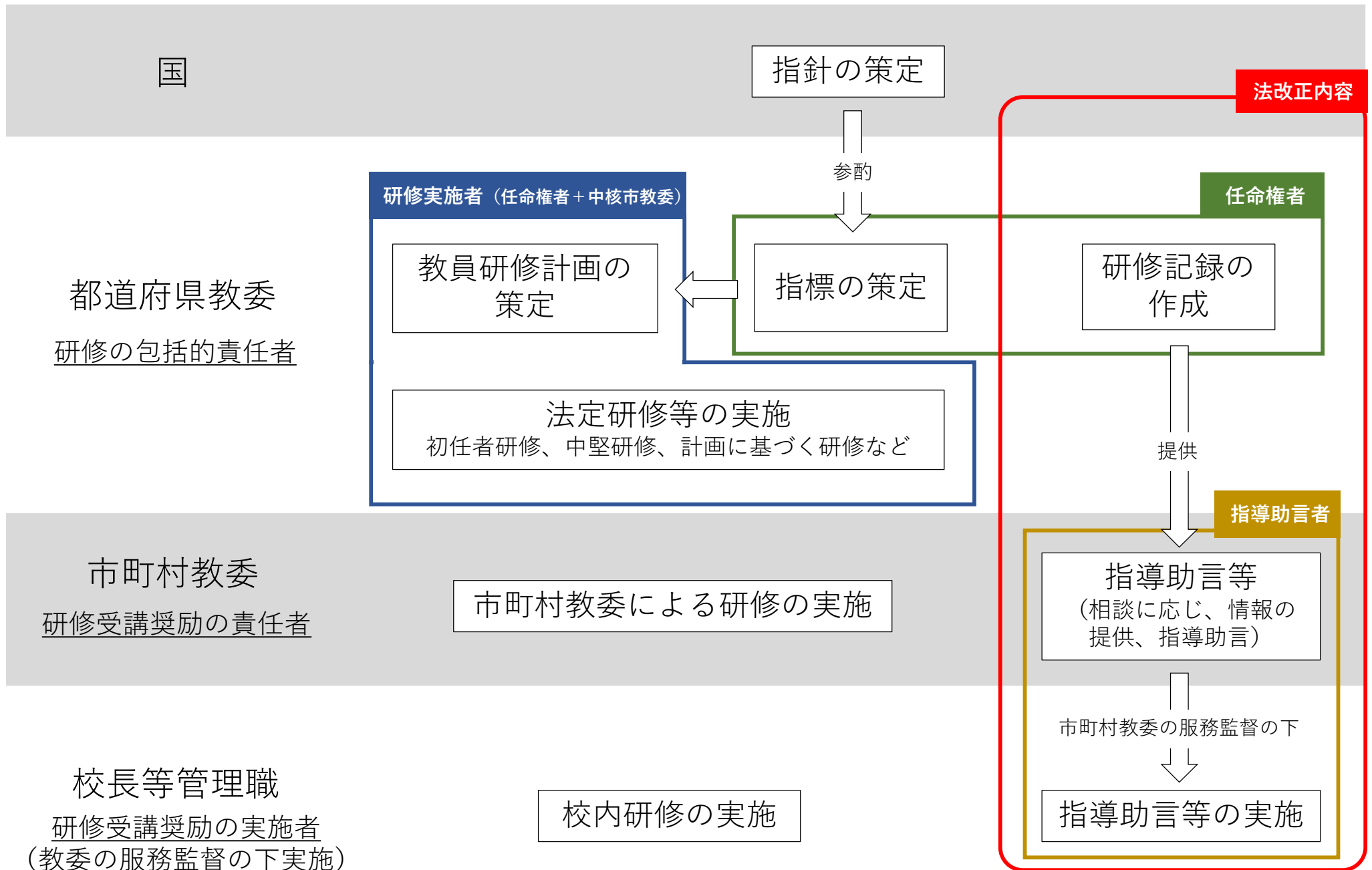
①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

②主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上に弾力化する。

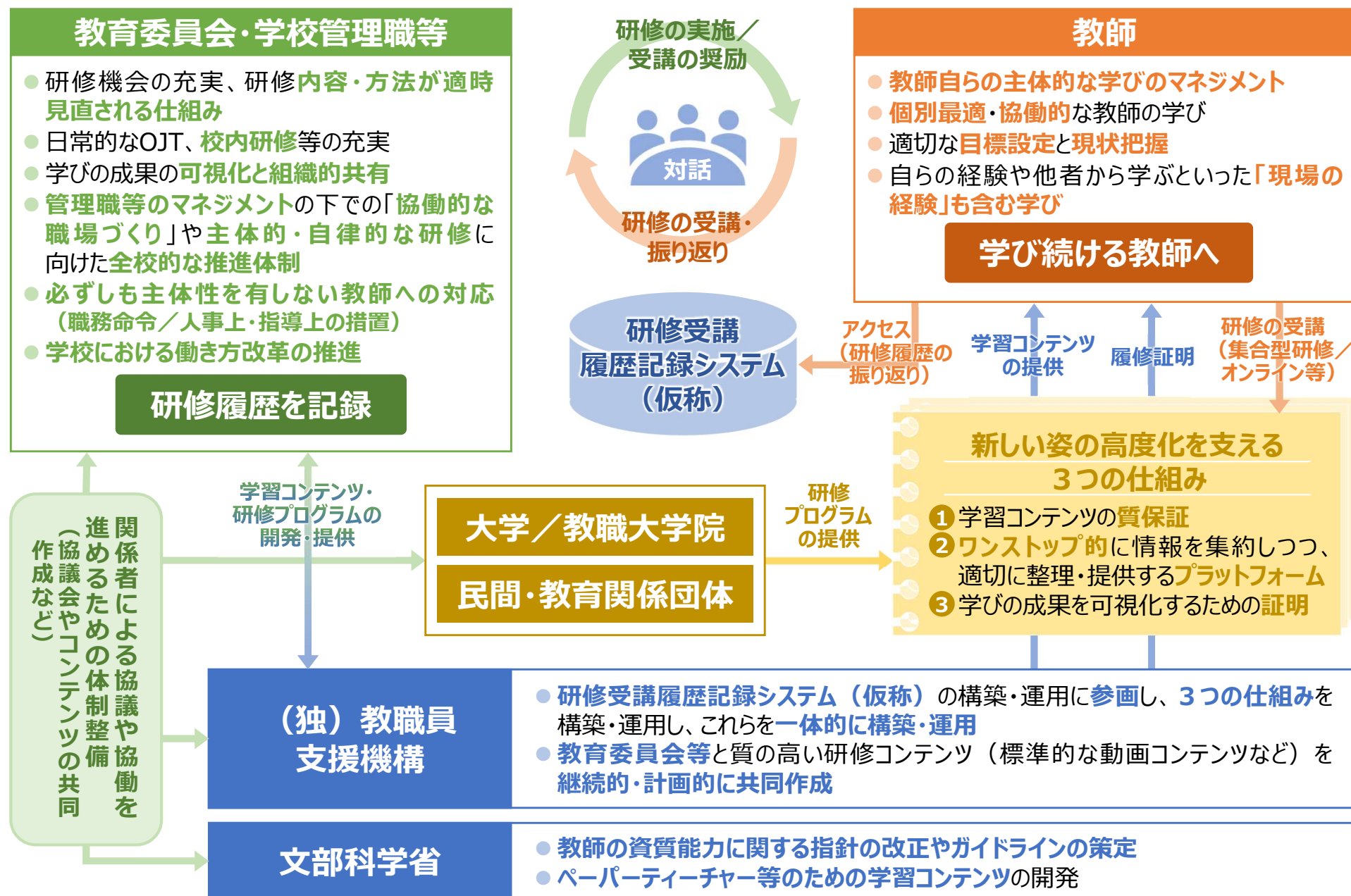
施行期日

令和4年7月1日（1.の規定は令和5年4月1日）

新たな研修の仕組みにおける主体の整理（県費負担教職員の場合）



「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿のイメージ



教育公務員特例法改正に伴う関係法令等の改正概要

背景

- ・通常国会において成立した「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」により、来年4月1日より公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みを創設。
- ・これに伴い、以下のとおり関係法令改正等の整備を行う。

①教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部を改正する政令【令和4年8月31日公布、令和5年4月1日施行予定】

教育公務員特例法の改正により、研修を行う主体を「研修実施者」と定義したことに伴う規定の整理。

②学校教育法施行規則の一部を改正する省令【令和4年8月31日公布・施行】

小学校等に、研修主事を置くことができることとする。

③公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正【令和4年8月31日官報告示】

- ・教師に共通的に求められる資質能力を、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICT や情報・教育データの利活用の5つの柱で再整理。
- ・研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導助言等に関する基本的考え方を明記。

④研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン【8月31日策定】

- ・研修等の記録を活用した指導助言等に関し、研修履歴の記録の目的、範囲、内容、方法、時期及び閲覧・提供並びに対話に基づく受講奨励の方法・時期等について、その適正な運用の参考となる内容を規定。
- ・研修受講に課題のある教師への対応として、期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合の具体例及びその際の対応等を提示。

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正のポイント①

改正の趣旨・ポイント

変化の激しい時代において、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びを実現する観点から、改正教育公務員特例法を受け、より効果的な教師の資質向上を図るために改正するもの。

- 教師に**共通的に求められる資質能力**を、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICT や情報・教育データの利活用の**5つの柱で再整理**。
- 新たな教師の学びを実現していくための仕組みとして、**研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等**について、その基本的な考え方を明記。
- 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等を通じた所属教師の資質向上など、所属教師の人材育成に大きな責任と役割を担っている**校長に求められる資質能力を明確化**するとともに、**校長の指標を、教員とは別に策定**することを明記。
- 各学校の課題に対応した協働的な学びを学校組織全体で行い、その成果を教職員間で共有することにより、効果的な学校教育活動に繋げるよう、お互いの授業を参観し合い、批評し合うことも含め、**校内研修を活性化させることを明記**。
- 研修の性質に応じて、**研修後の成果確認方法を明確化**すること、特に**オンデマンド型**については、**知識・技能の習得状況を確認するテストも含め、研修企画段階から成果の確認方法を設定**することを新たに規定。教科指導については、**指導主事による定期的な授業観察・指導助言に関し、オンラインの活用も考慮した効果的・効率的な実施体制**を整備することを明記。

⇒ 任命権者は、これらを参酌して指標を設定し、指標を踏まえた**教員研修計画**を策定。

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正のポイント②

資質向上の基本的な考え方

- ・**研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等**
(個別最適な学び、協働的な学び、研修受講に課題のある教師への対応(職務命令による研修受講)など)
※具体的な内容は、ガイドラインで定める
- ・**多様な内容・方法**による資質向上
(教育委員会、教職員支援機構、大学等の様々な学習コンテンツの活用、教員育成協議会を通じた取組)
- ・**「現場の経験」を重視した学び**(校内研修・授業研究等)と**校外研修の最適な組合せ**
- ・**対面・集合型研修、同時双方向型オンライン研修、オンデマンド型研修の適切な組合せ**
- ・**研修成果の確認方法**の明確化
(特にオンデマンド型コンテンツは知識・技能の習得状況の確認方法をあらかじめ設定、定期的な授業観察等)

資質向上の基本的な視点

- ・**教師一人一人の視点**
(普遍的な素養、必要な学びを主体的に行う姿勢、児童生徒性暴力等の防止等)
- ・**学校組織・教職員集団の視点**
(多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築、チームとしての同僚・支援スタッフとの分担・協働、家庭・地域・福祉・警察等との連携協働)
- ・**社会・学校の変化の視点**
(いじめ・不登校、特別な支援を必要とする子供への対応、外国人児童生徒等の対応、主体的・対話的で深い学び、道徳教育、小学校外国語教育、ICT活用などの今日的な教育課題への対応など)

校長に求められる資質能力の明確化

- ・**校長の指標を教員とは別に策定**することを明記
- ・教職員の資質向上などの**人材育成**の役割、今後特に求められる「**アセスメント能力**」(様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有する)や、「**ファシリテーション能力**」(学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化する)など

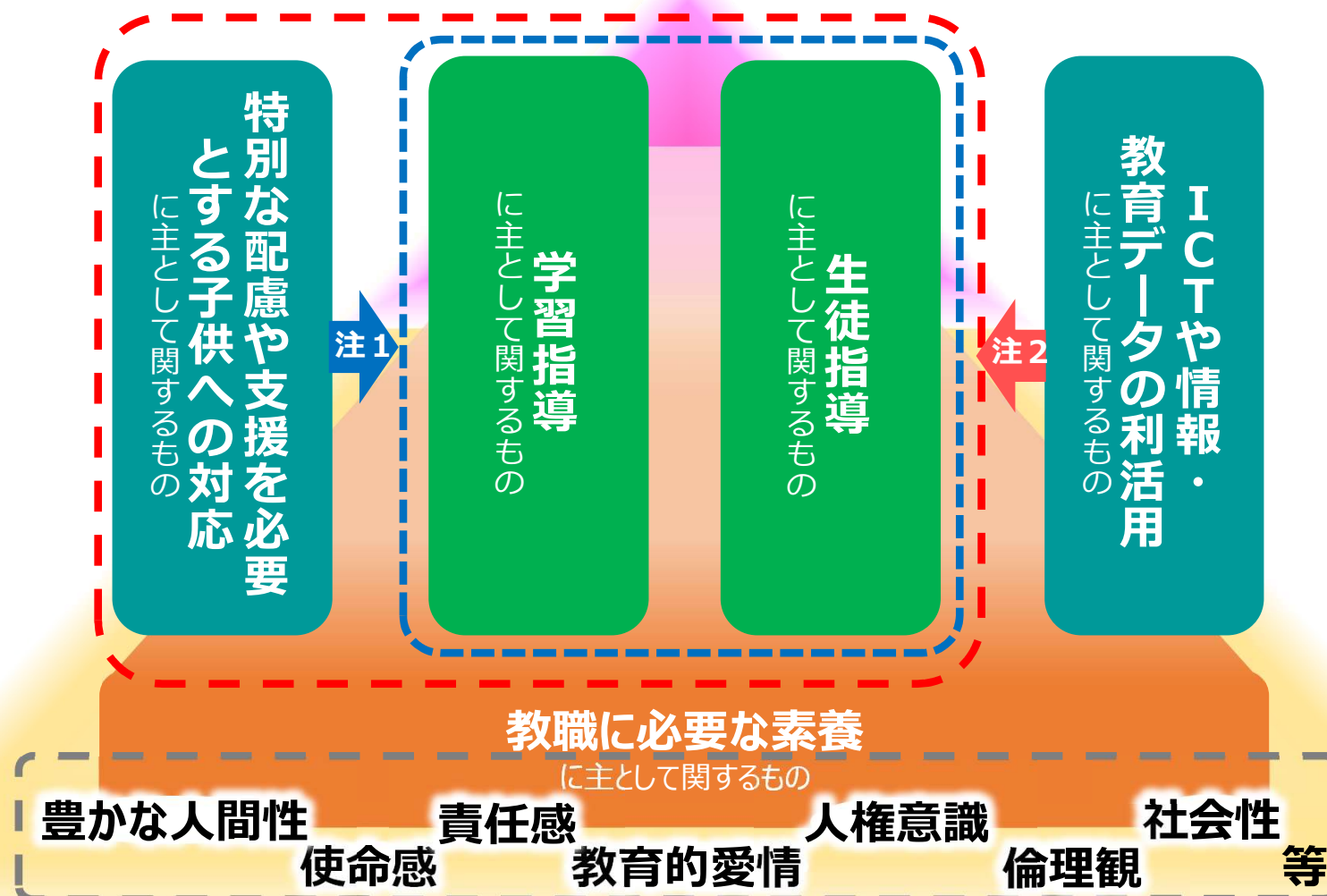
教師に求められる資質能力の構造化

- ・共通的に求められる**資質能力**を、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用の**5つの柱で再整理**
※具体的な内容は、別途大臣が定める

研修機会・体制整備等

- ・日常的な**校内研修**等の充実(互いの授業参観・批評等)
- ・管理職の下での主体的・自律的な研修の**全校的な推進体制**
- ・研修**内容が適時見直される仕組み**の整備
- ・**研修の精選・重点化**を含む効果的・効率的な実施
- ・中堅段階以降も含めた研修機会の充実
- ・研修内容の系統性の確保(シリーズ化、グレード化、関連付け等)
- ・資質向上にあたり、**教員育成協議会で大学等と協議することが望ましい事項**を具体的に例示(大学における研修プログラムや人事交流等)
- ・臨時的任用教員等への研修機会の充実
- ・教育委員会が行う**研修内容・方法**について、時代に応じて求められる資質の向上が図られるものとなるよう、**国として定期的にフォローアップ**

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 に基づく教師に共通的に求められる資質能力の具体的内容



※ 上記に関連して、**マネジメント**、**コミュニケーション**（ファシリテーションの作用を含む）、**連携協働**などが横断的な要素として存在

注1) 「特別な支援・配慮を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け

注2) 「ICTや情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

教職に必要な素養 に主として関するもの

- ・「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。
- ・豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することができる。
- ・学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。
- ・自身や学校の強み・弱みを理解し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。
- ・子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。

学習指導 に主として関するもの

- ・関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造することができる。
- ・カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。
- ・子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。
- ・各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。

生徒指導 に主として関するもの

- ・子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、良さや可能性を伸ばす姿勢を身に付けている。
- ・生徒指導の意義や原理を理解し、他の教職員や関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導や集団指導を実践することができる。
- ・教育相談の意義や理論（心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。）を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助を行うことができる。
- ・キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。
- ・子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供達との信頼関係を構築するとともに、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す集団づくり（学級経営）を行うことができる。

特別な配慮や支援を 必要とする子供への対応 に主として関するもの

- ・特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。

ICTや情報・ 教育データの利活用 に主として関するもの

- ・学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行うことができる。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。

注) 記述量と必要な学修量とは、必ずしも比例しない。

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインのポイント①

<全体構成>

第1章 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現

第2章 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する基本的考え方

1. 基本的考え方
2. 教員研修計画への位置付け
3. 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の内容・方法等
 - (1) 対象となる教師の範囲
 - (2) 研修履歴の記録の目的
 - (3) **研修履歴の記録の範囲** 後掲【1】参照
 - (4) **研修履歴の記録の内容** 後掲【2】参照

(5) **研修履歴の記録の方法** ※後掲【3】参照

(6) **研修履歴の記録の時期** ※後掲【4】参照

(7) 研修履歴の記録の閲覧・提供

(8) **対話に基づく受講奨励の方法・時期** ※後掲【5】参照

① 学校管理職以外の教師への対話に基づく受講奨励

② 校長等の学校管理職への対話に基づく受講奨励

(9) 学校内で行う研修履歴の記録と学校管理職以外の教師による受講奨励

第3章 研修受講に課題のある教師への対応

1. 基本的考え方
2. **期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合** ※後掲【6】参照
3. **「指導に課題のある」教員に対する研修等** ※後掲【7】参照

【1】 研修履歴の記録の範囲

① 必須記録研修等

- i) 研修実施者（都道府県・指定都市教育委員会等）が実施する研修
- ii) 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- iii) 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

② その他任命権者が必要と認めるもの

（内容の適切性も含め、任命権者の責任において判断）

②に含まれ得る研修等

- ・職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する研修等
- ・学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
- ・教師が自主的に参加する研修等

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインのポイント②

【2】 研修履歴の記録の内容

- ・ 研修名、研修内容、主催者、受講年度、時期・期間・時間、場所、研修属性（悉皆／希望など）、研修形態（対面集合型／オンデマンド型／同時双方向オンライン型／通信教育型など）、教員育成指標との関係、振り返りや気づきの内容などの中から、研修の態様や性質に応じて、必須記録事項と記録が望ましい事項などを定める。
- ・ 記録自体が目的化したり、過度な負担にならないよう、簡素化に留意することが必要。

【3】 研修履歴の記録の方法

- ・ 情報システムや電子ファイルなど。
- ※国が全国的な研修履歴記録システムを構築するため、調査研究を実施（令和5年度中のできるだけ早期に稼働）

【4】 研修履歴の記録の時期

研修の性質等に応じて、次のような時期・方法で記録。

- ・ 情報システムを通じて、受講終了の都度、自動的に記録
- ・ 期末面談前にまとめて教師個人が記録
- ・ 期末面談前に校内研修等の実績を校長等が記録 等

【5】 対話に基づく受講奨励の方法・時期

- ・ 校長等が、期首面談・期末面談等の場を活用して実施。
- ・ 教科の専門性等に係る資質向上については、学校内外の同じ教科の教師や指導主事による指導助言を活用するなどの連携協力体制を整えることが有効。

【6】 研修受講に課題のある教師への対応（期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合）

期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合として、次のようなやむを得ない場合は、職務命令を通じて研修受講。（万が一、これに従わないような場合には、事案に応じて、人事上・指導上の措置を講ずることもあり得る）

- ・ 合理的な理由なく法定研修や、教員研修計画に定められた対象者悉皆の年次研修等に参加しない場合
- ・ 勤務上の支障がないにもかかわらず、必要な校内研修に参加しない場合
- ・ I C Tや特別な配慮・支援を必要とする子供への対応など特定分野の資質の向上を図る強い必要性が認められるにもかかわらず、学校管理職等から教師に対し特定の研修受講等を再三促してもなお、一定期間にわたって、合理的な理由なく当該特定分野に係る研修に参加しないなど資質向上に努めようとする姿勢が見受けられない場合 など

【7】 「指導に課題のある」教員に対する研修等＊

- ・ 研修履歴を記録する仕組みと対話に基づく受講奨励のプロセスを通じて、指導に課題のある教師（「指導が不適切である」との認定には至らないものの、教科等の指導に一定の課題がみられる教員）に対し、早期・効果的な対処が可能。
- ・ 指標を踏まえて、更に伸ばすべき分野・領域や、改善すべき分野・領域について、自己評価及び学校管理職等による評価を行い、これを踏まえた「研修計画書」を作成し、研修受講。
- ・ 教育委員会も積極的に関与。研修によってもなお指導の改善が見られず、より集中的な研修を必要とする場合には、「指導が不適切である」教員の認定プロセスに入る可能性。

＊ 今般の研修充実等を踏まえ、「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」（H20.2）を改正

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（抜粋）

終わりに

- 本ガイドラインは、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関し、教育委員会等における適正な運用に資するよう定めるものであるが、この前提となる「新たな教師の学びの姿」として求められているのは、審議まとめでも指摘されているように、一人一人の教師が、自らの専門職性を高めていく営みであると自覚しながら、誇りをもって主体的に研修に打ち込むことである。その鍵である、教師の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現は、児童生徒等の学びのロールモデルとなることにもつながる。
- その意味で、この研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の意義は、研修の管理を強化するものではなく、教師と学校管理職とが、研修履歴を活用して対話を繰り返す中で、教師が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことにある。このため、研修履歴を記録・管理すること自体を目的化しない意識を十分に持ち、指標や教員研修計画とも相俟って、適切な現状把握と主体的・自律的な目標設定の下で、新たな学びに向かうための「手段」として研修履歴を活用することが重要である。同じく記録自体を目的化しない観点から、研修レポートなど教師個人から報告を求めるものは、真に必要なものに厳選し、簡素化を図るとともに、研修履歴の記録の方法についても、できる限り教師個人に負担のかからないような効率的な記録方法とすることも重要である。
- 本ガイドラインは教育委員会等における適正な運用の参考となるよう定めるものであり、特に研修履歴の記録に関し、本ガイドラインで「考えられる」と表記した各種内容については、指標や教員研修計画との関係性も考慮しつつ、法令で定める範囲内において、地域や学校の実情に応じて、いかにその効果を最大化させるかという点を常に意識する必要がある。
- この仕組みを実効あるものとすべく、特に教科指導に係る指導助言などを含む効果的な対話に基づく受講奨励のためには、第1章2.の研修推進体制の整備と同時に、指導主事や主幹教諭の配置充実も含め、国と地方が一丸となって、指導体制の充実を図るとともに、学校における働き方改革を強力に進めていく必要があることについても、十分留意しなければならない。
- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築に向け、多様な内容・スタイルの学びが重要視されていく中で、この研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の仕組みを、教師が自らの強みや得意分野の再認識と自信につながり、学び続け、成長する教師の「次なる学びのエンジン」としていくことが期待される。

「新たな教師の学び」を支える研修体制の構築

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

46億円
14億円)



文部科学省

背景・課題

- 令和4年の教育公務員特例法の改正により、令和5年4月から、各教師の研修履歴を記録するとともに、この記録に基づき、教師の資質向上に関する指導助言等を行う仕組みが制度化された。
- この新たな研修制度の下で、教師の個別最適な学び、協働的な学びを実現するためには、デジタル技術を活用し、効果的な記録作成・閲覧を可能とするとともに、豊富な研修コンテンツの中から、いつでも、どこからでも必要な研修を受講できるプラットフォームを整備する必要がある。
- 同時に、大学等が免許更新講習として作成してきたコンテンツを発展させるなど、オンライン研修コンテンツを抜本的に拡充する必要がある。
- このような新たな教師の学びを支える全国的な研修拠点として、(独)教職員支援機構の機能強化を図り、次世代の教師の学びを実現していく。

事業内容

(1) 教員研修の高度化支援

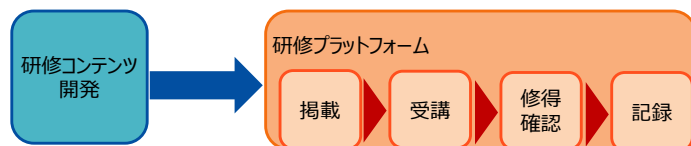
① 研修受講履歴記録システムおよび研修プラットフォームの構築

○ 研修受講履歴記録システムの構築 91百万円 (93百万円)

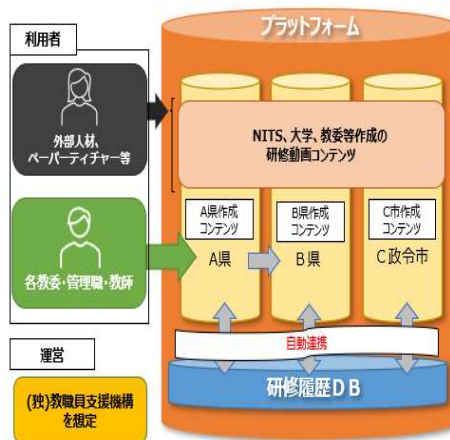
- ・教師の研修受講履歴を記録する新たなシステムを国が主導して開発し、効率的な記録作成、管理、閲覧を可能にする。

○ 教員研修プラットフォームの構築 184百万円【新規】

- ・教職員支援機構、教育委員会、大学、民間等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するプラットフォームを構築し、いつでも、どこからでも必要な研修を受講できる環境を整備する。
- ・研修受講履歴記録システムと自動連携し、教員育成指標との関連の「見える化」や必要な研修を検索する機能等を整備する。



＜研修受講履歴記録システム構築イメージ＞



※教員研修履歴管理の義務化により、教育委員会の共同管理となる

② 教員研修高度化推進支援事業

○ 教員研修コンテンツ及び講習等開発 1,611百万円【新規】

- ・ICT活用や、特別支援、外国語教育など、喫緊の教育課題に対応する成果確認も併せたオンライン研修コンテンツを重点的に開発。
- ・ペーパーティチャーや外部人材等の入職を支援するため、基礎的な知識等を身に付けることができる学習コンテンツを開発。
- ・各大学等が免許更新講習として提供してきた質の高いコンテンツを発展させ、オンライン研修コンテンツを充実。
- ・新たな免許状取得に資する講習等の開発・実施

○ 教員研修の高度化に関するモデル開発 1,022百万円【新規】

- ・教育委員会と大学等が協働して、教員研修の高度化のためのモデル開発を行う。

【調査研究のテーマ例】

- ・教員研修の成果確認と評価モデルの確立に関すること
- ・校内研修や授業研究の高度化に関すること
- ・教師と管理職等の「対話と奨励」プロセスの最適化に関すること
- ・教育委員会による学校へのサポート機能の充実に関すること

(2) (独)教職員支援機構の機能強化

○ 運営費交付金 1,429百万円 (1,223百万円)

- ・オンライン研修の開発・充実や、新たな指導法や研修手法の開発・普及等を基幹的に担う「次世代型教師研修開発センター（仮称）」を設置。 198百万円【新規】

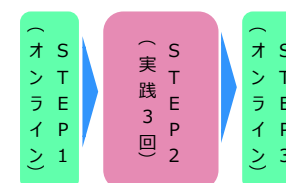
○ 施設整備費補助金 266百万円【新規】

- ・質の高い研修動画の作成が可能なスタジオのほか、デジタル技術の活用や多様性を尊重した教育を実践できる最先端な研修施設、また、大学や企業等と連携し、恒常的に調査研究や実践研修を行うラボスペースを設置し、新たな研修法・指導法開発の拠点となる新棟建設に向けての設計書作成等。

(3) 新任校長オンライン集合ハイブリッド研修

○ 新任校長研修事業 20百万円 (19百万円)

- ・新任校長に対して、学校運営や人材育成に係るマネジメント力向上に向けた研修を実施するとともに、校長同士のネットワーク構築を図る。



背景・課題

教員研修については、教育公務員特例法に基づき、各任命権者において教員育成指標及び研修計画を策定し、計画的かつ体系的な研修が行われてきた。今般、同法の改正（令和5年4月施行）により各教師の研修履歴を記録するとともに、この記録に基づき、教師の資質能力の向上に関する指導助言等を行う仕組みが整えられた。

➢ 法改正により求められる研修履歴の記録と教師と校長等による対話と奨励を行うため、現在システム等を導入していない自治体においては法に基づく取組に必要な基盤が早急に求められている。また、何らかの研修システム等を導入している自治体においても、その仕様や記録内容は様々であり、法に則った取り組みを効果的に行うには必ずしも十分とは言えない状況にある。

➢ 本研修プラットフォームを構築し、多様な研修コンテンツをワンストップ化し、研修受講履歴を自動連携するとともに、オンライン上での受講申請機能や教育委員会が策定する教員育成指標との連携などの機能を実装することで、研修の合理化および効率化を図る。

事業内容

＜プラットフォームの仕様案＞ ※R4調査研究で早期に明らかにする

- ・文科省・NITS・各教委・大学（・民間事業者）等がプラットフォームに研修コンテンツをアップロード。多様な主体により有料で提供することも可能とする。
- ・アップロードされたものの中から、各教委ごとに、研修コンテンツを選択し、教師へ研修を行う。研修修了後は、自動的に研修受講履歴記録システムに記録される。
- ・教委の作成した研修コンテンツや教材は、作成元教委が公開を選択することで他の教委も閲覧・使用可能とする。
- ・ゲスト用ページから、教師を志望する外部人材・学生・ペーパーティーチャー等についても研修受講可能とする。
- ・教師個人の研修履歴と教員育成指標の関連を「見える化」する機能等も備える。

＜利用者、管理・運営＞

利用者：各教委、管理職、現職教師、ペーパーティーチャー、外部人材等
管理・運営：（独）教職員支援機構を想定

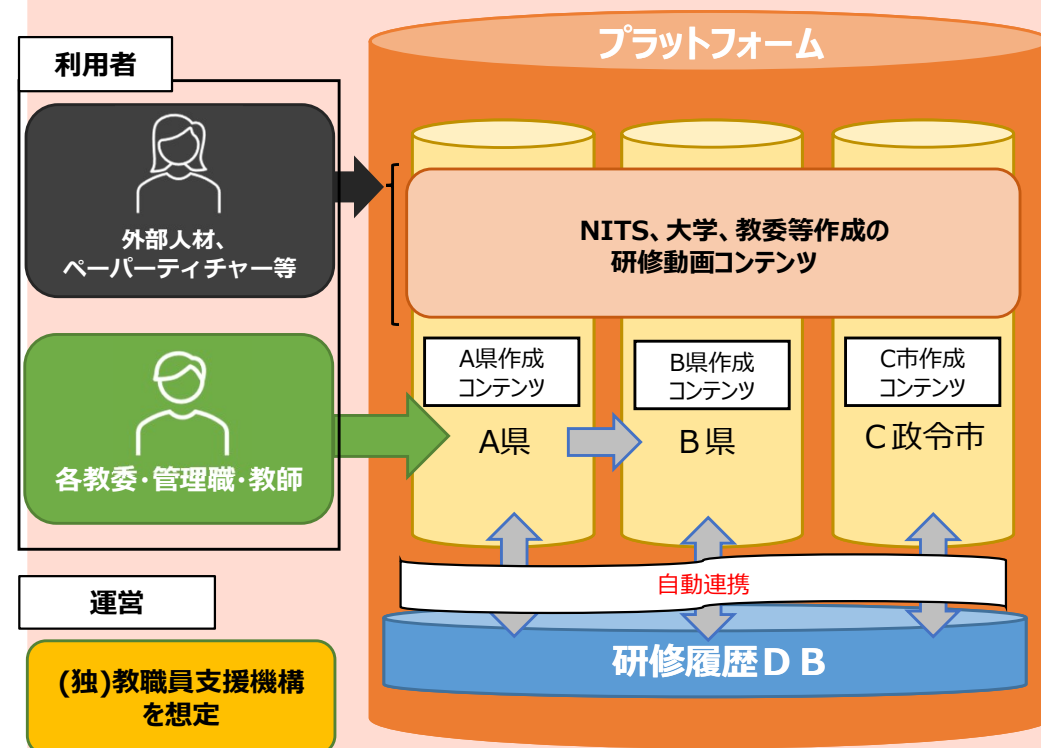
アウトプット（活動目標）

- ・任命権者等の研修受講履歴記録システムの構築負担軽減
- ・教師の研修受講の合理化・効率化
- ・外部人材の学びの場の確保

アウトカム（成果目標）

- ・任命権者、管理職の指導助言材料の可視化
- ・教師の研修の高度化推進
- ・外部人材の採用試験者数の増加

＜研修受講履歴記録システム構築イメージ＞



※教員研修履歴記録の義務化により、研修履歴DBは教育委員会の共同管理となる

背景・課題

- 「新たな教師の学び」を実現し、教師が合理的かつ効率的に研修を受講できるようにするためには、オンラインでの研修コンテンツを開発し、充実させる必要がある。
- ・教師が教員育成指標に沿った学びをより充実したものとし、オンラインにより合理的かつ効果的に受講できる研修コンテンツの充実を図る必要がある。そのためには、多様な主体による研修コンテンツ開発を支援し、文科省が構築する「教員研修プラットフォーム」に掲載することで負担軽減を図りながら研修を充実させることが可能となる。
- ・社会人経験をもつ、教員免許状保有者（ペーパーティーチャー）や外部人材等の採用前後の学びに活用できるよう、教壇に立つ上で必要な知識技能を習得できる、オンライン研修コンテンツの開発が必要である。
- ・教育公務員特例法改正（令和5年4月施行）による教員研修の高度化に向けて、各自治体が各地域における実情や教員育成指標等に合わせて研修に取り組む際に、対話と奨励や成果確認、校内研修等について先進的な事例を蓄積し横展開するため、自治体ごとに大学等と連携しながら調査研究を行いモデル開発する必要がある。

事業内容

1. 教育課題等に対応した研修コンテンツ開発【848百万円】

○個別最適な学びに即した研修コンテンツの充実

①研修コンテンツの開発と充実

（1）喫緊の教育課題に対応する研修コンテンツ開発

【6百万円×90コンテンツ】

- ・ICT活用とデータ利活用、特別な配慮や支援を要する子供への対応、外国語教育、幼児教育、わいせつ事案対応等の喫緊の教育課題に対して、基礎編から応用編までの段階別に成果確認も併せた研修コンテンツを開発

（2）教師のキャリアステージに応じたステップアップや、校務分掌や役割に応じ必要となる研修パッケージの開発

【8百万円×24パッケージ】

- ・教職経験を積み重ねていく中で、特に中堅段階以降の教師が次のキャリアステージに移行するに際し、さらに資質能力をステップアップさせるための研修パッケージの開発
- ・研修主事、教務主任、特別支援教育コーディネーター（P）、道徳教育推進教師（P）など、各校務分掌において中核的な役割を担う教師や、マネジメント能力が必要となる主幹教諭や教頭・副校長等に対して、その職務を行うために必要な研修パッケージを開発
- ・修了時に成果確認を行い、当該分野の履修証明を与えるなど、学びの成果を可視化する方策も検討

②ペーパーティーチャーや外部人材等が入職の前後に研修できる体系的なコンテンツの開発

【6百万円×21コンテンツ】

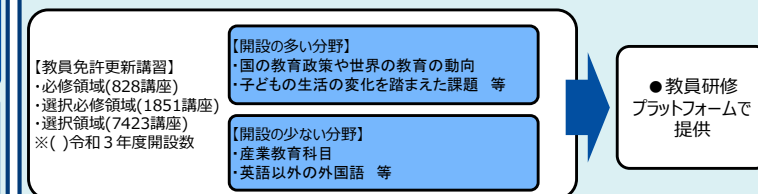
- ・15時間前後の体系的かつ実質的な研修コンテンツ
- ・外部人材が専門性に係る指導を充実するための研修コンテンツ

2. 更新講習の知見を活かした研修コンテンツ開発【752百万円】

○教員免許更新講習の知見を活かしたコンテンツ開発【50大学】

これまで教員免許更新講習を行ってきた、大学等の知見やノウハウを活かし、これまでの講習内容を更新するとともにオンライン研修コンテンツに対応したものと提供。

- ・必修講習や選択必修等として行われてきた開設数の多い分野
→優良コンテンツを精選して支援。
- ・選択領域等で行われてきた開設数の少ない分野（産業教育、英語以外の外国語等）
→引き続き一定数の教師の学びの保証として研修コンテンツを提供。



3. 教員研修の高度化に資するモデル開発【1,022百万円】

○教育委員会と大学等が連携し教員研修の高度化についてのモデルを開発

【15百万円×各17機関×4テーマ】

【調査研究のテーマ例】

- ・教員研修の成果確認と評価モデルの確立に関すること
- ・校内研修や授業研修の高度化に関すること
- ・教師と管理職の対話と奨励におけるプロセスの最適化に関すること
- ・デジタル技術を活用した指導主事訪問の高度化や各学校の研修主事への支援など、教育委員会と教育センターによる学校へのサポート機能の充実に関すること

4. 現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等の開発【11百万円】

- ・免許教科担任の縮小に必要な教科等に関する講習の開発・実施
- ・小中学校免許状併有のための講習の開発・実施、他の研修制度にも活用可能な講習の開発・実施

アウトプット(活動目標)

- ・様々な分野のコンテンツの開発
- ・教師や任命権者等の負担軽減
- ・外部人材が学校現場へのセカンドキャリアとして入るサポート

アウトカム(成果目標)

- ・教師の資質向上の促進
- ・ペーパーティーチャーの採用試験者数の増加

研修の高度化に向けた教職員支援機構の機能強化

令和5年度要求・要望額 1,694百万円
(前年度予算額 1,223百万円)

背景・課題

- 教育公務員特例法の改正により、教職員支援機構は、教師の個別最適な学び、協働的な学びを実効あるものとし、教師の資質能力を保障していくため、「新たな教師の学び」を実現する研修の在り方を構築するとともに、教育委員会等が行う研修への助言や情報提供の充実を行うことが必要とされている。
- このため、全国の「新たな教師の学び」を実現することを目的に「次世代型教師研修開発センター(Learning Empowerment Center)」を設置するとともに、喫緊の多様な教育課題に対し、先進的で多様な研修手法を活かして取り組めるよう「次世代型研修環境」を構築する。

事業内容

●運営費交付金 1,429百万円

○次世代型教師研修開発センター

(Learning Empowerment Center)の設置

- ・DXを前提としたICT活用や英語指導等のグローバルな視点をふまえた研修法・指導法を開発し、教育現場に展開するための恒常的な研究を大学や企業等と連携して行う。
- ・大学や企業等との研究成果を活かした新たな研修の実践や研修コンテンツの開発を行う。また、新たな研修実践から得られた知見を教育委員会等に普及し、研修観の転換を図っていく。
- ・教員研修プラットフォームをR5から試験的に運用開始し、教育委員会等における研修を支援する。

【主な業務内容】

- ・実践力向上シリーズなど、新たな動画研修シリーズを開発・充実させる。
- ・「新たな教師の学び」を実現するための研修手法の開発・実践を行う。
- ・大学や企業の研究と協働し、最先端技術を取り入れた教育活動や教員研修を開発する。
- ・教育委員会等と連携して「新たな教師の学び」を実現するための研修の普及促進・定着支援を行う。

○教員資格認定試験の拡大

- ・令和6年春に開始を見込む教員資格認定試験拡大(高校・情報)の準備 等

○次世代型教師研修開発センターの設置



○チーム構成メンバー
・教育委員会(割愛職員)・研究者(非常勤)・民間技術者

【先進的調査研究】

大学・企業と協働・連携して調査研究を行うとともに、研究成果を機構の新たな研修事業等の企画立案につなげる。

【新たな学びの実施・普及】

調査研究の成果を活かした新たな研修を実践することで、新たな手法や知見を教育委員会等に普及し、研修観の転換を図る。

【教員研修プラットフォーム運用】

教員研修プラットフォームを運用し、全国の教育委員会等を支援するとともに、デジタル技術を活用した、教員研修の高度化の基盤を整備する。

●施設整備費補助金 266百万円

○次世代型研修環境整備工事等

- ・質の高い研修動画の作成が可能なスタジオのほか、デジタル技術の活用や多様性を尊重した教育を実践できる「未来の教室」をイメージした新たな研修施設、また、大学や企業等と連携し、恒常的に調査研究や実践研修を行うラボスペースを設置し、新たな研修法・指導法開発の拠点となる新棟建設に向けた設計書作成 等

次世代型研修環境



DX

Diversity

ラボ活用による協働

STEAM教育

・「未来の教室」を教師が具体的にイメージし、研修できる施設

新任校長オンライン集合ハイブリッド研修 ～学校管理職研修の充実に向けた先導的プログラム形成事業～

令和5年度要求額
(前年度予算額)

20百万円
19百万円)



文部科学省

背景・課題

- 加速度を増す社会的変化に対応するため、学校教育においては「新学習指導要領の全面实施」、「学校における働き方改革」、「GIGAスクール構想」等といった新たな施策が進められるなど、教育を巡る状況そのものの変化もスピード感を増している。
- こうした社会的変化に対応し、学校教育が成果を上げることができるかどうかは、教師の力に大きく依存している。教師が時代の変化に応じた高い資質能力を身に付け、生き生きと活躍できる環境を整備するためには、校長等の管理職のマネジメント能力の向上が不可欠である。
- このため、新たに校長職に着任する機会を捉え、「働き方改革」等の課題を切り口とする実践プログラムの実施を通じて、新任校長のマネジメント能力の一層の向上を図る。
- 本事業の趣旨・目的や成果等を全国に展開できるよう、協力教委における実践プログラムの実施のみならず、全国の新任校長（約6,000名）を対象とする講習動画のライブ配信やオンラインフォーラムを併せて実施する。

事業内容

○実施方法（詳細は右記【年間の流れ：イメージ】を参照）

年間を通して、3つのステップからなる事業を実施。

STEP1：校長職の魅力や本事業の趣旨・目的等を伝える動画を配信。

STEP2：国が提示する先導的研修の実践モデル・テーマに基づき、協力教委において、新任校長のマネジメント能力向上に関する実践プログラムを実施。

STEP3：STEP2の成果等を展開するためのオンラインフォーラムを実施。

○運営体制

- 協議会・文部科学省、教職員支援機構、教育委員会関係者、大学関係者で構成。
実践プログラムなど研修全体を立案するとともに、委託先教委や新任校長への支援等を実施。
- 委託先教委・協議会と連携しつつ、STEP2における実践プログラムを実施。
STEP3のオンラインフォーラムにおいて、成果報告等を実施。

○費用

- 協議会運営に係る委託費 2,000万円
(実施教委の経費・動画制作等に係る委託費 含む)
+ 事務費

○事業期間

- 令和4年度～令和6年度（予定）

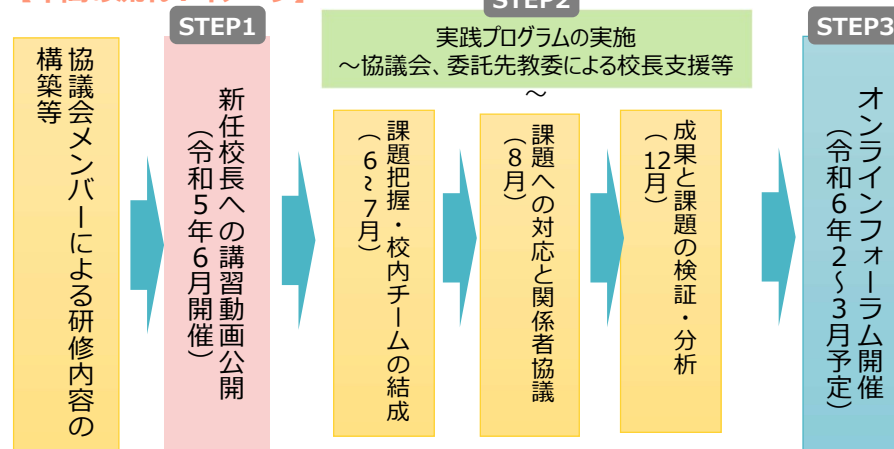
アウトプット（活動目標）

- 新任校長が学校長としての課題への組織的対応力や学校マネジメント力・人材育成能力等を身につけるとともに、国の施策方針への理解を深める。
- 学校の具体的な課題に即した研修を実践することで得られる満足度を高め、オンライン研修のみ参加の新任校長も、自校のマネジメントに生かそうとする。

アウトカム（成果目標）

- 従来の研修と比較した研修の満足度・有用感の向上。
- 管理職研修の在り方の実践的なプログラムの確立と他の研修への波及。

【年間の流れ：イメージ】



●STEP1（令和5年6月）

- ・ 全国の新任校長（約6,000名）を対象にして、校長職の魅力や本事業の趣旨・目的等に関する動画を配信（動画を録画することで、オンデマンド配信にも対応）

●STEP2（令和5年6月～12月予定）

- ・ 6月、8月、12月の3段階（目途）で「働き方改革」等の課題を切り口として、新任校長のマネジメント能力向上に関する実践プログラムを実施
- ・ 実践成果を協議会に適宜フィードバックし、協議会は委託先教委に対し必要な支援を実施

●STEP3（令和6年2～3月予定）

- ・ 実践プログラムの成果・分析結果等をオンラインフォーラムを通じて共有

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問） 【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

経緯

中教審答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月）：今後更に検討を要する事項
「個別最適な学びと協働的な学びによる「令和の日本型学校教育」を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方」

令和3年3月「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（諮問）

1. 令和3年答申で示された、「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- ・変化を前向きに受け止め、**教職生涯を通じて学び続ける** ・子供一人一人の**学びを最大限に引き出す**役割を果たす ・子供の**主体的な学びを支援する伴走者**としての能力も備えている
- ・**多様な人材の教育界内外からの確保**や、**教師の資質・能力の向上**により、質の高い教職員集団を実現する ・**多様な外部人材や専門スタッフ等**がチームとして力を発揮する
- ・**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

2. 子供たちの多様化と社会の変化

- ・「日本型学校教育」は**国際的に高く評価**される一方、**教師の長時間勤務**が課題
- ・子供たちの多様化（**特別支援、外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒**など）
- ・Society5.0時代の到来、**高校における共通必修科目「情報Ⅰ」の開始**
- ・**臨時的任用教員等が確保できない「教師不足」問題**の発生

これまでの取組

- ・新学習指導要領の実施
- ・小学校35人学級、高学年教科担任制
- ・GIGAスクール
- ・学校の働き方改革 等

他の会議体からの提言・要請

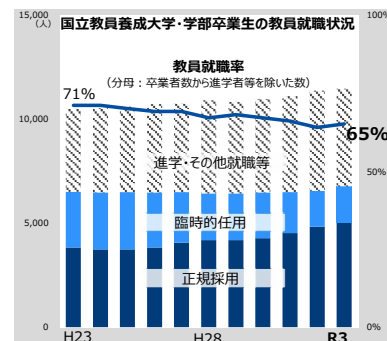
- ・経済財政諮問会議
- ・規制改革推進会議
- ・内閣府CSTI
- ・教育未来創造会議

3. 教師の養成、免許、採用、研修に関する制度及び実態

養成

教員養成学部・学科のほか中・高・特支等については他の学科でも教職課程が開設可能

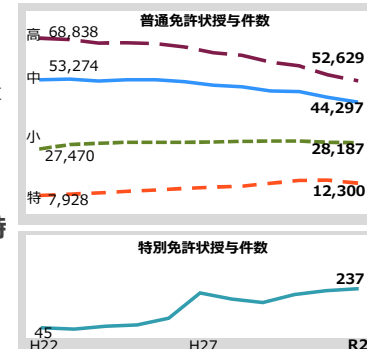
- 教職課程では、教科の専門的事項や指導法、教育の基礎的理解などの単位の修得が必要
- 2～4週間程度の教育実習が必須**。ただし、一部の単位は学校体験活動で代替可能
- 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、**教員就職率は65.2%**
- 小学校の教職課程を有する**私立大学は10年で3割増**



免許

原則、都道府県教育委員会が授与

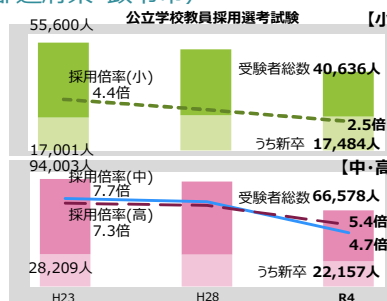
- 普通免許状**（教職課程を経て授与）のほか、**特別免許状**（教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熱意と識見を有する者に授与）、**臨時免許状**（普通免許状を有する者を採用できない場合に限定、有効期限3年）の3種類が存在。
- 普通免許状の授与件数は、**中高で減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加**
- 特別免許状の授与件数は増加。一方で絶対数は少ない。学校種では高校、教科では、英語・看護等に集中



採用

公立の場合、任命権者たる教育委員会が採用（小中は都道府県・政令市）

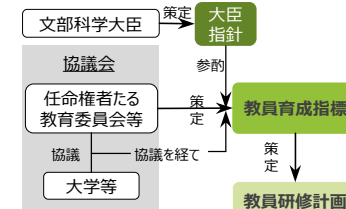
- 採用倍率低下**（大量退職や特別支援学級の急増を反映した採用増と、既卒受検者層の減少）
- 年齢構成は地域・学校種で大きく異なる。**一部地域の小学校では、大量退職・採用のピークが過ぎ、既に若年層の占める割合が高い**
- 新卒受検者数は、小学校は微増、中学・高校は減少**
- 臨時的任用教員等が不足する「教師不足」が発生**
- 民間企業等経験者の割合は約4%



研修

公立の場合、研修実施者たる教育委員会が実施（小中は都道府県・政令市・中核市）

- 任命権者が、国が定める指針を参酌しつつ**教員育成指標**を策定し、それに基づく**体系的な教員研修計画**を策定。研修実施者は、計画に基づき研修を実施（平成28年の教特法改正により導入）
- 教員育成指標の策定や教員育成指標に基づく校長及び教員の資質の向上というテーマについての協議を行うための**協議会**を、**任命権者や関係大学等を構成員として組織**



「新たな教師の学びの姿」の実現

4. 今後の改革の方向性

- 子供たちの学び（授業観・学習観）とともに**教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現**
- 養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおける、「**理論と実践の往還**」の実現（理論知（学問知）と実践知などの「二項対立」の陥穽に陥らない）

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教師一人一人の専門性の向上と、多様な専門性・背景を有する人材の取り込みにより、教職員集団の多様性を確保し、学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）の向上**
- 学校管理職のリーダーシップの下、**心理的安全性を確保し、教職員の多様性を配慮したマネジメントの実現**
- 「**学校の働き方改革**」の推進

教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保

- 多様な教職志望者へ対応するため**教職課程の柔軟性の向上**
- 産休・育休取得者の増加、定年延長など**教師のライフサイクルの変化を前向きに捉え、採用や配置等を工夫**

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力

教師に求められる資質能力の再整理

- 「大臣指針」において、教師に共通的に求められる資質能力の柱を、①教職に必要な素養 ②学習指導 ③生徒指導 ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 ⑤ICTや情報・教育データの利活用の5項目に再整理
- 任命権者において、指針を参酌しながら、教員育成指標の変更など必要な見直しを実施
- 教職課程では、既に④に対応した科目は令和元年度、⑤に対応した科目は令和4年度から必須単位化）。今後、自己点検評価の中で、上記の資質能力を身に付けられるか確認

研修

養成

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

教職課程における多様な専門性を有する教師の養成

- 強みや専門性（データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など）を身に付ける活動との両立のため、四年制大学において最短2年間で必要資格が得られる教職課程の特例的な開設・履修モデルの設定
- 小学校の専科指導優先実施教科（外国語、理科、算数、体育）に相当する中学校教員養成課程を開設する学科等において、小学校教員養成課程の設置を可能とする
- 中学校二種免許状等における「教科に関する専門的事項」の必要科目の見直し

養成

優れた人材を確保できる教員採用等の在り方の検討

- 教員採用選考試験の早期化・複線化を含めた多様な入職スケジュールに関し国・任命権者の連携により検討（7月に1次試験、8月に2次試験、9～10月に合格発表・採用内定が一般的）
- 特定の強みや専門性を有する者に対する特別採用選考試験等の実施

採用

3. 教員免許の在り方

教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化

- 審議まとめ（令和3年11月）において、教員免許更新制の発展的解消を提言。令和4年5月に教育職員免許法が改正され、7月1日より実施。
- 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みにより、教師の「個別最適な学び」、「協働的な学び」を充実させ、「新たな教師の学びの姿」を実現。
- 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定

免許

研修

4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

教員養成大学・学部、教職大学院の高度化・機能強化

- 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化（教職大学院進学希望者対象コースの設定、先取り履修を踏まえた教職大学院の在学年限短縮等）
- 教育委員会と大学の連携強化（教員育成協議会における協議の活性化、教委等との人事交流の推進、教委と連携・協働した研修プログラム等の展開等）
- 教師養成に係る理論と実践の往還を重視した人材育成の好循環の実現（教職大学院の学びを生かしたキャリアパスの確立、教員養成学部における実務家教員登用に係る具体的な基準設定・FDの充実等）
- 教員就職率の向上、組織体制の見直し（養成段階における教員就職率向上のための取組、教委と連携した地域課題解決に対応したカリキュラムの構築等、定員の見直し・大学間連携・統合に係る検討等）

養成

採用

研修

理論と実践の往還を重視した教職課程への転換

養成

- 「教育実習」等の在り方の見直し（履修形式の柔軟化等）
- 「学校体験活動」の積極的な活用（学習指導員、放課後児童クラブやNPO等での課題を抱える子供たちへの支援等も含む）
- 「教員養成フラッグシップ大学」における先導的・革新的な教職科目の研究・開発等
- 特別支援教育の充実に資する「介護等の体験」の活用等（特別支援学校・学級、通級指導など）

多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための方策

- 特別免許状に関する運用の見直し（授与基準や手続の周知、特別免許状保有者が、他校種の特別免許状の授与を受ける際の基準等の明確化）
- 任命権者における特別免許状を活用した特別採用選考試験の実施促進（特別免許状等を活用した入職支援）
- 特別免許状による採用者を対象とした研修の実施・支援
- 教員資格認定試験の拡大等（高校「情報」の実施、中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除の検討）

免許

採用

研修

免許

校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化・計画的な育成

研修

- 「大臣指針」の改正により、校長の資質能力（マネジメント能力、アセスメント、ファシリテーション）を示すとともに、各任命権者が、教師とは別に、校長に関する独自の育成指標を策定することを明記。新任校長等を対象とした研修の充実など、校長自身の学びを支援

義務教育9年間を見通した教員免許の在り方を踏まえた方策

免許

- 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進
 - 教職課程における義務教育特例の新設【制度改正済】
 - 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大等（再掲）
 - 教員資格認定試験における中学校等免許保有者の小学校試験の一部免除等（再掲）
 - 他校種の免許状を取得する際に必要な最低勤務年数の算入対象の拡大【制度改正済】

養成

5. 教師を支える環境整備

学びの振り返りを支援する仕組みの構築

研修

- 「研修履歴記録システム」及び「プラットフォーム(教委・大学・民間等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するシステム)」の一体的構築
- 教育委員会・学校管理職は、研修履歴の記録・管理を自己目的化しない意識が必要
- 喫緊の教育課題に対応したオンライン研修コンテンツの充実

多様な働き方等教師を支える環境整備

- 失効・休眠免許保持者の円滑な入職の促進(再授与手続き簡素化、ペーパーティーチャー等への研修)
- 働き方改革の一層の推進(教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進等)、勤務実態調査の結果を踏まえた教師の処遇の在り方の検討

7

学校における働き方改革について

平成28年度教員勤務実態調査の結果概要

○教員の1週間当たりの学内勤務時間(※持ち帰り時間は含まない)



→ いずれの職種でも平成18年度の調査と比べて、**勤務時間が増加**している

平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ▶ 若手教師の増加
- ▶ 総授業時数の増加
(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)
- ▶ 中学校における部活動時間の増加
(平日:7分、土日:1時間3分)

○業務内容別の学内勤務時間(1日当たり)

平日 (教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04			0:06		
事務(調査回答)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(学納金)	0:01			0:01		
事務(その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

土日 (教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	0:07	0:00	+0:08	0:03	0:00	+0:03
授業(補助)	0:01			0:00		
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:00			0:00		
事務(調査回答)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(学納金)	0:00			0:00		
事務(その他)	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

令和3年度 教育委員会における学校の働き方改革のための 取組状況調査について（概要）

調査 目的・趣旨

平成28年度から調査を開始し、平成31年度に全面的にリニューアル。各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促すことが目的

教職員の勤務実態の把握

【時間外勤務の具体的な状況】

主に4月～8月の在校等時間等の分布状況を調査

平成30年度以降、概ね改善傾向にある一方、依然として長時間勤務の教職員も多い状況

※「時間外勤務月45時間以下」の割合（令和元年度との比較）
小学校：約2～16%程度増加 中学校：約4～14%程度増加

【勤務実態の把握の具体的な方法】

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で勤務実態を把握しているかを調査

都道府県100%、政令市100%、市区町村約86%に至るも、実施していない市区町村約14%（325市区町村）のうち、約半分（165市区町村）は「開始予定なし」となっている状況

改正給特法の施行を踏まえた対応状況

- 上限指針に係る条例・規則等の整備状況
- 1年単位の変形労働時間制導入に係る条例等の整備状況

・上限指針にかかる条例・規則等の整備は多くの自治体で整備済
・選択的に活用できる1年単位の変形労働時間制導入に関する条例等の整備は都道府県の1/4で整備見込み

具体の取組の実施状況

- 中央教育審議会答申で示した学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」等の26の取組について実施状況を調査

（学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」）

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活動指導員等）	⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

- ・部活動指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの活用等、進んでいる項目も多い
- ・放課後から夜間等における見回り等の基本的には学校以外が担う業務等について、一層実施を促進することが必要

- ICTを活用した校務効率化や教員業務支援員等の活用状況について詳細や事例を掲載

調査 内容・結果

令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について (令和4年1月28日付 各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛 文部科学省初等中等教育局長通知)【概要】

学校における働き方改革が引き続き急務であることから、令和3年12月24日に公表した「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果等を踏まえ、学校の働き方改革に関して都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会として取り組むべき事項等について通知するもの。

※本調査に関連した通知の発出は初めての対応

各自治体別に公表されている調査結果や他の自治体の取組状況の分析等により、各教育委員会において、十分に進んでいない取組等を検証するとともに、重点的に取り組む内容を特定するなど、調査結果を十分に活用

①勤務時間管理の徹底等について

- 指針^(※)を踏まえた在校等時間の適切な管理の徹底
 - 地方公共団体の条例や規則への上限方針の可及的速やかな反映
 - 未対応の一部市区町村におけるICTの活用やタイムカード等による客観的な在校等時間の把握の徹底 等
- ※上限時間の原則について1 箇月時間外在校等時間を45時間以内、1 年間時間外在校等時間を360時間以内とする等の「公立学校教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

②働き方改革に係る取組状況の公表等について

- 働き方改革に係る取組や在校等時間の状況の公表の促進
- 定量的な独自の目標等の設定、働き方改革に係る取組の検証・改善・公表の促進
- 働き方改革又は業務改善に関する業務改善方針や計画等の策定の促進 等

③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

- 「3分類」^(※)に係る取組の積極的な実施の促進
- 業務の「3分類」への仕分けと学校・教師以外の者への積極的な移行の促進
- 「全国の学校における働き方改革事例集」の活用
- 支援スタッフの活用に当たっての学校管理職のマネジメント等の促進 等

※学校・教師が担う業務に係る「3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

④学校行事の精選や見直し等について

- 教育活動としての意義を踏まえつつ、
・ 学校行事の種類^(※)ごとに、行事及びその内容を重点化
・ 各行事の趣旨を生かした上で行事間の関連や統合を図るなど精選し、効果的・効率的に学校行事の目標を達成するよう実施
 - 新型コロナウイルス感染症対策下における行事の実施方法の適切な変更・工夫等の取組も一つの契機として、教育的な観点も十分に踏まえつつ、学校行事の精選や内容・準備の見直し・簡素化を促進
 - 地域行事と学校行事の合同開催、地域の記念行事としての要素が大きい行事の地域行事への移行等を検討 等
- ※儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足（旅行）・集団宿泊の行事及び勤労生産・奉仕的行事

⑤ICTを活用した校務効率化について

- 教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整手段のデジタル化
- 取組事例に関する動画等の積極的な活用 等

⑥教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）について

- 教員業務支援員の一層の配置促進
- 消毒作業等に止まらない多様な業務への従事による効果的・効率的な活用の促進
- 調査結果を勘案した教員業務支援員に係る補助金の配分
- 取組事例に関する動画等の積極的な活用 等

⑦部活動について

- 部活動指導員の一層の配置促進
- 部活動指導員による単独指導、単独引率、顧問発令の促進
- 調査結果を勘案した部活動指導員に係る補助金の配分
- 地域部活動に係る兼職・兼業への対応

公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければならないことに全力投球できる環境整備が必要

● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「**指針**」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進

（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

上限「**指針**」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

<上限時間> ① **1か月**の時間外在校等時間について、**45時間以内**
② **1年間**の時間外在校等時間について、**360時間以内** 等

平成28年度の時間外在校等時間の状況（平成28年度勤務実態調査等を踏まえ推計）

小学校：月約59時間、年約700時間、中学校：月約81時間、年約1,000時間

時間外勤務が**月45時間以下**の教職員の割合（5月）（教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査）
平成30年度→令和3年度：小学校：41%→64%（**23%増加**）、中学校：28%→47%（**19%増加**）

少人数学級の推進

- 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備

小学校高学年における教科担任制の推進

- 令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ
- 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進

支援スタッフの配置支援

- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援
- 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置）
- 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）

部活動の見直し

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開
- 検討会議の提言を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域移行（※）と地域のスポーツ・文化環境の一体的な整備を推進
- ※提言では、令和5年度からの3年間の目標

教員免許更新制の発展的解消等

- 法改正による現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消
- 新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施

ICT環境の整備支援

- GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備
- ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開
- ICTを活用した校務効率化を推進するため、専門家会議を設置（R3.12）して検討
- 統合型校務支援システムの導入促進（地方財政措置）

学校向け調査の削減

- スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。
※国の定期的な調査件数（H19：34件→R3：26件）
- 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定

全国学力・学習状況調査のCBT化

- CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3、R4.2）、事例集作成・改訂（R2.3、R3.3、R4.2）等）

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進

実施割合（R3.9.1時点）

都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	85.9%

● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年度に教員勤務実態調査を実施

中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め検討を実施

「改訂版 全国の学校における働き方改革事例集」について

「全国の学校における働き方改革事例集」を全体的に改訂し、令和4年2月に公開。

- Part1では、「ICTを活用した校務効率化」と「教員業務支援員の有効活用」に焦点を当てた特集を組み、実際に働き方改革に取り組む学校のドキュメンタリー映像も併せて公開。
- Part2では、どの学校でも実現できそうな取組を含む約150の事例を削減時間目安とともに紹介。トピック的に重要性が増している事例の追加や全体的なデザイン・レイアウト変更も実施。
- Part3では、ICT環境を活用した校務効率化の方法をレベル別に詳細に紹介。

■Part1



■ドキュメンタリー映像は以下のQRコードから



ゼロから始める！ICTを活用した校務効率化

【小学校編】



教員業務支援員が活躍している学校のヒミツ

【中学校編】



■Part2



■Part3



※目次の取組内容をクリックすることで、目的のページに移動することが可能であり、関心の高い部分から読みやすい構成。

Part2では、分野別の取組事例とともに、約60の好事例提供校にインタビューを実施して聞き取った取組の効果や課題・対応策についても紹介。教員業務支援員の有効活用のためのコラムなどもイラストで紹介。

Part3では、グループウェアを活用した業務改善ノウハウをまとめ、学校現場においてすぐに活用可能な小テストや欠席・遅刻連絡フォームなどの雛形をクラウド上で提供。グループウェア活用についてよくある疑問への回答をコラムとして掲載。



補習等のための指導員等派遣事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

153億円
84億円)



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

教員業務支援員の配置

事業内容

教師の負担軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応、消毒作業等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

想定人材



地域の人材
(卒業生の保護者など)

概算要求額
人 数

: 103億円 (45億円)
: 24,300人 (10,650人)

実施主体



都道府県・指定都市

負担割合



国1/3
都道府県・指定都市2/3

学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）

事業内容

児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、教師や学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

児童生徒の学習サポート

- ・TT 指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- ・家庭の経済状況等に関わらず、基礎学力の定着を放課後等にサポート
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組

進路指導・キャリア教育

- ・キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- ・専門家による出前授業の実施

学校生活適応への支援

- ・不登校児童生徒への支援
- ・いじめへの対応

教師の指導力向上等

- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援

概算要求額
人 数

: 50億円 (39億円)
: 18,000人 (11,000人)

想定人材



退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の方々など幅広い人材

実施主体



都道府県・指定都市

負担割合



国1/3
都道府県・指定都市2/3

（関連施策）中学校における部活動指導員の配置支援事業

※令和4年度からスポーツ庁及び文化庁の事業で支援

事業内容

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への教師に代わって顧問を担う部活動指導員の配置を支援

想定人材



指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材

実施主体



学校設置者
(主に市町村)

負担割合



国1/3 都道府県1/3 市町村1/3
(指定都市：国1/3、指定都市2/3)

※支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握を行っていることを前提とする。

令和4年度 公立小学校・中学校等教員勤務実態調査【概要】

1. 調査の背景

平成31年1月の中央教育審議会答申※1において、働き方改革の取組の進展を把握すべく、平成28年度教員勤務実態調査と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべきとされていることや、令和元年給特法案に対する附帯決議※2においても、3年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、給特法の抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることが求められている。

令和4年度に公立小学校・中学校等教員勤務実態調査を実施

※1 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

※2 附帯決議 抜粋 令和元年12月3日参議院文教科学委員会

十二、 三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること

2. 調査概要

対象：小学校、中学校、高等学校

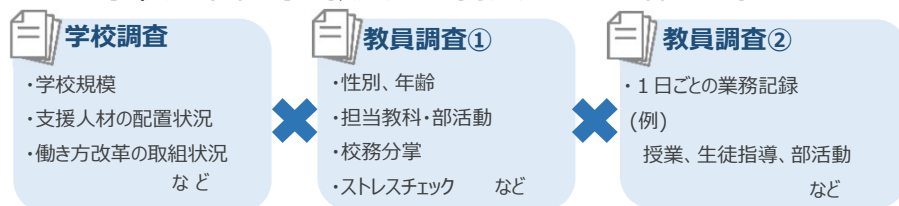
期間：8月・10月・11月のうちの連続する7日間

規模：小中計 2,400校程度

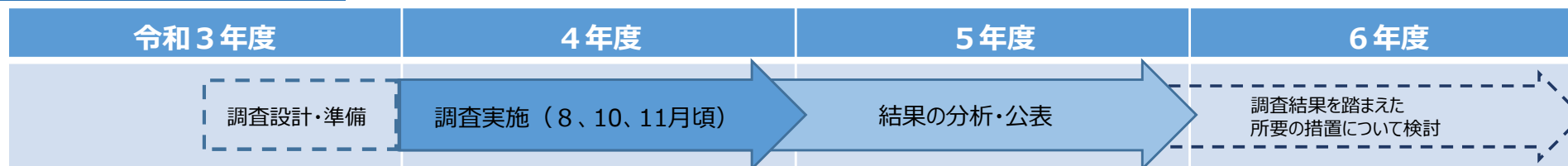
小学校 1,200校程度（400校×3月）、教員32,000人程度
中学校 1,200校程度（400校×3月）、教員35,000人程度

※ 高等学校は、各月100校程度、教員 約14,000人程度

方法：各学校の取組等と教員の勤務実態とを一体的に把握



4. 実施スケジュール



部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度要求・要望額 118億円
(前年度予算額 18億円)



方向性・目指す姿

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、**スポーツ団体等や文化芸術団体等の整備充実、指導者の確保、参加費用負担への支援等**を総合的に推進。
- 地域の実情に応じスポーツ・文化活動の最適化を図り、**体験格差を解消**。

- **少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保**。学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。
- **自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り**。部活動の意義の継承・発展、**新しい価値の創出**。
- **地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保**。

事業内容

I. 部活動の地域移行に向けた支援

88.1億円

新規

- ①コーディネーター配置支援等体制整備** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの配置や協議会の設置等の体制を構築する。
・地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動の運営団体・実施主体と中学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
- ②運営団体・実施主体の整備充実** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。
- ③指導者配置支援等体制整備等**
・実技指導等を行う指導者を配置 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1するとともに、広域的な人材バンクを設置 (補助割合：国1/3、都道府県2/3) する。
・指導者養成のための講習会等の開催や、資格制度の改革等を行う。
(地域スポーツクラブ活動においては、日本スポーツ協会補助・日本パラスポーツ協会補助【再掲】)
- ④参加費用負担への支援** (補助割合：国1/2、市区町村(指定都市含む) 1/2)
経済的に困窮する世帯の子供が地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動に参加できなくならないよう、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。

II. アドバイザー事務局の設置・派遣等

1.4億円

新規

アドバイザー事務局を設置し、全国の自治体等からの相談業務やアドバイザー派遣等を行う。

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3.7億円

拡充

地域スポーツクラブ活動のモデル創出や拠点校における活動充実に向けた実践研究等を実施。

IV. 地域文化倶楽部支援事業

0.8億円

拡充

休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して、指導者や活動場所の確保等の対応を行う。

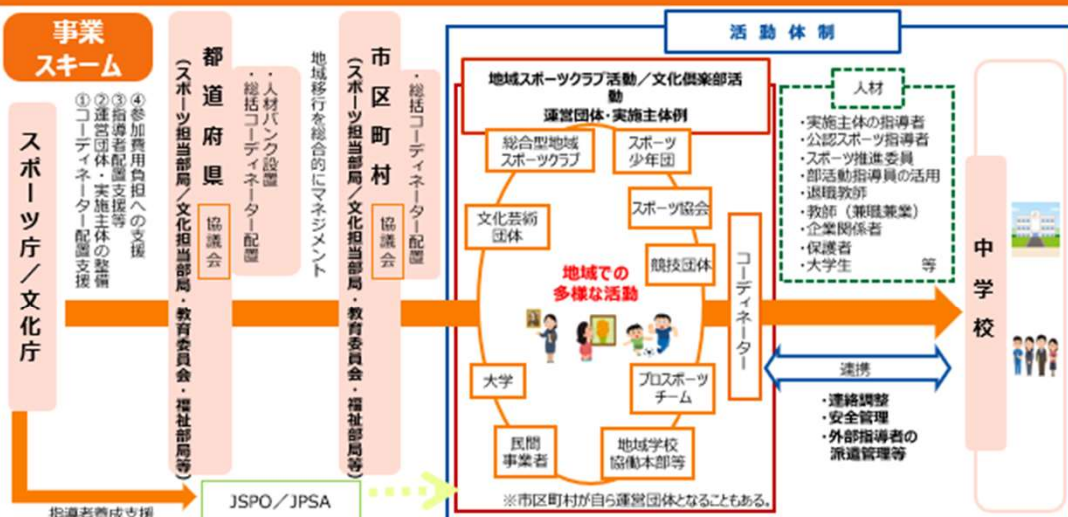
V. 中学校における部活動指導員の配置支援

23.5億円

拡充

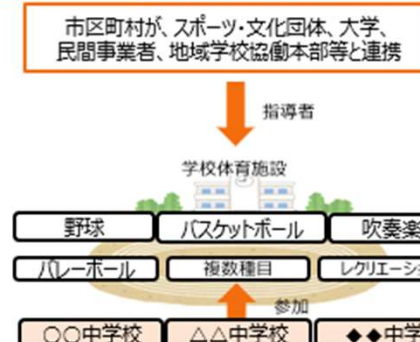
各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実【21,000人(運動部：18,000人、文化部：3,000人)】



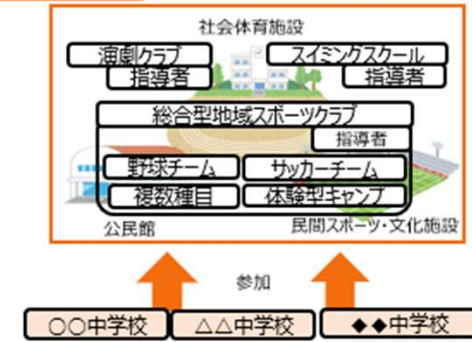
体制例①

<市区町村が運営団体>



体制例②

<民間／総合型地域スポーツクラブが運営団体>



- ※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。
※3 toto助成については、助成メニュー（施設整備・マイクロバス配置等）の中で、運動部活動の地域移行に特化した支援を検討中。

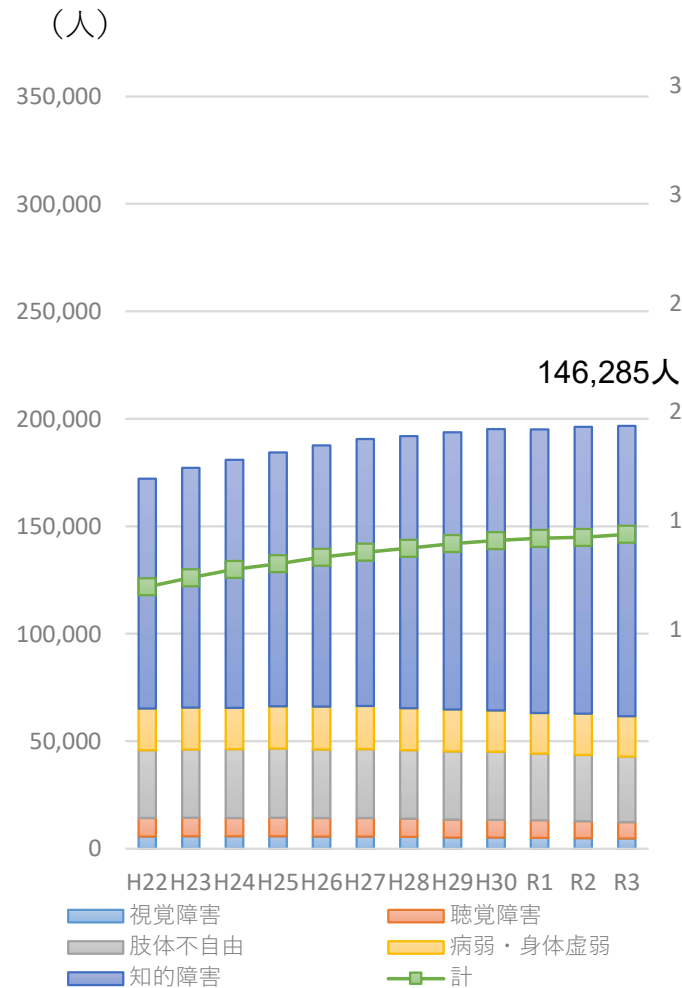
8

特別支援教育について

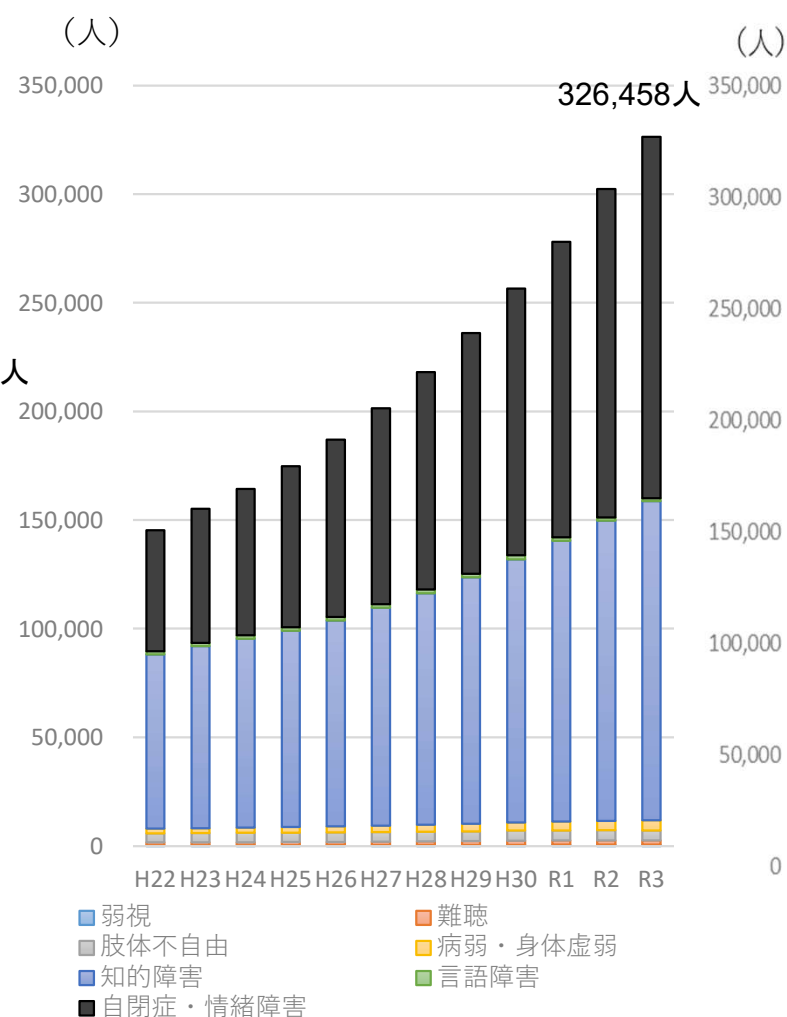
特別支援教育の対象となる子供の数の推移

◆ 少子化により子供が減少（H23:1,054万人⇒R3:961万人）する一方で、特別支援教育の対象となる子供の数は年々増加。特に、**特別支援学級の在籍者数の増加**が顕著。

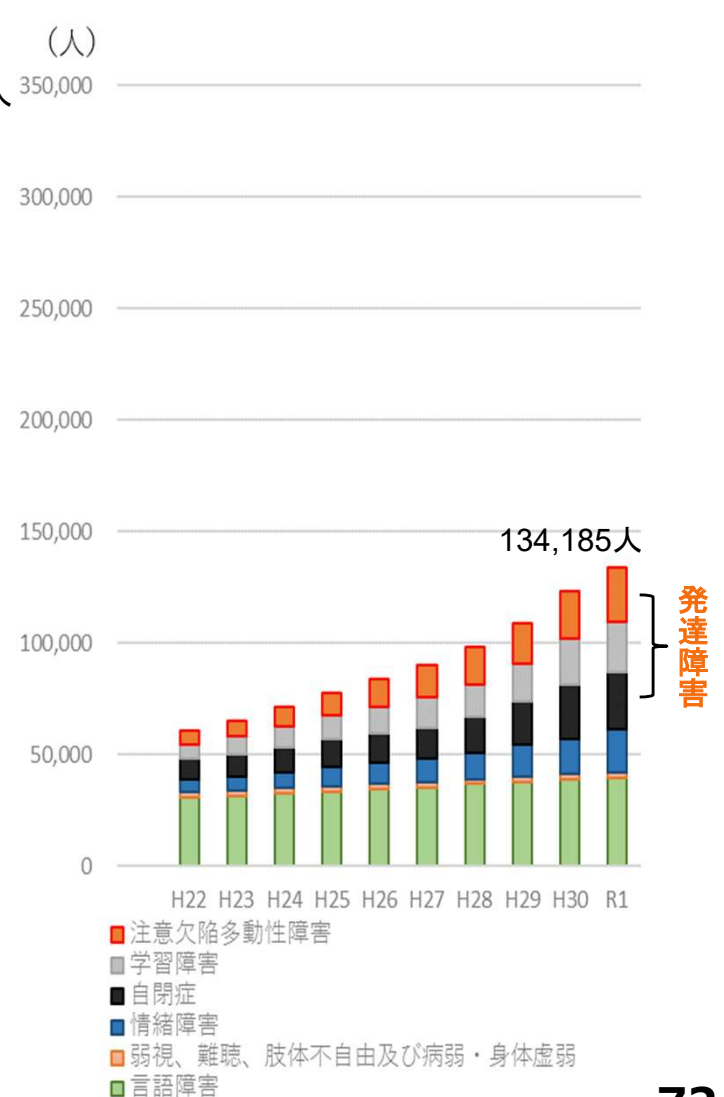
特別支援学校の在籍者数



特別支援学級の在籍者数



通級による指導の対象者数



※子供の数(H23:1,054万人⇒R3:961万人)は、義務教育段階の合計。

※特別支援学校は、複数の障害種を対象としている学校はそれぞれの障害種に重複してカウントしている。

特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態

- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

■ 学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員			臨時的任用教員		非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
		再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)		うち産休・育休代替教員等		
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	13,274 (16.92%)	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

■ 小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員		臨時的任用教員		その他	合計
		再任用教員 (フルタイム)		うち産休・育休代替教員等		
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	12,182 (23.69%)	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	5,276 (23.95%)	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1) 表中の () 内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

(出典) 「教師不足」に関する実態調査（文部科学省、令和4年1月）

校長の特別支援教育に関わる教職経験

- ✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で70.6%、中学校で75.4%(令和3年度)。

※特別支援学級が設置されている学校（小学校、中学校、義務教育学校を含む）は82.3%（令和2年度時点）。

○令和3年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、
通級指導教室を設置する小・中学校の校長 ※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出

校種別の回答学校数（単位：校）※表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	義務教育学校	合計
1,160(約68%)	521(約31%)	17(約1%)	1,698

調査結果：校長自身の特別支援教育にかかわる教職経験（単位：%）

	通級による指導での教職経験有	特別支援学級での教職経験有	特別支援学校での教職経験有	特別支援学級等での教職経験無
小学校	4.7%	23.1%	9.6%	70.6%
中学校	1.9%	19.0%	6.5%	75.4%
義務教育学校	0%	17.6%	5.9%	82.4%

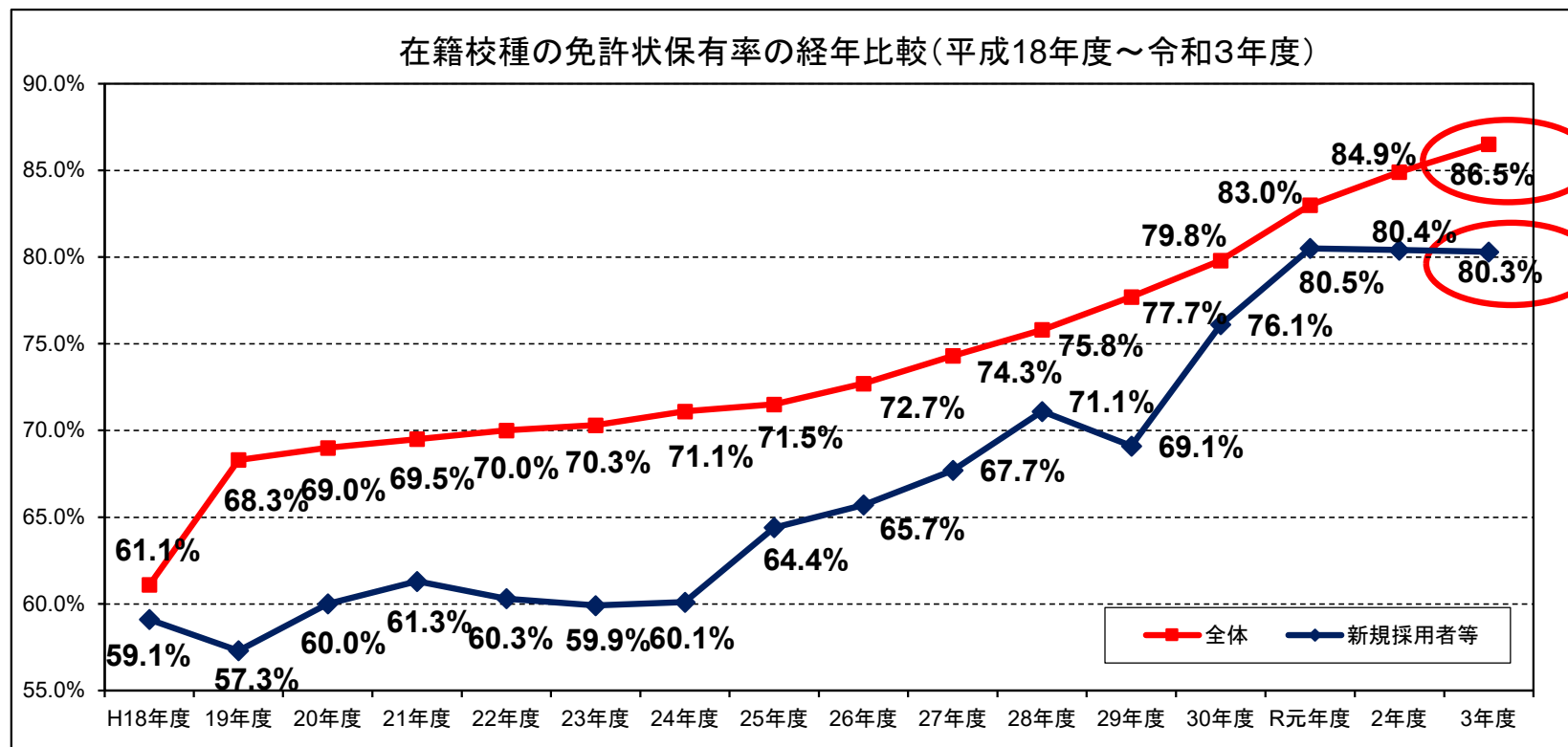
(出典) 令和3年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書
(全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和4年1月)

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率: 86.5% (令和3年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

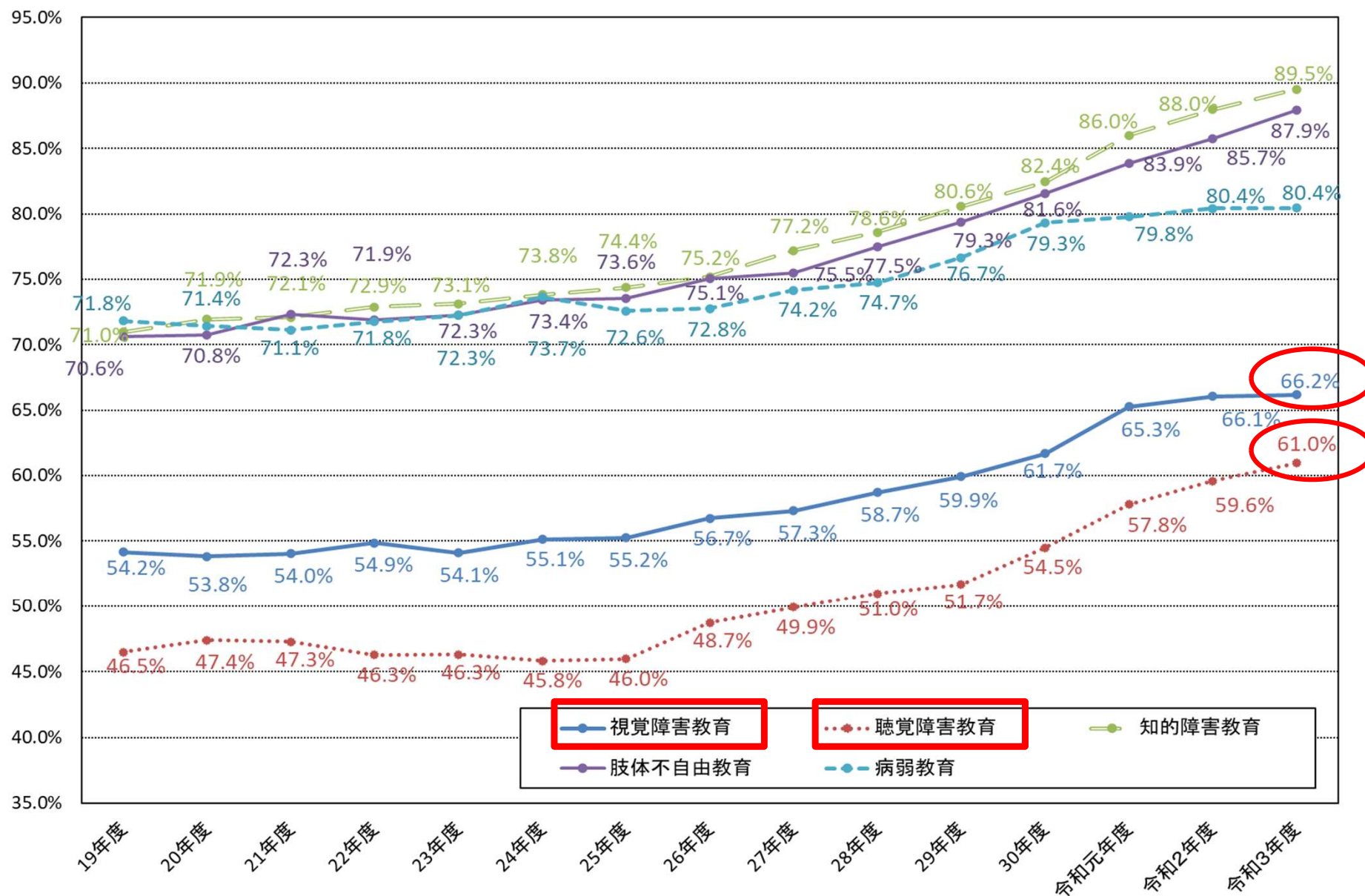
- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合: **31.1%**

在籍校種の特別支援学校教諭免許状の保有率の推移（障害種別）



新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（令和元年9月6日設置）



趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理**し、一人一人のニーズに対応した**新しい時代の特別支援教育の在り方**や、その**充実のための方策等について検討**を行うため、有識者会議を設置

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

（検討事項の具体例）

新しい時代の
特別支援教育の
方向性・ビジョン

障害のある
子供たちへの
指導の充実

教員の専門性の
整理と
養成の在り方

特別支援教育の
枠組み

幼稚園・
高等学校段階に
おける学びの場
等

【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 （～令和2年6月18日）	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長（令和2年4月1日～）	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長（令和2年6月19日～）
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
○岡田 哲也	二松學舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 （～令和2年3月31日）
片岡 聡一	岡山県総社市長	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校長（～令和2年3月31日）	真砂 靖	弁護士
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授（～令和2年5月31日）	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長（令和2年4月1日～）	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター

（◎：主査、○：主査代理）（令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略）

【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長

（令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略）

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ① **障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備**
 - ② **障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**
- を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
 - ・ **障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充**
 - ・ **障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現**
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・ **重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定**
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

3. 特別支援学校の教師に求められる専門性 (養成)

○ 特別支援教育の充実において、教師の養成機関である大学が果たす役割は大きく、引き続き、教師の養成等の充実を図ることが重要である。

○ 特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要がある。

○ このため、教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付ける。その際、基礎となる免許状を取得する際に修得した内容との関連や接続も考慮する。

加えて、見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である。

その際、特別支援学校教諭免許状は現職教員が勤務年数等を加味し取得する単位数を軽減して取得する場合も多いことから、新たに策定するコアカリキュラムが免許法認定講習等においても参考となるよう留意する。

○ これらの方向性を踏まえつつ、具体的な内容については、別途検討することが必要である。その際、教員養成段階で現状以上の単位の取得を求めることは、学生の過度な負担となり特別支援学校の教師を目指す者の減少にもつながる懸念があることから、現在の総単位数の中で検討を進めるものとする。

趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - ・ 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等
 - ・ 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
- (2) 特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方
- (3) その他関連事項



教職課程コアカリキュラムWGと連携

委員

安藤 隆男 筑波大学名誉教授
 市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長
 加治佐 哲也 兵庫教育大学長
 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
 木船 憲幸 九州産業大学教授
 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
 田中 良広 帝京平成大学教授
 濱田 豊彦 東京学芸大学副学長
 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
 森 由利子 滋賀県教育次長
 （計11名、五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
 （計1名、敬称略）

スケジュール

11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム（素案）の確定 第7回会議開催 ①報告とりまとめ
5月／6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

※令和4年7月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。

現状・課題

- 特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- 小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

①養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

②採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職



中堅（10年目～）

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- | | |
|----------|--|
| 【養成】 | ・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数 |
| 【採用】 | ・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数 |
| 【キャリアパス】 | ・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無 |
| 【研修】 | ・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等 |

④研修（校外）による専門性向上

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



スケジュール

- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7 : 策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4 又はR6.4 : コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- 上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

Ⅳ.教師の専門性の向上のための具体的方向性

1. 全ての教師

(全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応)

- 校長は、校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校との間で、交換授業や授業研究をするなどして、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めること。
- 任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。合わせて、採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。
- 特別支援学級への担任配置にあたり、
 - 一特別支援学級の担任が特別支援教育に携わった経験の浅い教師だけに偏った配置になってしまう場合
 - 一教育職員免許法上の当該教科の免許状保有者数と学校全体の授業時数等との関係上、特別支援学級への配置が困難な場合
 - 一特別支援学校教諭免許状保有者のみを特別支援学級担当として採用・配置している場合など、地域や学校種の状況により、全ての教師を特別支援学級の担任として配置することが難しい状況においては、機械的、かつ、一律に特別支援学級の担任として若手教師を配置するのではなく、校長の適切な人事マネジメントにより、特別支援学級において年間を通じて責任を持って特定の教科の授業を担当させることとするなど、必要な経験が得られるよう努めること。
- 任命権者及び校長は、主幹教諭、指導教諭及び管理職のキャリアパスとして、特別支援学級担任、通級による指導の担当や特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する経験を組み込むよう配慮すること。

(略)

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋



(令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

Ⅳ.教師の専門性の向上のための具体的方向性

2. 特別支援学級、通級による支援を担当する教師

(採用、配置の在り方)

○教育委員会は、大学と連携し、大学における特別支援教育に関する単位の取得状況や、特別支援教育に関わる体験やボランティア、特別支援教育支援員等の経験について、採用選考において考慮(採用選考における加点等)すること。

(略)

(小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実)

○全ての学校は、学校内の特別支援教育推進体制の向上という観点から、校務分掌上に特別支援教育コーディネーターを位置付けること。

(略)

○国は、各学校における指名の状況を踏まえつつ、特別支援教育コーディネーターの法令上の位置付けを検討すること。

3. 特別支援学校の教師

(特別支援学校の教師の免許状保有率の向上)

○各特別支援学校の設置者は、必要な領域を定めた特別支援学校教諭免許状を有しない教師を特別支援学校に配置しようとする場合においては、原則、

①当該教師の前任校が、小学校等の他の学校種又は他の障害種を対象とする特別支援学校であるとともに、

②配置しようとする障害種の特別支援学校の教師として必要な特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得する計画がある者

に限ること。

○国は、教育委員会における特別支援学校教諭免許状取得に向けた優れた取組(免許取得計画の作成や単位修得状況の把握等)を展開すること。

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋

(令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)



V.各関係者に求められる具体的方向性

2. 教育委員会

(特別支援教育に関する専門性が評価される仕組みの構築)

○任命権者は、管理職選考に当たって、特別支援教育の経験(特別支援学級、通級による指導、特別支援学校、特別支援教育コーディネーター等)も含めて総合的に考慮することとし、人事計画の中で適時・適切に経験する機会を提供すること。

○教育委員会は、教師経験者を教育委員会の幹部として任用する際、特別支援教育の経験が生かされるよう考慮すること。

(略)

3. 大学

(大学の資源の有効活用による教職課程の充実)

○大学は、国内の地域ブロック単位で、大学の資源を相互に活用・共有し、特別支援学校教諭免許状の5つの障害領域を計画的に取得できるような取組を推進することが望ましいこと。具体的には、例えば、単位互換制度や遠隔メディアシステムを活用した授業による履修などによる単位取得を可能とする大学間の体制の整備や取組が考えられること。

(小学校等教諭免許状の教職課程における特別支援教育を担う教師の人材育成・確保)

○大学は、特別支援学校教諭の教職課程のみならず、小学校等の教職課程においても、特別支援教育に関する科目等の充実を図るとともに、これらの学生の学びを十分に保障すること。特に、特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムのうち、自立活動に関する内容を含む授業や、発達障害領域を取り扱った授業等を優先して学びを深めることを求めたり、該当授業科目の単位の取得を推奨すること。さらに、教員養成大学・学部を中心に教職課程の内外で特別支援教育に関する新たな科目の開発や履修の促進を積極的に図ること。

(略)

令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項



についての通知 (令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

- ✓ 令和3年12月21日に公表した「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の調査結果等を踏まえ、公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項について各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長あてに通知を発出。
- ✓ 管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等 中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考とする。
- ✓ 同通知も踏まえ、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための取組を促進。

(通知より引用)

第2 教職員人事に関する各種施策

2. 校長・副校長・教頭の登用状況等 (略)

また、管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考とすること。

(略)

第3 その他の人事施策等

5. 特別支援教育の知見や経験を蓄積するための人材育成

各教育委員会においては、上述の「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知)」も踏まえ、教師の採用段階において特別支援教育に係る経験を考慮するとともに、採用後、早期の段階から全ての教師が特別支援教育の知見や経験を有するための人事上の措置を講ずるよう努めるなどして、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための取組を促進すること。

1. 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方

- 学校種や障害種における現状を踏まえた課題について
- 実施形態（自校通級、巡回通級、他校通級など）の現状を踏まえた課題について
- 学校間の引き継ぎの現状を踏まえた課題について
（特に、高等学校における潜在的な対象者も踏まえ、義務教育段階と高等学校・高等専門学校等）

2. 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方

- 合理的配慮の提供や、特別支援学校によるセンター的機能を通じた支援等の状況について
- 校内支援体制の整備や、特別支援教育支援員の配置等の状況について
- 知的障害のある児童生徒に対する、教育的効果を高めるための指導や支援について
- 国連障害者権利委員会による審査状況や結果を踏まえた、国における更なる支援方策等について

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査の実施について

<目的>

○通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の実態と支援状況を把握し、今後の施策の在り方の検討資料とする。

<これまでの調査結果>

H14調査：6.3%・・・全国5地域の公立小・中学校

H24調査：6.5%・・・全国の公立小・中学校（岩手・宮城・福島を除く）

※本調査は担任教員等がチェック項目に記入した回答に基づくものであり、医師による診断によるものではない。
従って、本調査結果は発達障害のある児童生徒の割合等を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を示している。

<調査項目>

（1）調査対象：公立小・中・高等学校を対象に学校を無作為抽出。（各600校程度を予定）
抽出された学校から、更に無作為で児童生徒を抽出。

（2）調査内容：抽出された児童生徒について

- ①学習面又は行動面に困難のある児童生徒の在籍状況
 - ・学習面や行動面に関する判断項目での該当の有無を調査
- ②当該児童生徒についての支援状況の調査
 - ・通級による指導の利用状況
 - ・特別支援教育支援員などの人的支援状況
 - ・個別の配慮・支援の状況
 - ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用状況 など

H24調査からの変更点

- ・高等学校を新たに対象とした
- ・学習面に関する項目について、中・高等学校の項目を一部追加・修正
- ・支援状況の項目について一部追加・修正

<調査・予定>

○令和4年1月～2月に調査を実施。

○令和4年度に集計、有識者会議を開催し、冬頃に公表予定。

H24年調査の詳細はこちら
（文部科学省HP） 



学校に在籍する医療的ケア児について

法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

● 医療的ケア

→人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

● 医療的ケア児

→日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

(参考)

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

【医療的ケアのイメージ】



喀痰吸引



気管切開



経管栄養(経鼻)



経管栄養(胃ろう)



人工肛門

学校に在籍する医療的ケア児の数

● 学校に在籍する医療的ケア児の数は年々増加傾向。

特別支援学校

- 医療的ケア児の数 R3(※1) **8,485**人 (R1(※2) 8,392人)
(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 674校(R3)
- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R3 **7,218**人 (R1 7,075人)

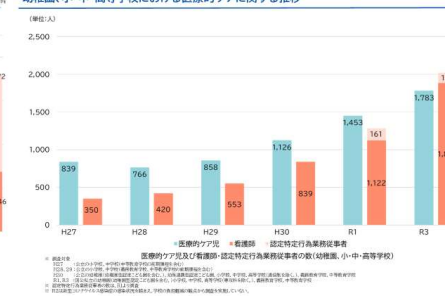
幼稚園、小・中・高等学校

- 医療的ケア児の数 R3 **1,783**人 (R1 1,453人)
(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 231園、小学校 1,099校、
中学校 184校、高等学校 38校 (R3)
- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R3 **2,023**人 (R1 1,283人)

特別支援学校における医療的ケアに関する推移



幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



■ 医療的ケア児 ■ 看護師 ■ 認定特定行為業務従事者

※1 R3の数値は、R3年5月1日時点の数値。

※2 R1の数値は、R1年11月1日時点の数値。

(出典)令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(文部科学省)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

背景

- 学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、**医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。**
- 「**学校における医療的ケアの今後の対応について**（平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」
→ 喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、**小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す**
- 令和3年6月に「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」が成立
（国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。）

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」

第1編 医療的ケアの概要と実施者

医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

- 第1章 医行為と医療的ケアとは
- 第2章 学校における医療的ケアの実施者

第2編 学校における受け入れ体制の構築

小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

- 第1章 実施体制の整備
- 第2章 市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築
- 第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の際に参考となるよう

医療的ケアの状況等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載

- 第1章 喀痰吸引
- 第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- 第3章 気管切開部の管理
- 第4章 経管栄養
- 第5章 導尿
- 第6章 人工肛門（ストーマ）の管理
- 第7章 血糖値測定・インスリン注射

※ 医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等について充実して示された「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を参照すること。

詳細はこちら（文部科学省HP）



学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組



医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると
文部科学省HPの該当ページに移動します。

基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル (看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



文部科学省HP

学校における教職員による たんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



文部科学省HP

教育委員会等による 研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



文部科学省HP

指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について



文部科学省HP

学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

※1年目の取組概要を公表
文部科学省HP



学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

- 政府は、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定（附則第7条）を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、
現行の努力義務から義務へと改める。

【合理的配慮の例】

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めている。
- ※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

段差がある場合に、
スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の
カードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

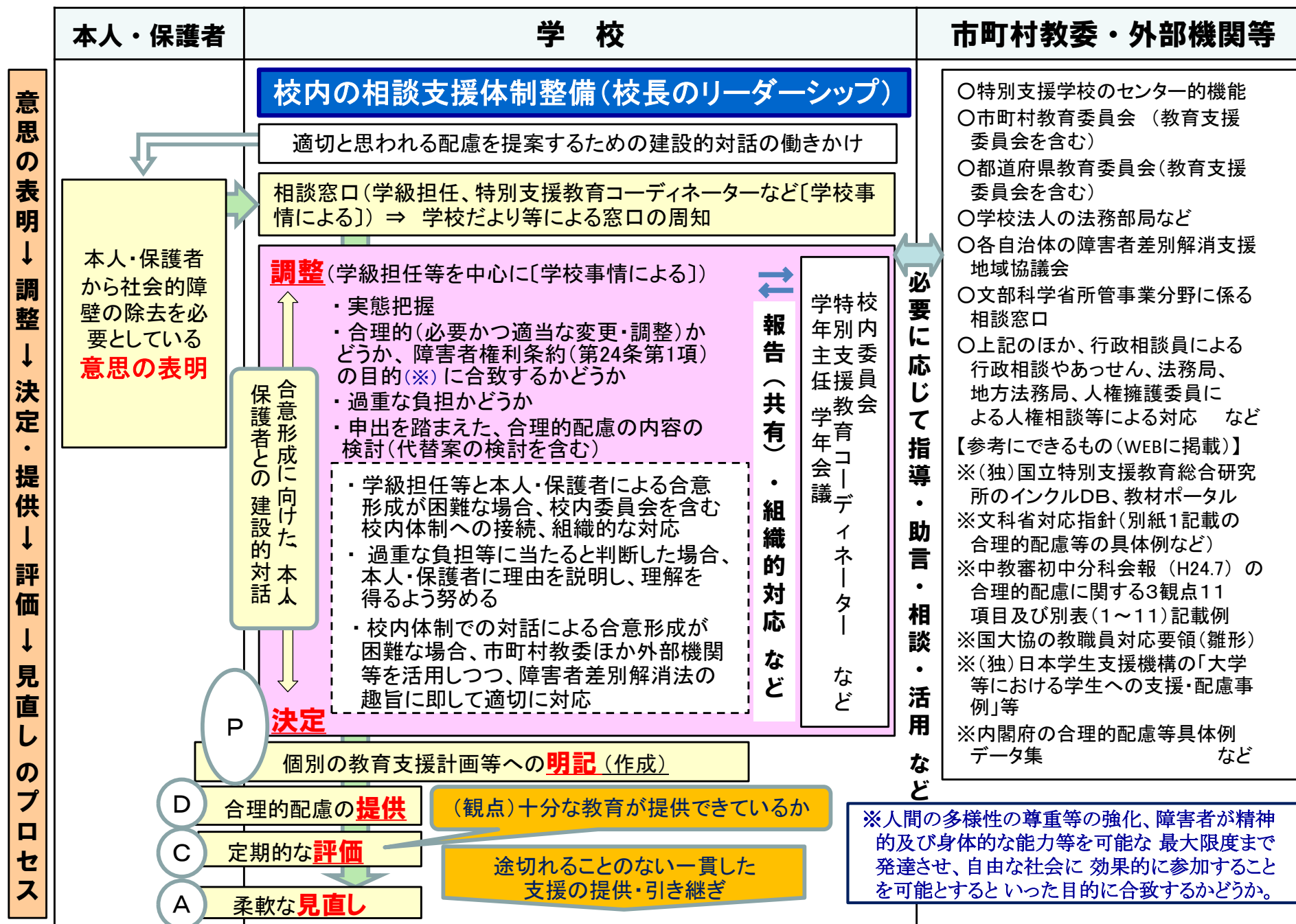
国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）



切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

51億円
35億円)



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置

4,077百万円(2,611百万円) **(拡充)**

3,000人分⇒3,740人分(+740人)

医療的ケア看護職員の配置(校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援(配置人数の拡充に加え、人材確保のための単価引き上げへの対応を行うなど支援を強化)

◆学校における医療的ケア実施体制充実事業 44百万円(36百万円) **(拡充)**

- ①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究
地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施
- ②安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進
医療的ケアの実態に関する調査を実施し、安心・安全な医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題を整理するとともに取組を推進

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

sCN#n_2

144百万円(128百万円) **(拡充)**

①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

文部科学省著作教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施

②企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究 **(新規)**

企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施

③病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究 **(新規)**

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

280百万円(241百万円) **(拡充)**

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業等

105百万円(52百万円) **(拡充)**

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業等を実施

◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

22百万円(20百万円) **(拡充)**

特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に資する体制構築の推進等を実施

◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

284百万円(284百万円)

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

等

※その他、特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を計上

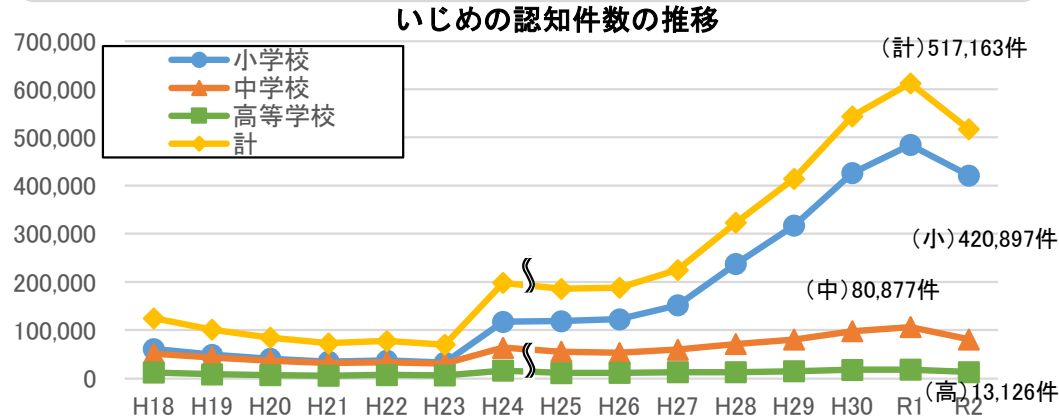
9

いじめ・不登校支援・児童虐待対応等
について

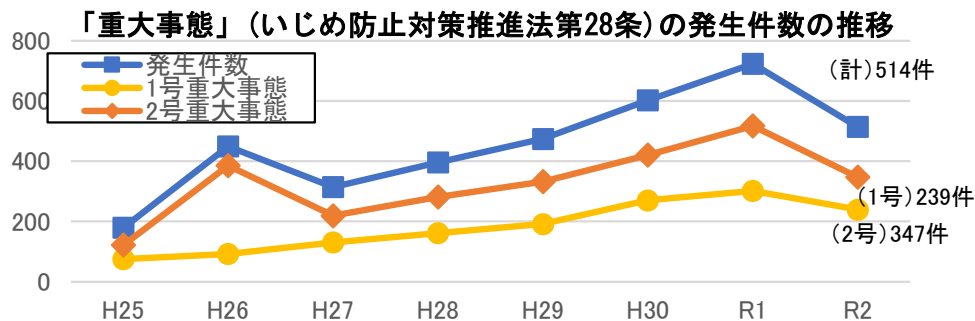
いじめ対策について

◆ いじめの現状

いじめは決して許されないことだが、
どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題。



※文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価。



- 平成24年7月 滋賀県大津市の自殺事案について報道
- 平成25年2月 教育再生実行会議第1次提言
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」
- 平成25年6月 与野党6党提出による
「いじめ防止対策推進法」の成立
- 平成25年10月 国のいじめの防止等のための基本的な方針の策定
- 平成29年3月 いじめの防止等のための基本的な方針の改定、
いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定

◆ いじめ防止対策推進法・基本方針の概要

1. いじめ防止・早期発見・対処のための対策

(1)国が実施すべきこと

→基本方針の策定、組織の設置等

(2)地方公共団体が実施すべきこと

→基本方針の策定、組織の設置等

(3)学校が実施すべきこと(①～③は義務)

①学校いじめ防止基本方針の策定

②いじめ防止対策のための組織の設置

③いじめに対する措置(いじめの事実の確認等)

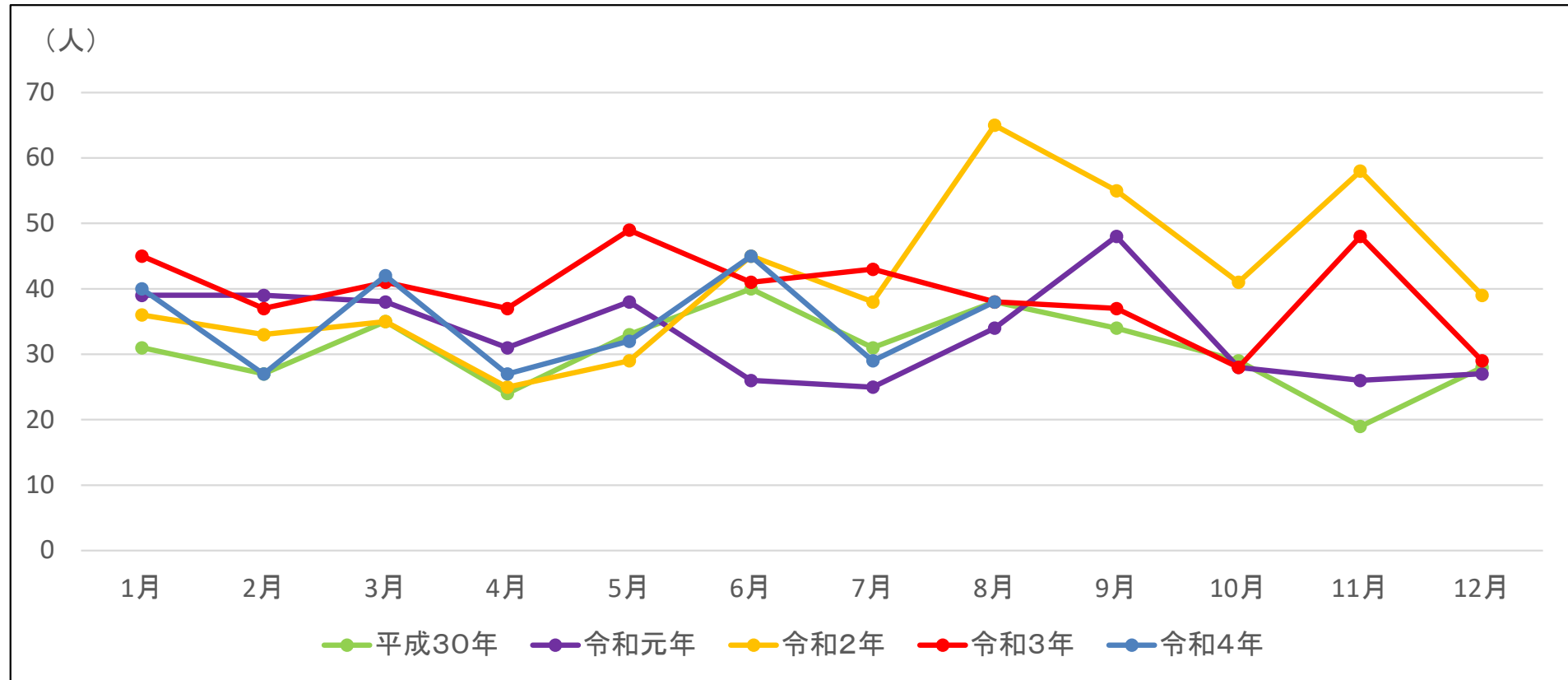
2. 「重大事態」への対処

- 学校・設置者は事実関係を明確にするための調査を実施しなければならない
- 地方公共団体の長等は再調査を行うことができる

◆ 文部科学省の主な取組

- いじめ防止対策推進法等の周知(研修会等)
- いじめ防止対策協議会の開催
- 全国いじめ問題子供サミットの開催(平成26年度～)
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実、24時間子供SOSダイヤルの周知、SNS等を活用した相談体制の整備
- 道徳の特別の教科化などによる道徳教育の充実
- 警察等の関係機関・関係団体との連携強化
- 教育委員会制度の改革
(教育長を第一義的な責任者とし、いじめ等へ迅速に対応)

児童生徒の月別自殺者数[推移]



(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	40	27	42	27	32	45	29	38					280

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議まとめ【概要】(令和3年6月)

- コロナ禍における**児童生徒の自殺者数は増加**傾向 (R2:499人) にあり、特に女子高校生の自殺者数は増加 (R2:140人) が著しい。
原因・動機としては、「**進路に関する悩み** (入試に関するものを除く)」、「**学業不振**」、「**親子関係の不和**」が**例年上位**。
- 今後の課題として、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育による**援助希求的態度の育成**、**相談体制等の整備**に加え、ハイリスクな児童生徒の早期発見・対応に資する**ICTの活用**も重要。また、学校現場に限らない背景による自殺に対応するため、**関係機関との連携体制の点検・見直し**が重要。

第Ⅰ部 コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する課題と対策

- ・ コロナ禍における児童生徒の**自殺の現状** (自殺者数の推移・背景) と課題の整理。
- ・ “ ” 自殺予防等のために早急に講じるべき**具体的施策**。

現状

● 児童生徒の自殺者数

- ・ **令和2年499人に増加**。前年 (R1:399人) に比べ100人増加。
- ・ 特に女子高校生の増加が著しい。80人 (R1) →140人 (R2) 。

● 自殺の原因・動機、背景等

- ・ **進路に関する悩み** (入試に関する悩みを除く)、**学業不振**、**親子関係の不和**が**上位3項目**。
- ・ 家庭環境：家族内葛藤等の**家庭環境の不和**。
学校環境：**息抜き場所**、達成感等が得られる
自分を支える場所などの日常が**変化**。
- ・ 女子の自殺の要因は「病気の悩み・影響」が上位。

※数値については厚生労働省「自殺の統計」を参照。

必要な施策

● 心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進

- ・ **SOSの出し方に関する教育**を含む自殺予防教育の充実。
- ・ **心の健康の保持に必要なマンパワーの確保**。

● 課題の早期発見・対応等へ向けたICT活用

- ・ **ICTを児童生徒の状況を多面的に把握**するとともに、**悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応に寄与**。

● 関係機関等の連携体制の構築

- ・ それぞれの**関係機関の役割や限界性を理解**、
・ 連携できる**体制の在り方を絶えず点検・補強**などに留意。

第Ⅱ部 SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の在り方

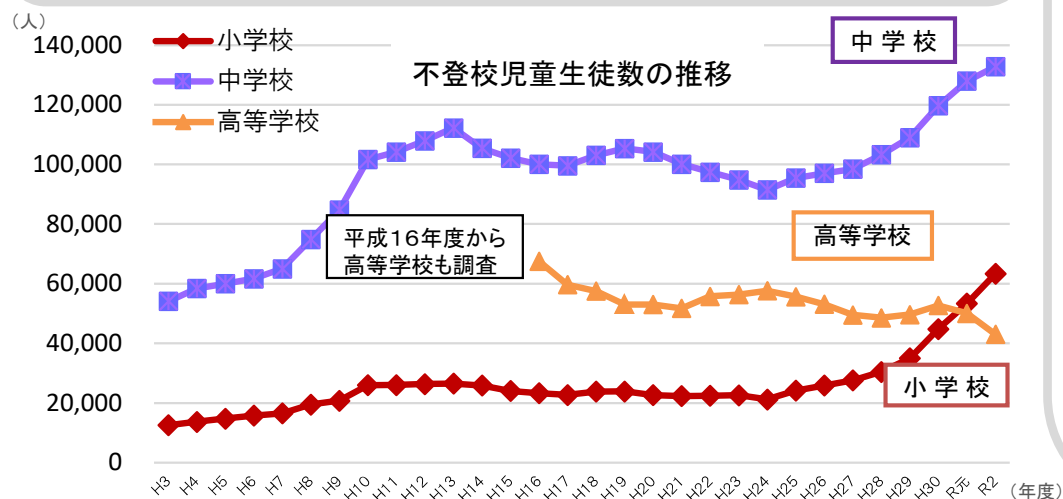
- ・ 児童生徒の自殺予防に関するこれまでの取組の経緯。
- ・ **SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の在り方の整理**。

- ・ SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育実施上の留意点を整理。
 - ー 学校や保護者、地域の関係機関等の「関係者間の合意形成」、教育目標に即した「適切な教育内容」、「ハイリスクな子供のフォローアップ」に留意が必要。
 - ー 下地づくりの教育や児童生徒と教職員との信頼関係の構築や相談しやすい雰囲気づくり・居場所づくりが重要。

不登校児童生徒への支援について

◆ 不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校 63,350 人（100人に1人）、中学校 132,777人（24人に1人）、高等学校 43,051 人（72人に1人）となっており、合計で、239,178 人（前年度 231,372 人）となっている。



◆ 不登校児童生徒への主な支援

・教育支援センターの設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター（適応指導教室）」の設置を推進（R2:1,579施設(R1:1,527施設)）

・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化（不登校特例校）

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

◆ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

◇国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場で多様な適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

・教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

・指導要録上の出席扱いについての措置等

不登校児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度（いわゆる「学割」）を適用

不登校に関する調査研究協力者会議報告書

～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～(概要)

令和4年6月10日

1 不登校の現状と実態把握

○令和2年度問題行動等調査

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は調査開始以来最多の196,127人
- ・コロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況であったこと、学校生活において様々な制限がある中でうまく交友関係が築けない等、登校する意欲が湧きにくい状況にあった可能性
- ・学校内・外いずれの機関においても相談・指導を受けていない児童生徒は34.3% (67,294人)

⇒相談につながりにくい、課題を抱えている児童生徒を学校・教育委員会において早期に把握し、適切な支援につなげていくことが必要。

○不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査

- ・「最初に学校に行きづらいつと感じ始めたきっかけ」について、「先生のこと」「身体の不調」「生活リズムの乱れ」「友達のこと」がそれぞれ3割程度を占めるなど、不登校児童生徒の背景・支援ニーズの多様さが浮き彫りに。また、教員や学校の対応や理解不足がきっかけで不登校となった事例も。
- ・学校を休んでいる間の「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」では、「勉強が分からない」が最多であり、欠席中の学習支援の重要性が再認識される結果に。

⇒多様な児童生徒への対応に当たっては、経験等により得られた特定の指導・支援方法が適切な場合もあれば、個々の児童生徒の状況によっては適さない場合もあることを、学校や教職員等は常に念頭に置くことが必要。

個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、
多様な支援を実施することが必要

「不登校」の考え方

登校という結果のみを目標とせず社会的自立を図ること
状況によっては休養が必要、学校に行けなくても悲観する
必要はなく様々な教育機会を活用！！

2 今後重点的に実施すべき施策の方向性

① 誰一人取り残されない学校づくり

- ・教育機会確保法の学校現場への周知・浸透に向けた**広報・啓発資料の作成**や、教育委員会や独立法人教職員支援機構における**研修の実施**
- ・校長等のリーダーシップによる専門職を活用した**チーム学校による魅力ある学校づくり**
- ・児童生徒本人が様々なストレスやその解消方法、自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出せるよう、**養護教諭やSC等を活用した心の健康の保持に係る教育の実施**

② 不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握

- ・児童生徒が抱える**課題の早期把握に向けた全児童生徒**を対象とした、**スクリーニングの実施**及びスクリーニングにより**課題を把握した児童生徒**に対する「**児童生徒理解・支援シート**」を活用した支援策の策定
- ・不登校の早期段階において、教室とは別の場所で**個別の学習支援や相談支援を実施するための「校内教育支援センター」**の充実
- ・一部の学年を対象とした**SCによる全員面接**により、SOSを出せていない児童生徒を早期に把握するとともに、面接を経験することによる大人へ相談することの敷居を低減
- ・**一人一台端末を活用し、児童生徒の健康状況や気持ちの変化を確認**するなど、ICTを適切に活用した組織的・客観的な児童生徒の状況把握

③ 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保

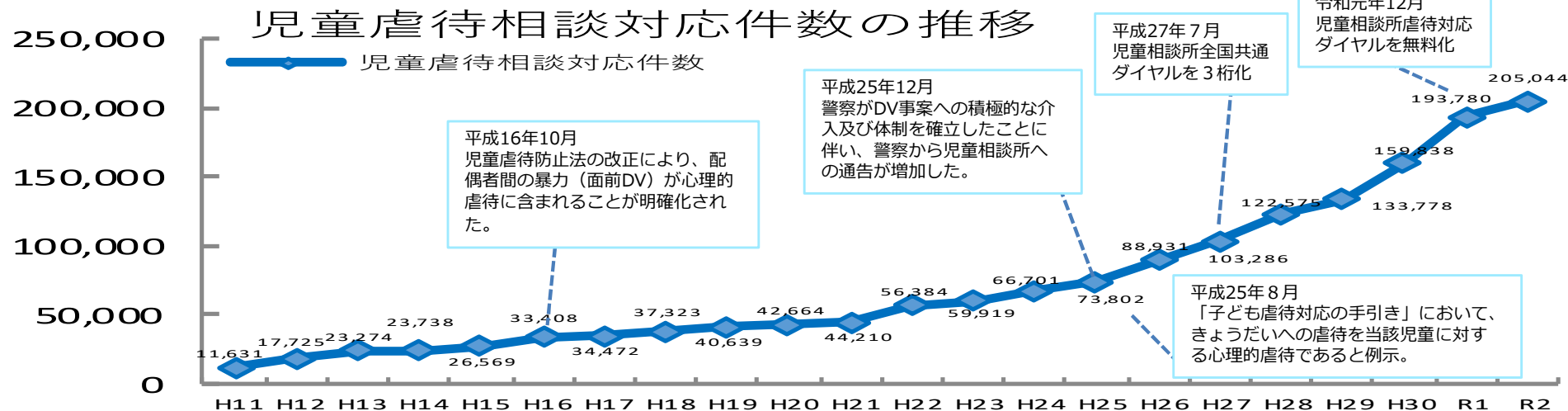
- ・**都道府県等による広域を対象とした不登校特例校（分教室型含む）や夜間中学との連携等**を通じた**特色ある不登校特例校の設置推進**や**指導体制の充実**
- ・「不登校児童生徒支援協議会」の設置・活用等による**学校・教育委員会とフリースクール等民間団体との対話の場を通じた連携促進**
- ・**フリースクール等民間団体のノウハウを活用した公設民営の教育支援センターの設置等**、教育支援センターの支援充実
- ・教育支援センターの機能を強化し、**遠隔地や相談に繋がりにくい児童生徒へのアウトリーチ型支援**や**ICTを活用した学習・体験活動、相談支援等**を一括して行う「**不登校児童生徒支援センター**」（仮称）の設置促進
- ・学校外のフリースクール等民間団体や自宅におけるICTを活用した**不登校児童生徒の学習状況を学校において適切に把握**し、出席扱い等につなげていくための課題の分析や改善方法に関する**調査研究の実施**

④ 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援

- ・**教員養成段階における教員の教育相談スキルの向上**や、SC・SSWによる**オンラインの活用**等による教育相談の充実
- ・関係機関等が連携したアウトリーチ支援や保護者への支援も視野に入れた**家庭教育支援の充実**
- ・学校復帰のみにとらわれず、不登校児童生徒の将来を見据えた**社会的自立のため**、多様な価値観を認め、児童生徒の**目標の幅を広げるような支援**

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和2年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、205,044件。平成11年度に比べて約18倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（59.2%）、次いで身体的虐待の割合が多い（24.4%）。
- 相談経路は、警察等（51%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和2年度	50,035(24.4%) (+795)	31,430(15.3%) (-1,915)	2,245(1.1%) (+168)	121,334(59.2%) (+12,216)	205,044(100.0%) (+11,264)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
2年度	14,093 (7%) (+933)	2,672 (1%) (+33)	27,641 (13%) (+2,356)	2,115 (1%) (+452)	8,265 (4%) (-625)	210 (0%) (±0)	233 (0%) (+1)	3,427 (2%) (-248)	2,979 (1%) (+108)	103,625 (51%) (+7,152)	14,676 (7%) (-152)	25,108 (12%) (+1,254)	205,044 (100%) (+11,264)

学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供

○「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成31年2月)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化についてを踏まえ、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、学校等から市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料、情報の定期的な提供に関する手続等について、文部科学省と内閣府、厚生労働省とで協議の上、平成30年7月に作成した指針を更新し、教育委員会や学校等に通知。

※「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」(平成31年2月)

学校等と市区町村又は児童相談所との連携が十分機能するよう努めるとともに、必要に応じて指針に基づく対応を図るよう、内閣府・厚生労働省と連名で教育委員会、学校等に通知。

平成31年2月の改訂により、以下の事項を追記

学校・保育所等は保護者等から要保護の幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、**欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。**

※不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂)

千葉県野田市で起きた事案も踏まえ、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨めるよう、具体的な対応方法や留意事項についてまとめた手引き作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

(URL) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

○「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月)

学校等における虐待対応の実践的な研修に資するよう、具体的なケースを取り上げ、必要な対応のポイント等を解説したほか、ロールプレイング例を掲載した教材を作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)(抜粋)

1. 改正法の内容について

(1) 親権者等による体罰の禁止（令和2年4月1日施行）

① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。

（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第14条第1項関係）

② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に

規定する厚生労働省令で定める者（小規模住居型児童養育事業における養育者）及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。（児童福祉法第33条の2第2項及び第47条第3項関係）

(2) 連携強化すべき関係機関の明確化（令和2年4月1日施行）

国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関間の連携の例示として、

関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携を明記すること。（虐待防止法第4条第1項関係）

(3) 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化（令和2年4月1日施行）

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。（虐待防止法第5条第1項関係）

(4) 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務（令和2年4月1日施行）

① 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと。（虐待防止法第5条第3項関係）

② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第5条第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。（虐待防止法第5条第4項関係）

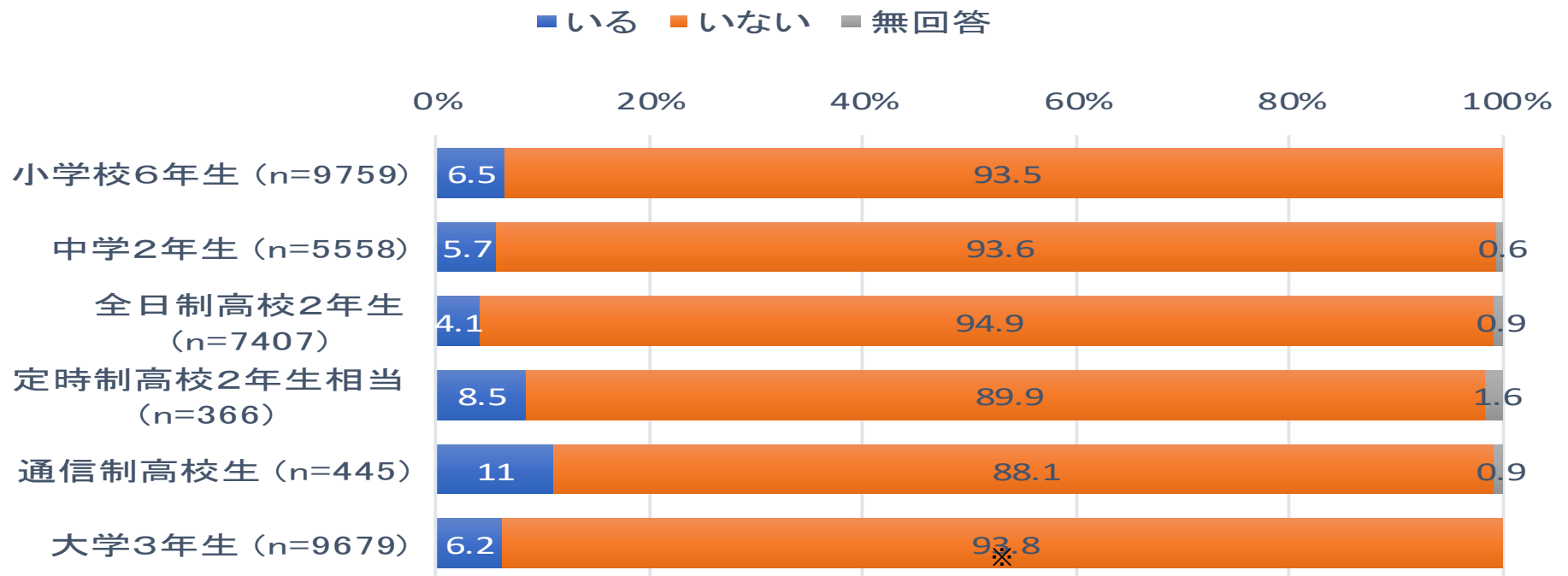
(5) 要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務（令和2年4月1日施行）

関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。（児童福祉法第25条の3第2項関係）

ヤングケアラーに関する小中高大生調査結果

※ ヤングケアラーとは、法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。

- 小中高大生に対し、世話をしている家族の有無について質問。
- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学生6年生6.5%、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、定時制高校2年生相当で8.5%、通信制高校生で11.0%、大学3年生で6.2%。



※通信制高校生について、本設問は18歳以下、19歳以上の年齢別に聞いており、年齢の設問に無回答であった1名は回答の対象外となっている。
 ※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計。19歳以上は「いた(現在はお世話をしていない)」、「現在まで継続してお世話をしている」が「いる」に含まれる。
 ※大学生は「いない」の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる。

注:本事業は厚生労働省の補助を受け、株式会社日本総合研究所が実施。実施に当たっては、学識経験者や自治体関係者等による検討委員会を設置。
 文部科学省もオブザーバーとして検討に参加するなど、連携して実施。

ヤングケアラーに関する文部科学省の取組について

1. 早期発見に向けた研修等の実施

- ヤングケアラーの概念について周知し、関係機関と連携した適切な対応を依頼するとともに、ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシートを周知（令和2年10月以降の生徒指導担当者会議等）。
- コロナ禍における心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等を通知する際に、ヤングケアラーへの支援について周知（令和2年6月14日事務連絡）。
- 福祉部局と教育委員会の合同による教職員への研修の実施や、ヤングケアラーに関する啓発資料を活用した教育現場への周知について、教育委員会に依頼（令和4年1月26日事務連絡等）。

2. 支援に向けた教育相談体制の充実

- 学校において把握したヤングケアラーを福祉的な支援につなげるため、令和4年度予算において、ヤングケアラーを含む課題に対応するためのスクールソーシャルワーカーを、全中学校区（10,000中学校区）週1回3時間の基礎配置に加え、貧困対策等の重点配置を充実。
- 支援の質の向上を図るため、スクールソーシャルワーカー等がヤングケアラーを支援した事例を収集し、各教育委員会等に周知（HPに掲載し、毎年更新）。

3. 厚生労働省との連携

- 厚生労働省・文部科学省の連携PTにおいて、関係機関の連携による支援の促進に向けた方策に係る検討をし、結果を取りまとめ（令和3年5月）。
- 昨年度実施した中学生・高校生対象の調査に加え、本年度は小学生・大学生向けの調査や、関係機関の連携マニュアルの作成において、文部科学省もオブザーバーとして厚生労働省の検討に参加。調査結果やマニュアルについて、教育委員会へ周知（令和4年4月22日事務連絡）。

※ヤングケアラーとは

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている児童生徒を指す。

学校におけるヤングケアラーへの対応

✓ 早期発見

- 担任教諭・養護教諭等による日常の観察・アセスメントシートの活用
- ・ 最近、学校を休みがちな...
- ・ 精神的に不安定になっていないかな...
- ・ 保護者面談のときに家庭での様子を聞いてみよう



- 児童生徒へのヤングケアラーについての周知・啓発
- ・ ヤングケアラーという言葉があるんだ
- ・ 身近にも悩んでいる友達がいるかもしれない
- ・ 家族のお世話がしんどいときは、周りの人に相談していいんだ



✓ チームとしての対応

- 校内の職員会議や教育相談委員会における情報共有を通じた、チーム学校としての対応
- ・ 管理職や学年主任による組織的対応
- ・ スクールカウンセラーによる心理的な支援



- スクールソーシャルワーカーを中心とした校内ケース会議や福祉部局への連絡・調整
- ・ 担任教諭と家庭訪問し、保護者に福祉的支援を紹介
- ・ 福祉部局とケース会議を実施



✓ 福祉部局との連携

- 関係機関による支援
- ・ 家族へのケアに係る負担軽減に向けた関係機関による支援へ



24時間子供SOSダイヤルについて

誰か聞いて
話をしたい
今、

Horizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞こう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル ☎ **0120-0-78310** なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待がもたらした ☎ 189番 (児童相談所全国共通ダイヤル)	子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110 (通話料無料、法務局職員または 人権擁護委員による相談窓口)	各都道府県警察本部に よる少年相談窓口 (右のQRコードから近くの 窓口を調べられます)
--	--	---

内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを
全国の学校等に配布

電話番号

(なやみいおう)
0120-0-78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含め
て24時間**いじめ等の悩みを相談することができる
よう、**全国統一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話
をかけた所在地の教育委員会の相談機関**に接続
される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育
委員会で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1／3負担
地方自治体で2／3負担

通 話 料：国で全額負担

生徒指導提要の改訂

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）等について網羅的にまとめたもの（平成22年3月作成）。



生徒指導提要

平成22年3月
文部科学省

改訂の背景

- ・平成22年に**生徒指導提要が作成されて以降、10年以上が経過**。
- ・近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。また、生徒指導提要に関する「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等が施行されるなど、**個別事項を取り巻く状況は変化**。
- ・今日的な状況を踏まえ、**「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」において生徒指導提要を改訂**（右記QR）。



改訂の基本的な方向性

●「積極的な生徒指導」の充実

目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。

●個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

個別課題（いじめ、不登校、自殺、校則、子供の権利、性的マイノリティ等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。

●新学習指導要領やチームとしての学校等の考え方の反映

生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、生徒（児童）の発達の支援、チームとしての学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。

※教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意。

開催実績

- **第1回（R3.7.7）**
 - ・改訂の基本的な考え方、ヒアリング（中学校、高等学校）
- **第2回（R3.7.30）**
 - ・ヒアリング（小学校、積極的な生徒指導）、目次構成案
- **第3回（R3.8.25）**
 - ・ヒアリング（自殺、少年非行）
 - ・多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導に関するWGの設置
- **第4回（R3.10.15）**
 - ・ヒアリング（不登校、いじめ）、目次構成案 等
- **第5回（R3.11.26）**
 - ・WGにおける審議結果の報告、執筆スケジュール 等
- **第6回（R4.3.7）**
 - ・生徒指導提要の改訂（素案）※非公開
- **第7回（R4.3.29）**
 - ・生徒指導提要の改訂（改訂試案）
- **第8回（R4.7.22）**
 - ・生徒指導提要の改訂（改訂素案）
- **第9回（R4.8.26）**
 - ・生徒指導提要の改訂（案）（座長一任でとりまとめ）
（※）改訂版については、今秋に公開予定。

(参考)

コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10～15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員 など

校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

説明

承認

説明

意見

意見

学校運営
教職員の任用

任命

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員

地域と学校（学校運営協議会）をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

地域学校協働活動推進員

保護者

地域住民

PTA

社会教育
団体・施設

文化・スポーツ
団体

企業・NPO

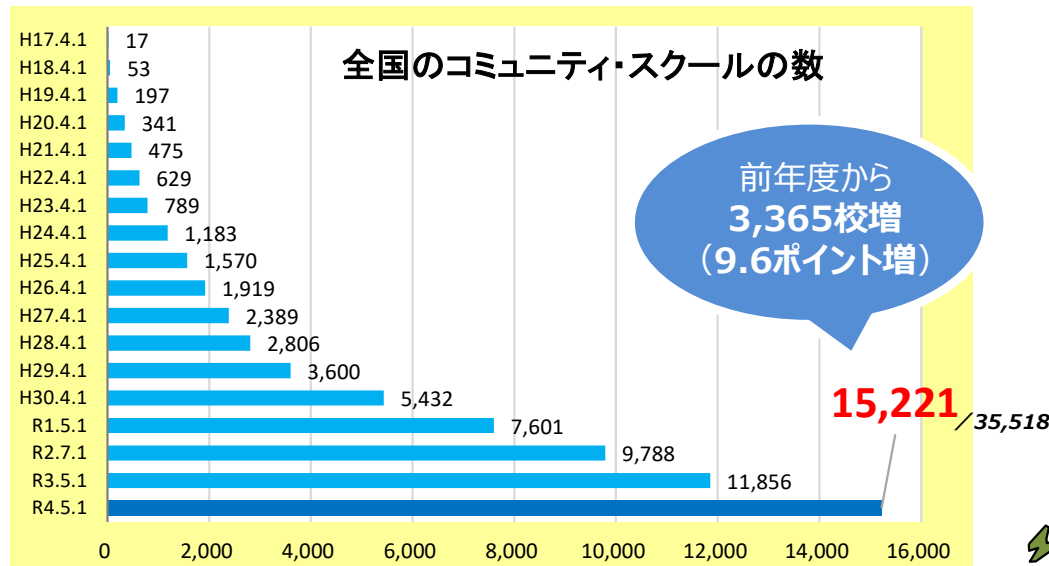
地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放
課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動
補助などの学校における活動
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事
への参画など地域を活性化させる活動
などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」
を形成した地域学校協働活動を推進する体制

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 ー学校数ー

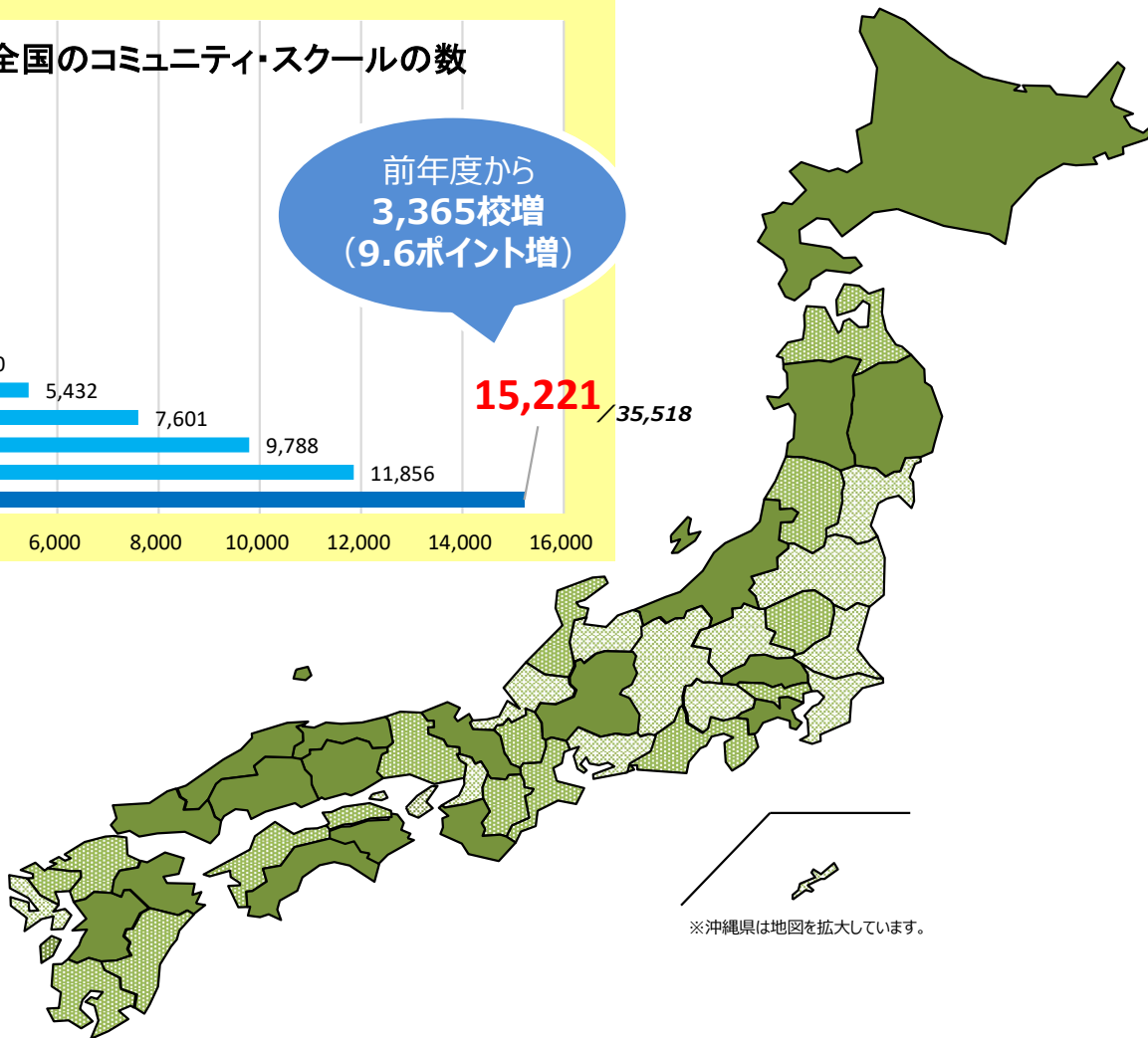
学校運営協議会を設置している学校数：47都道府県内 **15,221**校（令和4年5月1日現在）
 （幼稚園325、小学校9,121、中学校4,287、義務教育学校111、高等学校975、中等教育学校7、特別支援学校395）

全国の学校のうち、**42.9%**がコミュニティ・スクールを導入

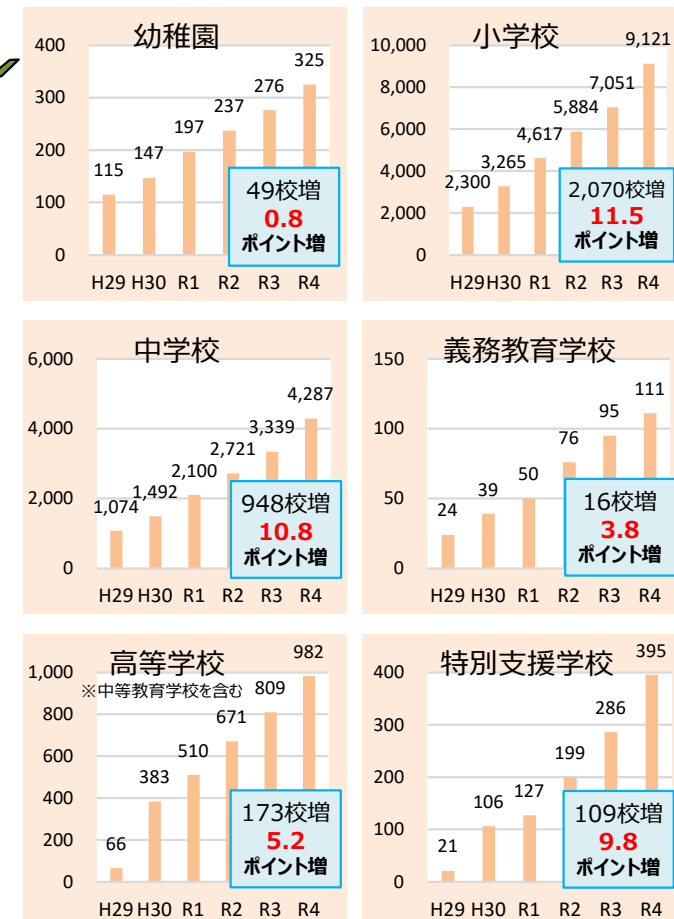


コミュニティ・スクールを導入している学校の割合

【設置率】※



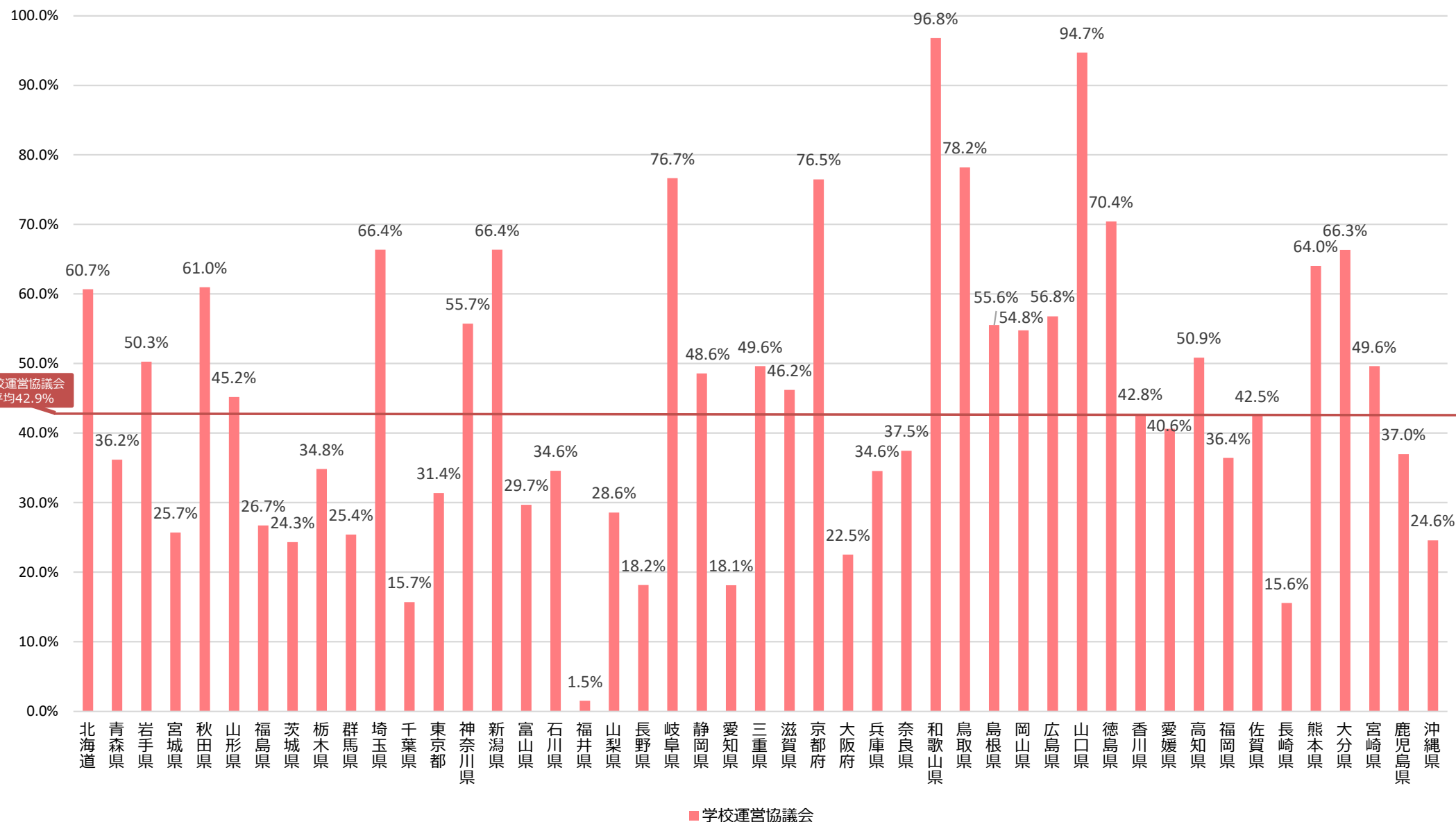
校種別設置状況



※母数は令和4年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。
 ※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

コミュニティ・スクールの導入率（都道府県別・全学校種）

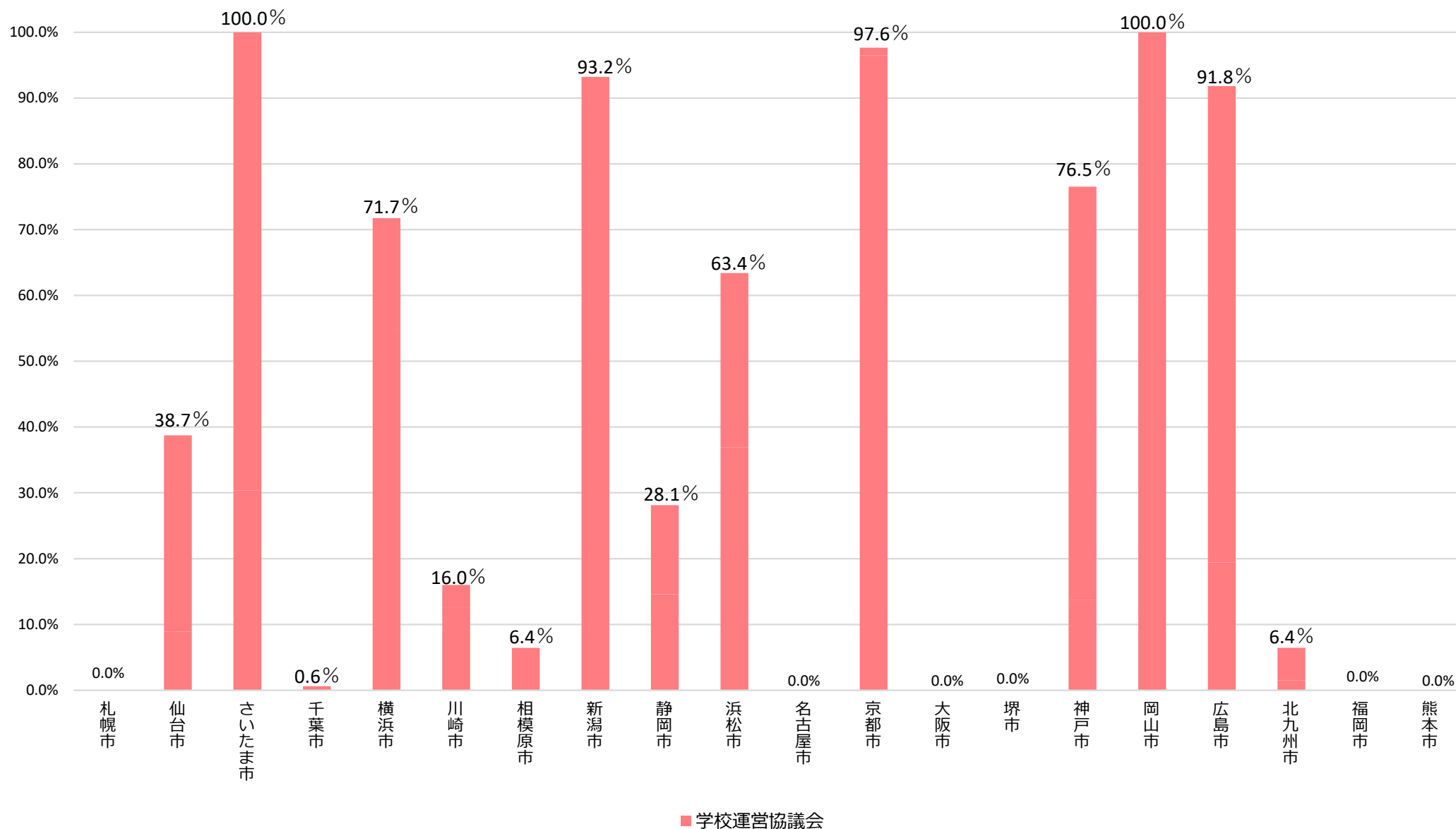
コミュニティ・スクールを導入している公立学校数：15,221校（幼稚園：325、小学校：9,121、中学校：4,287、義務教育学校：111、高等学校：975、中等教育学校：7、特別支援学校：395）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2022年5月1日現在）による。

コミュニティ・スクールの導入率（指定都市別・全学校種）

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ： 1,836校（幼稚園：60、小学校：1,184、中学校：532、義務教育学校：12、高等学校：21、中等教育学校：3、特別支援学校：24）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2022年5月1日現在）による。

【事例】CSによる学校における働き方改革の推進（岡山県浅口市）

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上**など、**学校の働き方改革を推進**

方針・目標の設定

取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

働き方改革への効果

鴨方東小学校

業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議・終礼改善
- 勤務時間の記録 など

環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

寄島小学校

チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

① 業務内容の棚卸し

- ▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

（例）教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討
→ できる改善から速やかに着手



熟議の様子

② 教育活動の再整理・再認識

- ▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

（例）見直し：一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

③ 地域と連携・協働した活動の実践

- ▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

（例）コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート
→ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

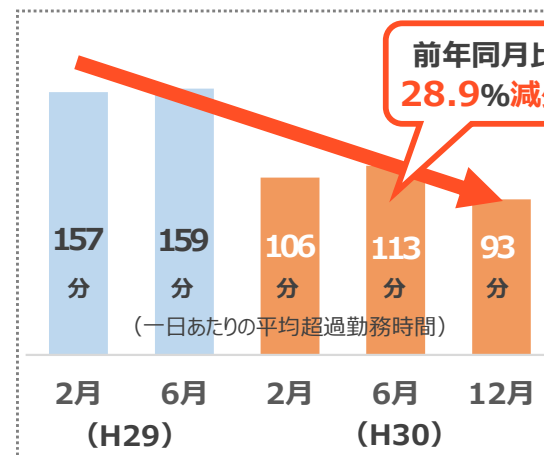
「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合（％）
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

（鴨方東小学校資料より作成）

教員の一日あたりの**超過勤務時間が減少**



（鴨方東小学校資料より作成）

【事例】CSによる生徒指導上の課題解決の取組（福岡県春日市）

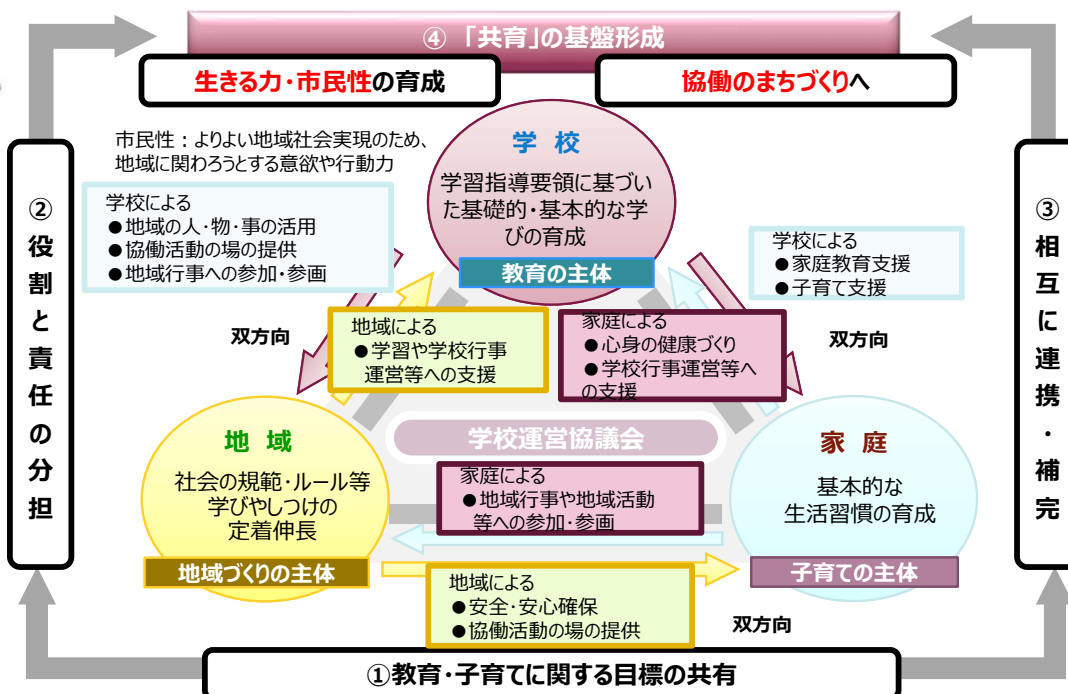
春日市の取組概要・経緯

- ◆ 春日市では平成17年度に九州で初導入（18校中3校）、以降**学校の自主性を尊重し**、希望する学校から順次導入し、平成22年に全校導入完了。
- ◆ **学校・家庭・地域の三者の双方向の関係構築による「共育」**を特徴とし、学校への支援活動、地域への貢献活動だけではなく三者による協働活動を重視。
- ◆ コミュニティ・スクールの推進と同時に、住民による自律したまちづくりを実現するため**自治会改革を実施し**、学校を支える体制が強化。また、学校予算編成や執行権限等の**学校への権限委譲**や**学校の業務負担軽減**（研究指定の休止等）にも着手。

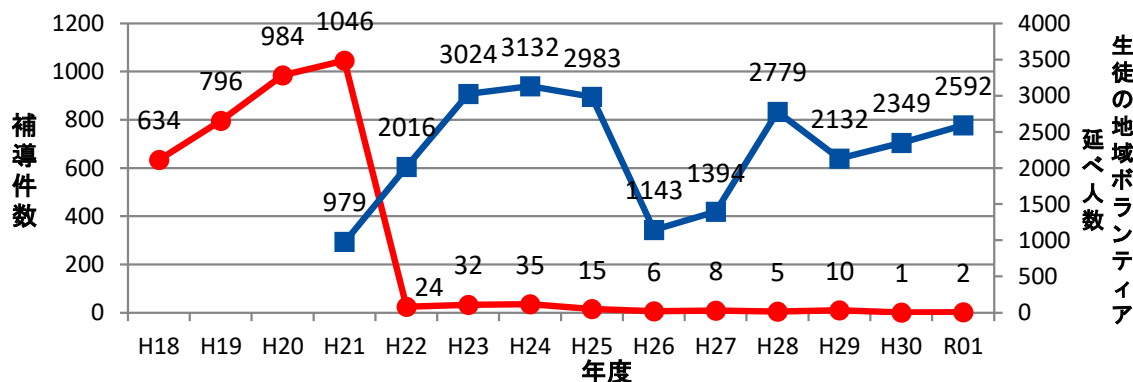


春日西中学校の取組概要・経緯

- ◆ 当時、補導件数の多さや生徒の問題行動等が課題になっており、学校は対応に苦勞する一方、学校と地域の信頼関係もそれほど強くない状況。
- ◆ 平成18年度に法律に基づくコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会において、**学校の困りごと等を包み隠さず話し、どういった学校・生徒にしたいか、そのためにどの様にしていけばよいか等、議論を重ねた。**
- ◆ 地域の側も、**率直な情報を出す学校の姿勢に本気度を感じ**、保護者・地域・教員・警察が連携した夜間パトロール等を開始。結果として**補導件数は激減。**
- ◆ この成果には、教育課程の内外において、生徒が地域の行事等にボランティアとして積極的に参加できる仕組みを確立し、子供が主体性を発揮できる場面を創出したことにより、**子供の自尊感情や自己有用感が高まり、社会性・規範意識等の伸長に寄与したことも影響。**



生徒指導上の課題を学校・家庭・地域で解決（補導件数の激減・生徒による地域ボランティア増）



卒業した大学生の声

「中学時代に地域ぐるみで何気なく楽しく行っていた活動が、全て今の自分に繋がっていることに気づいた。地域に育ててもらった自分が、今度は地域の人の側になって小中学校の子供たちと活動していきたい。そして、自分と関わった子供たちの中から今度はこちらの側に来てくれる、そのようなサイクルをつくりたい。」

（地域での多様な体験による成長、人づくりのサイクルへの気づきと行動）
【H29地域とともにある学校づくり推進フォーラム（東京）での登壇発言より】

生徒の声

「地域にお世話になっている、そのお返しをしたいという思いからボランティア活動をしている」（地域への感謝の心、ボランティア精神の萌芽）
「地域との関わりの中で、相手のことを考えることができるようになったり、周りのことに気づく力がついた」（相手を思いやる心、気づく力の伸長）

地域の声

「子供は地域の大切なパートナー、地域に欠かせない存在」
（地域住民の生徒を見る目線の変化、温かなまなざし）

コミュニティ・スクールの成果

- ◆ 学校と地域が対話を通じて、目標を共有し、課題を解決する姿へ
 - ・ 学校、家庭、地域の対等な議論、それぞれの役割等の整理
 - ・ 夜間パトロールや地域学校協働本部といった事業展開
 - ・ 教育課程内外での生徒の地域ボランティア体制の確立

- ◆ 子供が変わり、学校が変わり、まちも変わった

- ・ 補導件数の「激減」、そして、学校や地域の体制が変わっても落ち着いた状態を「維持」
- ・ 生徒の地域ボランティア等による自尊感情の高まり
- ・ 安全、安心なまちづくり